

令和5年8月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

6 番	佐 藤 仁 志	8 番	江 崎 貴 大
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	大 木 弘 己
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	浅 野 克 教
健康推進課長	山 守 美代子	福 祉 課 長	後 藤 浩 幸
介護高齢課長	安 井 幹 雄	児 童 課 長	飯 田 宏 基

総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長
土木課長
下水道課長
生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

中山 義之

産業振興課長

上田 忠次

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

水谷 繁樹

学校教育課長

田畑 由美子

飯塚 義子

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

議事課長

田口 邦郎

書記

川村 紀子

7 議事日程

- | | |
|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 報告第2号 | 専決処分の報告について |
| 日程第5 同意第12号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第6 同意第13号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第7 同意第14号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第8 議案第26号 | 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 議案第27号 | 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 議案第28号 | 弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について |
| 日程第11 議案第29号 | 令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第12 議案第30号 | 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 議案第31号 | 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 議案第32号 | 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 議案第33号 | 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 認定第1号 | 令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 認定第2号 | 令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 認定第3号 | 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 認定第4号 | 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

て

日程第20 認定第5号 令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第6号 令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（平野広行君） ただいまより令和5年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤仁志議員と江崎貴大議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（平野広行君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月26日までの34日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月26日までの34日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（平野広行君） 日程第3、諸般の報告をします。

市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度の健全化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。次に、監査委員から、地方自治法の規定により、例月出納検査の結果、行政監査の結果、定期監査の結果及び財政援助団体等の監査結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（平野広行君） 日程第4、報告第2号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告に代えさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第5 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 7 同意第14号 教育委員会委員の任命について

○議長（平野広行君） この際、日程第 5、同意第12号から日程第 7、同意第14号まで、以上 3 件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

令和 5 年第 3 回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ御審議いただきます議案は、同意 3 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第12号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、飯田哲夫氏が令和 5 年 9 月21日任期満了のため、その後任者として上松健太郎氏を選任したいので、地方税法第423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第13号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、佐藤孝氏が令和 5 年 9 月21日任期満了のため、その後任者として岡崎智子氏を選任したいので、地方税法第 423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第14号教育委員会委員の任命につきましては、浅野美喜子氏が令和 5 年 9 月30日任期満了のため、その後任者として浅野美喜子氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第12号から同意第14号まで、以上 3 件は、会議規則第 37条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号から同意第14号まで、以上 3 件は委員会への付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第12号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第13号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第13号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第14号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第26号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第27号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第28号 弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第11 議案第29号 令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第12 議案第30号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第31号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第32号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第33号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 認定第1号 令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第2号 令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第3号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第4号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第5号 令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第6号 令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（平野広行君） この際、日程第8、議案第26号から日程第21、認定第6号まで、以上14件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案3件、法定議決議案1件、予算関係議案4件、決算認定議案6件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第26号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につきましては、医療費支給の受給資格者について、医療保険給付関係情報等を情報連携により取得するに当たり、個人番号の独自利用等を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、条例の制定をするものであります。

次に、議案第29号令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、必要があるものであります。

次に、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、小学校修繕等工事請負費の増額や、標準準拠システム移行に係る委託料等を計上するものであります。

次に、議案第31号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第33号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの特別会計につきましては、全会計で8,552万8,000円の増額を計上するものであります。

次に、令和4年度各会計の決算認定についてであります。

令和4年度の決算におきましては、弥生小学校や南部保育所の長寿命化改良工事を完了す

るなど、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員各位をはじめとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

ここに、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第5号令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、及び認定第6号令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定の企業会計につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算及び決算認定については、総務部長に求めます。

柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 市民生活部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第26号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 印鑑の登録を受けている者が、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を利用して、コンビニ等の多機能端末機で必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができることとした。

2. この条例は、令和6年1月4日から施行することとした。

市民生活部の議案は以上でございます。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第27号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明します。

4枚めくっていただきまして、弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 健康保険証が令和6年秋に原則廃止され、マイナンバーカードに一本化されることに

に伴い、医療費支給において、受給資格者の加入する医療保険に関する情報等を情報提供ネットワークシステムの情報連携によって取得するに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の独自利用等を定めることとした。

2. この条例は、令和5年10月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 続きまして、建設部所管の議案を説明させていただきます。

議案第28号弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

4枚めくっていただきまして、弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例のあらましを御覧ください。

1. 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることとした。

2. この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、適用区域、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない区域におきまして、緑地面積率100分の5以上、環境施設面積率100分の10以上とすることとした。

3. 重複緑地の取扱いについて、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができないこととした。

4. 特定工場における環境施設の配置は、その地域の生活環境の保持に最も寄与するよう行うこととした。

5. この条例は、令和5年10月1日から施行することといたしました。

続きまして、議案第29号令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和4年度における未処分利益剰余金2,879万9,882円のうち、2,879万円を建設改良積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

建設部所管の議案は以上でございます。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,105万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を182億7,383万3,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税1億5,114万5,000円、繰越金4億

3,554万5,000円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金2億6,101万9,000円、減債基金繰入金1億7,000万円、市債の臨時財政対策債5,660万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、電子計算機処理管理運用事業の標準準拠システム移行委託料706万2,000円、民生費におきまして、児童クラブ管理運営事業の公金収納関連情報処理サービスシステム改修委託料237万1,000円、商工費におきまして、商工団体支援事業の商工会補助金140万円、教育費におきまして、小学校管理運営事業の小学校修繕等工事請負費858万円を増額計上するものであります。

次に、議案第31号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,265万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億2,462万8,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、その他繰越金1,254万1,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、国民健康保険事業財政調整基金積立金671万8,000円、一般会計繰出金584万8,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第32号令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い、保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を7億1,797万1,000円とするものであります。

次に、議案第33号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、国庫負担金過年度分返還金5,010万円、県負担金過年度分返還金874万円等を計上し、歳入歳出予算の総額を37億4,532万7,000円とするものであります。

次に、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額181億8,768万5,000円、これに対する歳入決算額180億9,051万9,047円で、収入率は99.5%、歳出決算額171億5,497万3,935円で、執行率は94.3%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ、市税全体では3億2,494万6,889円の増額となりました。その内訳の主なものは、市民税が1億1,327万1,994円、固定資産税が1億8,988万2,169円であります。

市税以外の主なものでは、地方交付税が9億361万9,000円、国庫支出金が27億842万9,075円、県支出金が13億1,585万6,173円交付され、歳入全体では前年度に比べマイナス2.6%、4億7,497万2,183円の減額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、令和6年度から令和10年度を計画期間とする第2次総合計画後期基本計画の策定に着手するとともに、新型コロナウイルス感染拡大や原油価格・物価の高騰等により従来の活動を行うことが困難となった自治会等の活動費や運営費の支援を行いました。

福祉関係では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響が大きい住民税非課税世帯や子育て中の世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金や愛知県子育て世帯臨時特別給付金などの支給により支援をいたしました。また、南部保育所の長寿命化改良工事を行うとともに、子ども医療助成費の支給対象を満18歳到達の年度末までの子供に拡大をいたしました。

保健衛生関係では、健康都市宣言の下、予防接種、各種検診事業等の受診率向上を図り、疾病予防を推進するとともに、出産・子育て応援ギフトの支給等により出産や育児へのサポートを行いました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払事業を推進するとともに、緊急農地防災事業をはじめとする土地改良事業を行い、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、観光協会主催イベントの実施や他団体とのイベントへの出店により市のPR活動に取り組むとともに、まちなか交流館1階にYaToMi AQUAを開設いたしました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、市道東末広140号線、市道六條鮫ヶ地線等の舗装工事を行うとともに、道路改良による幹線道路・生活道路の整備を図りました。

防災関係では、消火栓新設工事等を行うとともに、災害発生時の緊急時避難場所等の整備を行うための用地取得を行いました。

教育関係では、弥生小学校長寿命化改良工事を完了するとともに、児童・生徒を取り巻く課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置いたしました。

社会教育施設関係では、総合社会教育センター総合体育館の特定天井撤去工事や旧歴史民俗資料館解体工事などを行いました。

次に、認定第2号令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額とも3億7,138万391円でありまして、JR・名鉄弥富駅北口駅前広場用地の取得等を行いました。

次に、認定第3号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額39億1,618万8,545円、歳出決算額38億7,279万6,732円であります。

次に、認定第4号令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額6億6,645万4,961円、歳出決算額6億6,237万2,757円であります。

次に、認定第5号令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額35億7,232万3,005円、歳出決算額34億8,766万8,262円であります。

次に、認定第6号令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出のうち、収入の下水道事業収益の決算額は9億5,175万1,028円で、支出の下水道事業費用の決算額は8億8,982万192円であります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入の決算額は7億9,554万7,744円で、支出の資本的支出の決算額は9億5,781万4,382円でありまして、公共下水道事業では、佐古木東処理分区、下之割南処理分区及び海老江南処理分区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。また、農業集落排水事業では、十四山西部地区及び十四山北部地区の機能強化対策工事等を行いました。以上でございます。

○議長（平野広行君） お諮りします。

本案14件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本案14件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時27分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 佐 藤 仁 志

同 議員 江 崎 貴 大

令和5年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功 | | |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 加 藤 克 之 | 10番 | 高 橋 八重典 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|-----------------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長 | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 己 |
| 建 設 部 長 | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長 | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長兼
図書館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長 | 大 木 弘 己 |
| 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長 | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 企画政策課長 | 佐 藤 文 彦 |
| 防 災 課 長 | 太 田 高 士 | 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋田支所長 | 服 部 朋 夫 |
| 環 境 課 長 | 梅 田 英 明 | 市民協働課長 | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長 | 後 藤 浩 幸 | 介護高齢課長 | 安 井 幹 雄 |

児 童 課 長 飯 田 宏 基

産 業 振 興 課 長 上 田 忠 次

都 市 整 備 課 長 三 輪 秀 樹

学 校 教 育 課 長 田 畑 由 美 子

総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
十 四 山 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
い こ い の 里 所 長

土 木 課 長

下 水 道 課 長

生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長

中 山 義 之

神 野 忠 昭

水 谷 繁 樹

飯 塚 義 子

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 佐 野 智 雄

書 記 川 村 紀 子

議 事 課 長

田 口 邦 郎

7 議事日程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 一 般 質 問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） おはようございます。

会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） おはようございます。

3番 小久保照枝でございます。

本日、花き組合より、すてきな花を提供していただきました。爽やかにトップバッターを務めさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

1点目は認知症対策について、2点目は音声コード（ユニボイス）の普及についての2点を質問させていただきます。

まず、1点目の認知症対策について。

本年6月14日の通常国会において、公明党が一貫して推進してきました共生社会の実現を推進するための認知症基本法、いわゆる認知症の人が希望を持って暮らせるように国や自治体の取組を定めた認知症基本法が参議院本会議で成立しました。

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、厚生労働省の推計で、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になる2025年には約700万人と、高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。また、WHO（世界保健機関）によりますと、認知症の人は世界で5,500万人と推計されています。

認知症に対しては根本的な治療は確立されておらず、日本だけではなく世界共通の課題となっています。しかし、先日、8月にテレビで、高額ではありますが、エーザイ認知症薬「レカネマブ」の承認を了承しました。アルツハイマー病の進行を緩やかにする効果を証明した薬として国内初となり、これまで対症療法に限られていた認知症治療の大きな一歩となると言われています。

さて、今回成立いたしました認知症基本法では、法律の目的について、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう施策を総合的に推進すると明記しています。また、認知症の人や家族などから意見を聞いた上で計画を策定することを努力義務としています。

認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人や、その家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても同じ社会の一員として地域を共につくっていくことが必要です。

そこで質問いたします。

認知症に関する正しい知識と理解促進は本市としてどのように進めていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

認知症に対する正しい知識を周知する施策といたしましては、認知症サポーター養成講座を実施しております。本年度は12月頃に市民向けの講座を開催する予定としております。

また、認知症の正しい理解を促すパネルを作成し、まちなか交流館の2階に設置したり、毎年11月に市役所本庁舎1階で行っている「いい介護の日」パネル展におきまして、認知症についてのパネルを掲示しております。

さらに、ホームページにおいて、認知症の方の生活機能障がいの進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかをまとめた認知症ケアパスを掲載するなど、認知症についての理解促進に努めているところでございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 本年度は12月頃に市民向けの認知症講座を開催されるということ、多くの方に御参加いただけるよう周知啓発をよろしくお願いしたいと思います。

また、パネル展示や市ホームページに認知症ケアパスが掲載されているとのことでした。より多くの方に読みやすく、また関心を持って見ていただけるよう、創意工夫をしていただきたいと思います。

次に、家族や地域において、認知症に関する相談窓口としてはどこへ相談に行けばいいの

か、またどのような機関があるのか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市の認知症に関する相談窓口といたしましては弥富市地域包括支援センターがあり、その業務を海南病院に委託して運営しております。

なお、地域包括支援センターにはもう一つの相談窓口といたしまして、総合福祉センター内に北相談窓口を設けておるところでございます。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されており、専門性を生かして相談をお受けしております。

また、地域包括支援センターには認知症初期集中支援チームを設置しており、認知症に係る困り事や心配事を聞き、医師の診察、介護保険サービス、家族の負担軽減、見守り体制などの手配を短期、集中的に行っております。

さらに、市内の5つの介護サービス事業所に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方や、その家族の相談支援等を行っております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） では、書画カメラをお願いします。

認知症相談窓口は弥富市地域包括支援センター、そして総合福祉センター内の北相談窓口の2か所、業務を海南病院に委託しており、保健師や社会福祉士など専門員の方が相談をお受けしているとのこと。相談していいか迷ったら、直接電話していただいてもいいということです。電話番号がすぐ分かるよう、例えば弥富市の広報2ページには問合せ先の電話番号とかが書いてあります。また、この分かりやすいチラシ、今、福祉センター前のところに置いてあるということを伺いましたが、こういったものを配布するなど情報提供していただけるよう要望いたします。

認知症に対する偏見をなくし、認知症は特別なことではなく、誰もがなり得るものであるという理解を進め、認知症共生社会を実現していくためにも、コロナ感染回避のため開催することができなくなった認知症カフェや認知症サポート講座など、認知症に対する正しい知識と理解の普及が必要です。

今後、取組を加速させていくためにも、認知症施策推進大綱において示されているサポーター養成講座を修了した方に対するサポーター同士の発表や討議も含めたステップアップ講座の拡大の推進、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関などの従業員の方、また子供、学生などへの養成講座の拡大が必要だと思います。

そこで質問いたします。

現在の認知症サポーター数と今後のサポーター養成目標をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、認知症サポーター養成講座を平成19年度から開催しており、ふれあいサロンやスマイル教室、市内の中学校や高校、民生児童委員会、ささえあいセンター研修会などで開催し、令和4年度末現在で受講者は延べ6,951人となっております。

今後の目標といたしましては、毎年度300人程度の認知症サポーター養成講座の受講を見込んでおります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 令和4年度末現在の受講者は、延べ6,951人とのことでした。認知症サポーター養成講座を受けて終わりではなく、サポーターの方が意志を持って活動を継続できるステップアップ講座なども推進していただきたいと要望いたします。

認知症の予防については、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などが認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、認知症予防に対する活動を推進する旨が認知症施策大綱に明記されております。

そこで質問いたします。

認知症予防の推進について本市としてどのように取り組んでいくのか、今後の方針と課題をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 認知症予防につきましては、運動不足の解消、糖尿病や高血圧症の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が効果的であると言われております。このことから、従来から実施しております健康増進事業や介護予防事業において効果が期待されているところであり、認知症予防の視点も加えた啓発活動を行っていくことを考えております。

さらに、高齢者の外出や社会参加のための居場所づくりにつきましては、元氣塾や脳若トレーニング、ふれあいサロン、スマイル教室など、一般介護予防事業を実施しているところであり、今後も継続的に実施していきたいと考えております。

なお、認知症予防の促進に係る課題といたしましては、外出されない健康状態不明や社会参加をされない方など、認知症のリスクが高い方の早期発見ためのアプローチが進まないことが上げられております。以上です。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 難しい問題だと思いますが、アウトリーチ、この訪問、相談支援を引き続きお願いしたいと思います。

認知症基本法では、国や自治体が取組を進める上で認知症の人や家族の意見を聞くように明記されており、基本的施策として社会参加の機会確保などが盛り込まれています。その理

念の下、認知症の人が社会に参画し、希望を持って暮らせる地域づくりの進展が期待されています。

そんな中、新聞に若年性認知症の当事者が全国で初めて立ち上げた高知県香南市の働けるデイサービスが注目を集めています。認知症の人らが通うデイサービス「でいさあびす はっぴい」の利用者が、送迎車でほかの市まで赴き、スタッフと一緒に廊下の溝のごみを掃いたり蛍光灯付近のクモの巣を払うなど、約20分かけて建物の3階から1階までをきれいにする清掃活動を行っています。

高齢者が入浴や機能訓練などのサービスを受けるイメージを持ちがちなデイサービス、その一環として利用者が希望に応じて働くことができるようにしたのは、認知症の人たちにとって、できないことよりもできることを一つ一つ増やしていきたいという設立者の思いがあったからです。ほかにも、自動車販売店での洗車作業やミカン畑での収穫作業などの仕事を担っています。働いた利用者には対価として謝礼が支払われる。家族へのプレゼント購入や孫に渡すお年玉の貯金など使い道は様々、利用者の張り合いにつながっています。

このように認知症の人が仕事をして謝礼を得られる有償ボランティアについて、厚生労働省は2018年7月に参加を認める通知を出しています。

そこで質問いたします。

当市においても、このような有償ボランティア活動を推進していく取組はできないでしょうか、お聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 高齢者や若年性認知症の方が有する能力に応じて就労や社会参加を行うことは、生きがいつくりや認知症の進行を緩やかにするために有効であると考えます。

また、国では若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施に係る通知文書を発出しており、議員が御紹介されたように通所介護サービスの利用者が地域の企業の協力により有償ボランティアとして活躍している事例もございます。

今後、本市ではこのような先進的な取組について情報収集を行い、関係事業者とも情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ありがとうございます。

次に、介護者（ケアラー）の支援についてお伺いいたします。

家族介護における状況として、精神的な負担、身体的な負担、経済的な負担を抱えながら、また子育てと介護の両立をするダブルケア、家族の介護を担う中で家族介護に専念せざるを得なくなる介護離職、また高齢者が認知症の家族を介護する認老介護、認知症の方同士の認

認知症介護者を取り巻く課題は多様化・複雑化しております。

本市において、介護者支援の現状と今後の方針をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、認知症の方の介護者への支援といたしまして、認知症家族交流会と認知症カフェを開催しております。

認知症家族交流会「はっさんかい」は、認知症の方を介護している家族が集まり、日頃の介護での困り事や、うまくいったことなどを話す場として、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等と協力して毎月第3土曜日に開催をしております。

認知症家族交流会は、コロナ禍の影響もあり参加者が減少しており、また参加者が固定化している面もあることから、地域包括支援センターやケアマネジャーなどによる当事者家族への声がけを依頼しているところでございます。

また、認知症カフェは、認知症の方や、その家族が気兼ねなく出かけられる場所として2事業者に委託をしております。

認知症カフェも、コロナ禍の影響により従来の喫茶室での開催ができなかったり、休所しているところもあることから、開催場所や運営方法について関係事業者とも協議をしているところであり、当事者や介護者が参加しやすい環境づくりを整備していきたいと考えております。

また、介護保険制度によるサービス以外では、介護者の負担軽減につながる在宅福祉サービスといたしまして、給食サービス、緊急通報システム、ささえあいセンター事業などがあります。

このような支援により、介護を受ける方と介護者のお互いが安心して生活できるように体制整備を引き続き行ってまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 先日、私も「はっさんかい」に参加させていただきました。介護している方の悩みや相談、経験など、発散できる、分かり合える場所でした。何より、地域包括支援センター、介護高齢課、グループホーム、福祉施設などの専門員の方がおられ、つながることの心強さを感じました。コロナ禍の影響で人数も減り、開催場所や運営方法など協議しているとのことでした。ぜひ当事者や介護者が参加しやすい環境づくりを整備していただき、一人で悩まないでと多くの方に知っていただけるよう周知啓発をお願いいたします。

次に、早期受診、早期診断、医療、介護の連携についてお伺いいたします。

認知症に関わる問題として、早期に受診せずに悪化してしまったり、診断や十分なケアが行われず危機的状況を招いたりすることが上げられます。本市においても、早期診断、早期対応のための体制として認知症初期集中支援チームが整備されております。

認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医とかかりつけ医などとの連携状況など、早期受診、早期診断について、現状と課題、今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 疾病についての早期発見、早期診断の有意性は認識されているところであり、症状の好転が困難である認知症は他の疾病にもまして重要であります。

本市では、認知症サポート医、精神保健福祉士等の医療専門職及び社会福祉士等の介護専門職による認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置し、当事者やその家族、地域住民からの相談によって、認知症の方を発見したらすぐに受診や支援を開始する体制を取っております。しかしながら、早期発見、早期受診につなげる手段やアプローチが手薄であることが課題であります。

認知症は、早期発見、早期対応が大切であり、早期発見には地域における身近な相談相手である認知症地域支援推進員の協力や、かかりつけ医から関係機関への連携を促進する必要があることから、関係機関等とも連携を図り、より早期に発見できる体制整備に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 認知症初期集中支援チームが設置されており、とても心強い体制になっていることが分かりました。地域への発信や関係機関との連携体制をさらに強めていただきたいと思います。

次に、徘徊と見守りについて伺います。

認知症高齢者の徘徊が大きな問題になっており、各地では様々な徘徊高齢者を支援するネットワークの構築に取り組まれています。家族だけで見守る体制は、想像以上に精神的・心理的負担が重くのしかかってきます。ほんの少し目を離した瞬間、外に出てしまい、想定外の行動を起こしてしまう。

昨年の9月議会で要望させていただきました、あんしん見守り賠償責任保険、あんしん見守りシールの導入は、今後、介護者への負担軽減の推進につながると思います。市の見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 認知症の方に起因する事故やトラブルに係る個人賠償責任保険事業につきましては、令和5年度には愛知県内で33自治体が導入をしております。

また、認知症の方が行方不明で発見された場合に、衣服等に貼り付けたシールのQRコードにアクセスすることで登録者に情報が届くシステムである見守りシール事業につきましては

は、令和5年7月31日現在、愛知県内で試行的にグループホーム用に導入した本市をはじめ、15自治体が導入をしております。

見守り賠償責任保険や、あんしん見守りシールを活用することは、認知症の方や、その御家族が安心して暮らすことに有効な方法であると考えております。今後、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、これらの事業につきましては、現在策定中の第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において新たな認知症施策として盛り込んでいくことを考えております。

まずもって見守りシール事業につきましては、令和6年度からの導入に向け、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁をいただきました。安心して暮らしていけるよう、新たな認知症施策として盛り込んでいただきたいと思います。

国会において認知症基本法が成立し、市町村による認知症施策推進計画の策定が努力義務となりました。本市においても第9期介護保険事業計画の策定に向け取りまとめをしていく中で、認知症施策推進計画を介護保険事業計画の中に位置づけ策定することを提案いたしますが、本市の考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 認知症施策推進計画につきましては、国の認知症施策推進大綱の趣旨を踏まえまして各自治体独自の計画として策定するものであり、共生社会の実現を推進するための認知症基本法においては市町村での策定を努力義務としております。

本市といたしましては、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に盛り込んだ認知症施策推進計画の策定は予定しておりませんが、認知症の方の増加に伴い、その対策は重要であると認識をしておりますので、今後、県の認知症施策に係る動向を注視しながら調査・研究をしてまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） よろしくをお願いします。

認知症の基本的な特徴は、社会環境や生活状況、人との関わり方が記憶障がいに影響を与え、症状をよくも悪くもなり得ることです。だからこそ皆で支え合う社会を、この基本法に沿ってつくっていく必要があると思います。当事者や、その家族は、認知症になっても元気に暮らせる社会になってほしいと訴えています。

それでは、市長総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

本市では様々な認知症施策に取り組んでいるところでありますが、2040年には団塊の世代が後期高齢者になる、その中では5人に1人が認知症というようなお話がございました。今後も認知症の方の増加が見込まれる中、認知症になっても住み慣れた地域で、できるだけ長く暮らし続けられる共生のまちづくりを進めていく必要があります。

そのための様々な施策を積極的かつ効果的に進めていくためには、認知症についての正しい理解の促進と共生のまちづくりへの市民意識の醸成、また認知症の方を支援するネットワークの強化等を認知症の方や家族の視点を重視しながら推進していかなければなりません。

本市といたしましては、現在策定を進めております第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中で認知症施策の推進を掲げ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指して認知症施策の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ありがとうございます。

最後に、日本認知症本人ワーキンググループの「認知症とともに生きる希望宣言」を紹介いたします。

今とこれからを生きていくために、一人でも多くの人と一緒に宣言をしてほしいと思っています。

認知症とともに生きる希望宣言。

1. 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
2. 自分の力を生かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
3. 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力を沸き立たせ、元気に暮らしていきます。
4. 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
5. 認知症とともに生きている体験や工夫を生かし、暮らしやすい我がまちを一緒につくっていきます。

この希望宣言がさざ波のように広がり、希望の日々に向けた大きなうねりになっていくことを心から願っています。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問、音声コード（ユニボイス）の普及について質問させていただきます。

昨年の令和4年5月、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公

布、施行されました。

この法律は、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通に関わる施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。

そして、この施策を推進するに当たり、4つの基本理念が定められています。1つ目は、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、2つ目は、日常生活・社会生活を営んでいる地域に関わらず、等しく情報取得等ができるようにすること、3つ目は、障がい者でないものと同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること、4つ目は、高度情報通信ネットワークの利用・情報技術を通じて行うこととあります。ちょっと難しいですけど。

前回の6月議会において、障がい者移動支援・情報支援について質問させていただき、デジタル障害者手帳ミライロIDの周知と活用などを質問させていただきました。今年度中に弥富市障がい者計画などを策定されますので、今回この観点から高度情報ネットワークの利用・情報通信技術の活用として、音声コード（ユニボイス）を取り上げさせていただきます。

現在、視覚障がい者の自宅に届く郵便物は、補助者による代読か文字をコード情報に変換して読み上げ装置やアプリで聞いてみえるそうです。個人情報がつまんだ自分宛ての郵便物は自分で読みたいということもあるでしょうし、広告・宣伝などのダイレクトメールと市役所など行政からの大切なお知らせであっても、その違いが分かりづらく誤って捨ててしまうこともあるそうです。

アクセシビリティに配慮された印刷物は、視覚障がいの方だけではなく、高齢者や外国人の方にとっても利用しやすさに配慮された印刷物のことであり、大きな文字サイズ、ユニバーサルフォント、これは多くの人に分かりやすく読みやすいよう工夫された文字の利用、また色覚に配慮された配色、音声コードなどの配慮がなされております。

音声コードとは、印刷物に掲載された文字情報を約2センチ四方の二次元のバーコードに変換したものです。携帯電話、スマートフォンなどを利用してコードを読み取ることで、記録された情報を音声で得ることができます。

この音声コードには漢字を含め約800文字を格納でき、他言語対応もしています。また、音声コードがついている印刷物の場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障がいの方、その方がその部分に指が触れれば、音声コードがある位置が分かるようになっています。そのため、誤って処分してしまうリスクも低下します。音声コードをつけることでアクセシビリティが格段に向上し、人に優しい印刷物実現への可能性が高まります。

それだけではなく、印刷物のページをめくることが難しい障がいの方、読み書きが困難という学習障がいの方、認知症機能が低下した方への配慮も同時に行うことができます。

そこで今回は、音声コードを利用することにより実現できるアクセシビリティの向上という観点から質問させていただきます。

本市においても、地域生活支援事業における日常生活用具の中で、視聴覚障がい者用の情報・意思疎通用具として、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器が給付対象となっています。

点字が読める方の割合が減少している中で、支援用具の利用状況はどの程度の活用がなされているのか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 日常生活用具の給付等事業は、障がい者の日常生活の向上を目的に生活用具を給付または貸与し、自立生活を支援するものであります。

日常生活用具のうち、視覚障がい者を対象とする情報・意思疎通支援用具の令和4年度における給付実績といたしましては、パソコンの画面上で表示されたウェブページやメールの文字情報を音声化するソフトである情報・通信支援用具が2件、書籍などをモニターに拡大表示させることで読書や筆記が容易となる視覚障がい者用拡大読書器が2件となっております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 利用状況が少なく、ほとんど点字利用がされていないように思われます。

音声コードは音声で情報を発信できるツールとして、ユニバーサルデザインの観点からも大変注目されています。皆様のお手元にも届いている、ねんきん定期便やマイナンバー通知カード、また愛知県からの障がい者通知など、既に音声コード（ユニボイス）が活用されていることを御存じでしょうか。ぜひスマートフォン等にユニボイス無料アプリをインストールして、御自宅で試していただければと思います。

視覚障がいの方にとって、自分についての情報を自分で読みたい、必要な情報をきちんと受け取れるようにしたいという思いはとても切実です。

そこで質問いたします。

アクセシビリティに配慮するという観点で、保健センターからの人間ドックやがん検診の案内、また市民の方への公式通知を発送する場合の封筒に音声コードを記載してはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、視覚障がい者の多くの方は、主に音声

や拡大文字によって情報を取得されております。そのような状況の中、弥富市障がい者計画におきまして、情報の収集にハンディキャップのある障がい者に対して情報提供が迅速かつ的確に行われるよう努めるものとしており、その具体的な取組として広報「やとみ」の内容を音訳ボランティアにより録音し、市ホームページにおいて音声データを公開しているところでございます。

また、市民を対象とする印刷物に対する音声コードの導入につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合が作成した封筒を後期高齢者医療の保険証や限度額認定証を送付する際に使用しております。

本市におきましては、現在策定を進めております弥富市障がい者計画において音声コードを導入する旨を記載し、普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

国、自治体には音声コード作成ソフトを無料貸与されております。全庁的に使用する封筒や各課が個別に使用している封筒など、視覚障がいのある方が発信元が分からないことにより情報収集の機会を失うことがないように、市からのお知らせが入っている封筒が分かるように音声コードを記載することの重要性について、全庁的に情報共有を進めていただきたいと思います。

2016年4月より障害者差別解消法が施行されたことにより、合理的配慮として、電気、ガス、医療など社会インフラにも音声コードの導入が進んでまいりました。愛知県では、蒲郡市、名古屋市などが水道メーターの検針時に投函される水道使用量のお知らせ、これに音声コードの印刷を行っています。これは、音声コードが実装された検針用のハンディープリンターを使い、各世帯によってデータが異なるものでも対応することができます。水道使用量や請求金額等を日本語や英語の音声でお知らせすることにより、視覚障がいのある方や外国人、高齢者にも分かりやすく伝えることができているそうです。

そこで質問いたします。

本市においても、水道使用量等のお知らせの検針票に音声コードを記載してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 水道使用量の検針や水道料金請求書の発行などの水道事業については海部南部水道企業団が担っておりますので、音声コード導入の要望がありましたことについては海部南部水道企業団へお伝えします。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 料金請求書は個人にとっても気になるものです。情報提供を丁寧に

お願いいたし、検討していただけるようよろしくお願いいたします。

近年の地震や豪雨などの災害は頻発化・激甚化しております。いざという時のために、身の回りの危険を知り、事前備えが必要であります。そのために役立つ本市の浸水津波ハザードマップや高潮ハザードマップはとても分かりやすく、QRコードなどからも詳しくひもづけられています。しかし、残念ながら、視覚障がいのある方にとっては、色分けされたハザードマップを活用いただくことが難しい状況にあります。

国土交通省のハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会が本年3月に発表した内容によりますと、音声対応等、障がい者の特性に応じた水害ハザードマップを作成されている市町村は全国で41の自治体であり、全体の3%以下と非常に少ない現状であります。

災害による被害を軽減するためには、想定される地域のリスクと災害時に取るべき対応が可視化したハザードマップをあらゆる主体に分かる、伝わるものとするのが重要であり、ハザードマップへのアクセシビリティを高め、利用しやすいものにすることは人命を守ることに直結いたします。

国は、今年の出水期までに様々な災害リスク情報を地図上に重ねて表示することができる国土地理院の重ねるハザードマップを改良し、知りたい地点の自然災害の危険性や取るべき行動などを簡単な文章で表示する機能を追加する予定だそうです。これにより音声誘導案内を利用すれば、視覚障がいの方が避難所等へ避難することも可能となります。

そこで質問いたします。

今後、防災ガイド、ハザードマップ作成時に、本市としても音声コードを掲載してはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 視覚障がいの方が日頃から防災知識を身につけて災害に対する備えをするために、防災に関する基礎知識や災害リスク情報を事前に取得できるようにすることは大変重要であると考えます。

防災ガイドやハザードマップの作成時に音声コードの掲載を御提案いただきましたが、全国的にも音声対応のハザードマップを作成している自治体は極めて少数にとどまっているのが現状であります。これは、ハザードマップに掲載されている防災情報を実際に音声データのみで視覚障がいの方に伝えるのは非常に伝わりにくいからだと考えております。

本市といたしましては、避難行動要支援者名簿を活用してハザードエリアに該当する視覚障がい者世帯を調査した上で、個別に説明するなどの対応を福祉部門と連携し、行っていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） もちろん個別に対応していただくことが何より重要だと思いますが、

いざというとき誰もが必要とする情報に早くたどり着くことができるよう、音声コードも含めアクセシビリティに配慮した情報の提供ができるよう調査・研究していただきたいと要望いたします。

最後に、市長総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、インターネットやスマートフォン等の普及により情報化はかつてないスピードで進行しており、音声コード（ユニボイス）等の新しい技術は、障がい者や高齢者、外国人などのコミュニケーション手段として大きな可能性を持っております。

そのような中、障がいの有無によって分け隔てられることなく障がい者による情報の取得、利用及び意思疎通に係る施策を総合的に推進していくため、6月議会におきまして、アクセシビリティ、障がいのある方にとって利用しやすいこと、便利であることを踏まえて、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、今年度に策定します弥富市障がい者計画等において関係施策を掲げてまいりますと答弁したところでございます。

本市といたしましては、このような状況を踏まえつつ、情報の収集にハンディキャップのある障がい者等が迅速かつ的確に情報の取得及び利用ができるよう、施策の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 市長から心強い御答弁をいただきました。視覚障がい者の方だけではなく、高齢者や外国人の方など全ての人に対して視覚情報のユニバーサルデザインを推進していただけますことを要望いたしまして、私の一般質問と代えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、大原功議員。

○16番（大原 功君） 今回の一般質問は確認のみでありますので、この一般質問については平野議長、それから今の早川副議長にも相談した、ただ確認をするだけというふうの一般質問でありますので、それ以外の答弁があった場合、市長、あった場合は関連して質問しますので十分気をつけてください。

じゃあ一般質問します。

開示請求の回答についての確認をいたします。

安藤市長が水路側、平成10年7月21日、中央測量、橋本史郎氏が、水路側の測量はしておりませんという回答がありますが、これで間違いありませんか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市で、この御質問の内容についての開示決定はいたしておりません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） じゃあ次に入ります。

次には誓約書、誓約書は大原功が市に提出したものではなく、親族が提出したとありますが、親族の名前は誰ですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 裁判に関する質問でありますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここにこのように親族が出したという、こういう文章、安藤市長からいただいておりますね、見ていただくと分かります。ここね、ここの部分ですね。皆さん、見てもらえば分かりますね。だから、そのために聞いただけでありますので。

そして、市側には誓約書の提出をしていただきましたけれども、この提出は令和3年6月3日に出しました。市側は、そのような大原功からの誓約書は一切受けておりませんと、受領しておりませんという話でありますから、間違いありませんか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この質問に対しましても、裁判に関する質問については答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 次に入ります。

次に、測量の内容についての確認をいたします。

錦通線の費用、中央測量に402万7,000円の金額が払われておりますが、これは地主の宅地内の測量、境界くいまでの金額ですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいまの質問につきましても裁判に関する質問についてでございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これだけ聞けばいいですので、終わります。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、第1テーマ、避難所・避難場所、防災の備えについて、2点目、上水道と下水道について、3点目、保育所における用務員等の配置についてでございます。

まず最初に、防災の備えについてでございます。

今年9月1日、関東大震災から100年という節目の年を迎えることになりました。忘れてはいけない災害ということで、市のほうも9月の広報等には、この災害特集、防災特集ということで皆さんに周知を図っております。

この弥富市等においても、30年以内には80%程度の確率で南海トラフ等の地震が予想されているということでございます。災害は忘れた頃にやってくるということですが、弥富市としてはこうした防災の観点からはしっかりと毎年のように周知しておるわけでございます。この9月に入って第1週、第2週と、各地域においても防災訓練が行われているところになります。

それでは、質問のほうに入っていきます。

今回のこの9月の広報にも載っておりますけれども、緊急時避難場所について、基準水位を積算したところによって今までの基準と変更した点がございます。例えば今まで3階以上しか駄目だった建物等について、避難所・避難場所の基準の高さが、条件を満たせば、要するに基準水位を満たせば2階でも可能とする見直しになったかと思いますが、まずこれはなぜ見直されたのか、お答えください。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） このたびの見直しは、市有施設全般を対象に実施してまいりました。避難所に関しては、施設内の既存指定エリアである部屋など以外で新たに有効に活用できるエリアを選定し、追加指定しました。

緊急時避難場所に関しては、今まで本市は平成25年3月に弥富市社会資本整備基本構想策定業務の津波等緊急避難場所整備基本構想において、高さ基準を3階以上としていました。このたびの見直しの理由は、令和元年7月30日に愛知県が津波災害警戒区域を指定し、その

警戒区域内を地図上に10メートル四方のメッシュ形式で区分し、その区分ごとに適切な避難高の目安として基準水位が示されましたので、基準水位の内容を踏まえ、各市有施設の建物の高さを比較し、見直しを実施しました。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今までは、こうした水位に対して、浸水する予想のされる建物の階層プラス1階の上というところで必ず3階以上というふうになっておったところが、今回、愛知県の警戒区域等の高さ基準が出てきたというところから、その基準に照らし合わせて高さがあれば2階でも可ということにしたということでございました。

そういう中で、この高さが変わったことによって、具体的にどの施設が避難場所としての面積として増えたんでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） このたびの見直しは、市有施設のほとんどで追加指定をして、避難所が約1万5,800平米、緊急時避難場所が約3万4,000平米増加しました。

この見直しについては、広報9月号とホームページに掲載しております。また、今後は防災出前講座や防災ワークショップなどで周知してまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 広報に掲載されているのは、この見直しの高さの基準等の見直しの方法であって、具体的に場所としては掲載されていないかと思うんですが、場所等は全域で、今、答弁としてはカバーされたんでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 具体的な場所等につきましては、市のホームページのほうに掲載させていただいております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ホームページのほうも見させていただいております。その点については後段で触れていきたいというふうに思っていますが、じゃあ続きまして、その高さの基準と同時に、今まで鉄筋コンクリート造りを基本の建物として避難所・避難場所において、そういう指定があったわけですがけれども、今回この見直しと同時に、今度はS造り、鉄骨造りということで、これでも丈夫なら可能という変更もございました。そして、その丈夫という根拠も知りたいんですけれども、まずこの鉄骨造り、丈夫なら可能とした、その理由は何でしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 先ほど申し上げました津波等緊急避難場所整備基本構想を策定した際に、避難施設としての指定、設定要件として参考にした津波避難ビル等に係るガイドラ

インでは、構造形式を鉄筋コンクリート造り、もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造りと限定されており、鉄骨造りは対象外となっていました。その後、内閣府は津波避難ビル等に係る事例集の取りまとめに合わせて鉄骨造りも対象とする形で整理し、平成29年7月に津波避難ビル等に係るガイドラインは廃止となりました。

これを機に本市は、鉄骨造りでも建築確認申請書等で耐震基準を満たした重量鉄骨造りの建物であることが確認できるものについては堅固な建物として、緊急時避難場所として指定していくこととなりました。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、重量鉄骨造りというものであれば、鉄骨造りでも可ということとしたということでございました。

今、鉄骨造りによる見直しによって、具体的にどの施設、どの避難場所・避難所が増えたんでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 津波避難ビル等に係るガイドラインの廃止により重量鉄骨造りで緊急時避難場所として増加した建物は、市有施設では市役所立体駐車場、白鳥コミュニティセンター、弥生保育所、弥生児童館、ひので保育所です。

また、民間施設では、災害協定しております川崎重工業株式会社社宅の立体駐車場、あいち海部農業協同組合の鍋田支店と南部営農センターでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ありがとうございます。

市有地のみならず民間施設等でも、こうした鉄骨造りによって避難所が増えているということでございます。

これらの2点の見直しによって、今後、先ほど言ったような民間施設との交渉、今まで要は鉄骨造りという縛りがあったからこそ、ここの建物は鉄骨造りじゃないから避難所・避難場所として認定できなかった、あるいは高さが3階なかったもんですから避難所・避難場所として設定できなかった、そういった自主防災会からの御要望等も聞いていたわけですが、この2点の見直しによって、今後、民間施設との交渉が広がってくると思いますけれども、現在考えられている施設等はあるんでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 災害協定に向けての民間施設の候補地は現在調査中でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こうした見直しがされたということでありますので、ぜひそれを生かして、さらなる避難所・避難場所の確保に努めていただきたいというふうに思います。

ただし、この避難所・避難場所に対しては、やはり安全ということが第一ですから、本当にその基準でいいのかどうかも慎重に検討していただく必要があるかと思いますので、その点も注視しておきたいというふうに思います。

そして、次に入りまして、緊急避難場所における面積基準というものがあるわけですが、この面積基準というのは現在1平方メートルとなっています。そういう中で、1平方メートルというのはかなり狭い状況になるかと思いますが、これをやはり戻していく必要があると思うんです。

実は平成25年に恐らくハザードマップが誕生したかと思いますが、弥富市の。それ以前は2平米だったんですよ。そのときに1平米に変わったというような記憶がございますけれども、この基準を2平米に戻していく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 面積基準については、愛知県地域防災計画において、市町村が避難所等の指定・整備を図る上の措置として、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するように1人当たりの必要占有面積が示されております。本市の面積基準は、この愛知県の基準に合わせた形で弥富市地域防災計画の中に定めております。

このため、緊急時避難場所の面積基準は、発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積を確保することとし、1人当たり1平米としております。

また、現時点では面積基準を変更する予定はございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この面積基準から照らし合わせますと、今、緊急避難場所において、弥富市のホームページで公開しているわけですが、例えばこの辺の近くでいえばパデューの屋上、ここに8,108人避難、収容できるというふうに記載されています。社教センター、この当時、質問をつくった当時は4,400人と書いてあったんですが、今は恐らくこの基準の見直しによって増えたのかなと思いますが、5,846人というふうに収容人数が記載されているわけですが、この数字が果たして現実的だと思うのかどうか、ちょっとお答えください。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 現実的な数字であると考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 現実的な数字だと言われます。

実は9月3日に日の出・桜学区において防災訓練があったわけですが、そのときに参加されたのは大体約300名程度だというふうに思っておりますが、その中で1階のホールに集められたときにホールの半分以上が300人で埋まっているんですよね。それを想像しま

すと、その約19倍に当たる5,900人ぐらいが社教センター、あの建物、もちろんホールだけじゃないんですけれども、そういうところに避難できるという想定というのは想像がつかないわけなんですよ。

だからこそ、この基準自体を現実的な数字に、今、現実的だとおっしゃいましたけど、それは現実とはちょっと私はかけ離れているというふうに思いますので、せっかく今、避難場所として指定できる地域が逆に広がったわけですから、数値を戻していくことによって、1平米というのは、本当にさっき言われた、座っているか、あるいは立っているか、こういう状態でしかいられない空間なんですよ。だからこそ、ある程度この緊急避難場所で過ごさなきゃいけないことを考えるのであれば、現実的な数字に戻していく必要があるかと思います。

そこで、まず質問ですけれども、じゃあ仮に堤防の決壊等でこの緊急避難場所に逃げ込みましたと、最長でどの程度過ごすことになるのか想定されているというふうに思いますけれども、どれぐらいでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 緊急時避難場所は、あくまでも緊急時に一時的に命を守るために避難する場所でございますので、基本的には長期的な滞在は考えておりません。しかしながら、緊急時避難場所での滞在期間や状況は災害の規模によって変動しますので、一概に何日かとはお答えできませんが、自衛隊の救助活動につきましては1日から3日で開始されると想定しております。このため、救助が必要な場合は、しばらくその場で待機する可能性が生じますので、市民の皆様には日頃から主体的に各家庭において非常持ち出し品を準備していただき、自助、共助の中で対応していただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 最初、一瞬ちょっと焦りましたけれども、最長たしか3日だったということだったんですよ。その3日の期間を先ほど言ったような人数、例えばパディーの屋上に8,008人、社教センターに5,846人、緊急避難場所として、自衛隊が動き出す1日から3日の間、滞在できるのかと考えたら、到底難しいと思います。それはもちろん、一気に五千何人が避難するというのも、それはそっちも考えにくいんですけれども、とはいえそういった収容人数を出している以上、その人数が来ても大丈夫だということを市の基準として持っていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひ、その期間を先ほど言ったような人数が過ごせるように考えていただきたいと思います。再度いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 緊急時避難場所の滞在状況のよしあしは一概には言えません。先

ほど申し上げました1人当たり1平米という面積基準は、あくまでも緊急時に一時的に命を守るために最低限確保したい必要保有面積でございます。

現在、市内全体で緊急時避難場所の人口に対する収容率は200%以上でございます。しかし、この収容率はあくまでも目安にすぎません。時間帯によって市内に分布する人の数や滞在場所は常に変動します。それは、市外在住の方が市内の会社に勤務されたり、学校や買物などに来られたり、逆に弥富市民の方が市外へ行く場合もあります。

また、当然のことながら施設ごとで立地場所や収容可能人数等が違うことから、災害発生の時間帯によっては避難者が1か所に集中し混雑する場合や、逆に避難者数が極端に少ない施設も考えられます。このように、緊急時避難場所の適正な数というのは非常に難しいと考えております。

このため、一時的に命を守るための緊急時避難場所の選択肢を一つでも増加するように、今後も民間の建物を利用した災害協定を進めていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 答弁としてはそのように取るんですけれども、ただ本当に最長3日間という中で、その場所で過ごすということを考えて防災計画等を立てていくべきだと思うんですよね。現実的に、確かにその人数がいきなりぱっと来るかといったら、そうじゃないというのはもちろんそのとおりなんですよ。ただ、そうはいっても、先ほど言ったように収容率で言えば200%以上今あると、1平米でカウントすればね。ということであれば、逆に私は、愛知県の基準はちょっと置いておいても、市の基準として、これだけの市民は絶対守るんだと、逃げ込んできたら100%守るんだと、こういう勢いで考えていただきたい。

そうすると、面積基準自体も見直していくことによって、より現実的な避難対策として防災計画が立てられるんじゃないかと。そういう意味も込めて、ぜひこの面積基準も見直していただきたいというふうに思っております。

さて、次の質問に移っていきますが、事務局のほう、書画カメラのほうをお願いします。

今、緊急避難場所の質問をさせていただいておるわけですが、この多くは屋上避難なんですよね。屋上避難というと、要は屋根がないという状況になっております。そして、東日本大震災のとき、私、ボランティア等にも行きましたが、一番困っているのはトイレだということでした。

市のほうは簡易トイレ、便袋等で多少備えはあるわけですが、ただ、このトイレを使うには便袋だけじゃなかなかできないですよね。何が必要かというと、今、写真のように、こうした囲い等も必要になってくるし、そこに置ける、ちょっと見にくいですが、実際に下には便袋がセットできるような台座もあるわけですが、こういうものを置いていかなければ使えないんじゃないかというところだと思います。

こうした簡易トイレを、例えば屋上避難場所等にしてある保育所の上等にそれじゃあ備えてあるかといったら、どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 市有施設の緊急時避難場所の場合、建物の2階以上も対象スペースとして指定しておりますので、屋上に避難した場合でも既存施設のトイレが使用できます。

しかし、断水等によりトイレが使用できない場合は、各市有施設に配備している簡易トイレを使用していただくか、便袋を施設の既存便器に備え付けて使用していただくことができます。

しかし、民間施設については、緊急時避難場所としての指定エリアが通路や階段踊り場などに限定されるところが多いため、この場合、簡易トイレや便袋、また目隠しテントなどといった市の備蓄品を配備するスペースはございません。

先ほども申し上げましたとおり、緊急時避難場所はいくまでも一時的に命を守ることを目的とした場所でありますので、持ち運びの簡単な携帯トイレや目隠し用シートなどを非常持ち出し品として準備していただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 先ほどから一時的一時的と言われるんですけども、さっきの一時的を確認した1日から3日というんですよね。その1日から3日、最長3日として、その間、じゃあトイレがないと困るわけですよ。そんな3日間出さない人なんて100%いないわけですから、そういう状況になっているということなんです。

2階を使えるということをおっしゃっていましたが、使えないケースだってあるわけですよ。基本的には屋上避難の場所というのはかなり多いわけです。そういう中で、そういう場所においては、そういう備えが必要なんじゃないかということなんです。

屋上避難で、じゃあトイレだけじゃないんですよ。例えば炎天下で、今、夏ですよ。炎天下で直射日光がある場合、日を遮るものがない。ここで先ほど言われた1日から3日過ごすというふうに考えれば、それこそ命の危険性にさらされると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 避難する季節によって装備品が異なります。非常持ち出し品については、今まで防災ワークショップや防災出前講座、市広報やホームページ等で啓発しております。

また、家族構成により必要となる持ち出し品も異なります。このため、家族の中で何が必要で誰がどの荷物を持つのかも含めて、日頃から話し合い、準備していただくことが大切です。

御指摘のように、夏場に屋上へ避難する場合は、帽子なども非常持ち出し品として準備し

ていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 非常持ち出し品と、あくまで御自身で用意してくださいと。それはもちろん、自主というのは必要な部分もあります。ところが、やっぱり緊急避難ですから、命からがら逃げてくる状況の中で、なかなかね、それは事前準備はもちろん必要ですよ、これは大事だと思います。それは皆さんにぜひ備えていただきたいんですけれども、ちゃんとそれが現実的に持ち出せるかどうかというのは本当に運次第だと、自分がどこにいるかという中で運次第だというふうに思っています。

そういう中で、ある程度の市が緊急避難場所として選定しているところがあれば、ここに逃げ込んでくれれば何とか命はつなげるというような状況下をつくっていくことが、僕は本当に現実的な防災計画として必要なものだというふうに思っています。

今、炎天下のほう、お話しさせていただきましたが、逆に真冬の場合は、もしかしたら水につかった状態で何とか必死で逃げてきたと。水にぬれた状態です。そういう中で寒いとなったら本当に凍えてしまいますよね。そういった状況をやっぱり考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 冬場に避難する場合は、当然毛布のような大きなものを持って移動することは困難ですので、防寒着等の着衣も事前に決めておくことが大変重要であります。そういった意味でも、防寒・防風アルミシートといった防寒用品も非常持ち出し品の一つとして、まずは自助の観点で各自が事前準備し、避難していただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） もちろん、先ほど言ったように自助というのは、日頃の備えというのは本当に大事なことだと思います。うちも玄関収納のところに、こうした避難バッグとして置いてあるわけですが、それはそれで仮に持ち出したとしても、そうやって持ち出せる人は先ほど言ったように運がいい状態だと思うんですね。例えば地震が起こったときに、自分の居場所というのは分からないですよ。そういう中で持ち出せるときもあれば、逆にもし玄関収納が仮に埋まってしまっていたら、それは取り出せないですよ。取り出せない場合もあるわけですが、そういう中で命からがら水が来るということで逃げ込むわけですから、そういったところをカバーしていく必要が私はあるというふうに思うので、何でも自助、自助じゃなくて、やはりある程度は備えていく必要があると思います。

事務局、書画カメラのほうお願いします。

ごめんなさい、失礼しました。このタイミングじゃない、次でした。

これはちょっとフライングしちゃいましたけど、今こうした中で必要な部分として、トイ

レと、日よけと、防寒具、この対策というのは、今、自助に頼った部分があるわけですね。だから、ここを検討して備えがある程度必要なんじゃないかと。3日間、そこで最長過ごす、自衛隊の救助までにそこで過ごすとなると、そういった備えも必要となってくるので、やはりその備えが私は必要だというふうに考えておりますけれども、ぜひ市のほうでもある程度備えていくという方向を出していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 先ほども申し上げましたとおり、市有施設の緊急時避難場所であれば、簡易トイレや施設の既存便器に備え付ける便袋が備蓄品として配備してございます。

また、各種非常持ち出し品についても、日頃から主体的に自助の観点で事前に準備し、避難していただきたいと思いますと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私も繰り返し言っておるんですけれども、屋上避難も想定しながら備えが必要だということだと思います。トイレは2階が使える状況にならないと、今の現状、弥富市の屋上避難ですと使えないんですよ、現実。やっぱりそういう中で多少備えていくべきだというふうに思います。そんな何個も何個も、1か所に10個も20個も用意しろということじゃないんですよ。トイレというのはそんなにも、もちろん便袋は要りますよ。じゃなくて台とパーティションのテントがあれば屋上でも設置できるわけですから、そういったことを考えながら防災計画として取り入れていってほしいと。ぜひそれを今は検討していただきたいと思います。

もう一つ、先ほどちょっとフライングで出しちゃったんですけれども、書画カメラのほうをお願いします。

こちらは何かといいますと、名城大学附属高校でいい取組をしているということで、ちょっと紹介させていただきたいんですが、緊急防災パック、いわゆるこの箱のほうには帰宅支援キッドと書かれたものが備えてあるということです。これを個人のロッカーに全員備えているということでございました。

この書画カメラの大きさ等でなかなか分かりにくいんですけど、ここには3日分の水と食料があると。水はちょっと3日分とは私は想像できないんですけれども、一応3日分だということであるそうです。

こうした緊急防災パックとして、この帰宅支援キッドみたいなものを弥富市の学校や保育所等でも備えられないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校や保育所施設は、避難指示の発令時などに利用する2次開設避難所として備蓄品等が配備されておりますので、個別の防災パックを備える予定はござい

ません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 備蓄等が多少あるということなんですが、これがあると何がいいことがあるかという、ロッカーに置いてあるもんですから、毎日、生徒さんがかばんとかを置くときに見るんですよ。そういう中で毎日の日々の防災意識も高まっていくというところと、本当に緊急時、持ち出せるというところだと思うんです。

これを紹介してくれた市民の方からいいますと、大体1つ、その当時で2,000円程度だということでした。弥富市の小学生が1,981人、中学生が1,135人、保育所で887人ということですから、約4,000人、正確に言うと4,003人ということですから、2,000円掛ける4,003人で考えれば800万円程度なんですよ。だから、現実的にできるんですよ。しかも、これは毎年という形で、要はローテーション、卒業したら持って帰ってもらえばいいわけですから、賞味期限等もございますので、ローリングストックも可能となっていますし、それを使って訓練等もでき幅が広がっていくわけですよ。

そういった日頃の積み重ね、防災意識の向上というのも大事だというふうに思いますので、この支援キッド、これだけとは限りませんが、ほかのもっといいものがあれば、そっちのほうを選択してもらっても全然いいと思うんですけど、そういったものを学校、保育所等に備えていく、こういった形で弥富市の安全を守っていくという必要があるかというふうに思います。

続いて、そういう中、最後の質問に行きたいと思いますが、事務局のほう、書画カメラのほうお願いします。

これは私の住んでいる地域で行われた桜、前ヶ須学区の防災訓練に参加したときに撮らせていただいたものでございます。

左側は食料ということで炊き出し等が行われました。右側はボートの組立てということで、先日の9月3日に行われた桜・日の出学区でも、消防団が持っているボートと全く同じものだと思います。これは組立て式になっていますので、スペースも小スペースで置いておけるということで、弥富市としてはゴムボートだとやっぱり破れてしまう可能性もあるので、こうしたボートを備えていくことも必要かなと思います。こちら、こういった形で自主防災会が頑張っているところもあるんですよ。これはまさしく共助という形になるかと思います。

ただ、弥富市としては、自助はもちろん事前に備えていただくということで、今、啓発されていますよね。共助としても頑張っている地域は頑張っている。ぜひ進めていただきたいのは、防災会によっても、かなりしっかりやられているところと、なかなかできないというところもあるかと思うので、そういった情報を共有しながらやっていただきたいと。

以前質問させていただいたときに、会議が自主防災会同士にあるんだと、年1回ぐらいやっているんだということを言っていましたけど、実態を聞いたら、なかなか先進自主防災会のそういう取組を紹介する状況ではなく、今現状としては要支援者名簿を提出して少しお話しして終わりというような状況になっているということも聞いておりますので、それでは積み重なっていかないと私は思いますので、そういったところの先進的な取組をぜひその会議の中で話し合っていていただいて、市としてそういう先進的な取組ができるように支援していく必要があると思うんですよね。そういう中でぜひ活用していただきたいと思っています。

最後に、屋上避難の備え、そして学校等、保育所等の備えを紹介させていただきました。あとは自主防災会の取組等も紹介させていただきましたが、こうしたせっかく基準を見直したということでもありますので、基準を見直すだけではなくて、現実には即した防災計画そのものを見直していく必要があるというふうに思います。

特に私が一番危惧しているのは、さっき言ったように緊急一時避難場所において、現実的に3日間過ごせるようなぜひ計画にしていいただきたいと思いますが、市長の総括をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の防災上の最上位計画であります弥富市地域防災計画は、国・県の防災計画の修正、法の改正、直近の災害に対しての対策などを盛り込み、現状を踏まえて本市防災会議で協議をしております。

この防災会議の委員につきましては、自衛隊、警察、消防、水道、保健所、土地改良、電話会社、電力会社など、市民の生命の維持や復旧・復興などライフラインに係る関係機関、教育委員会、区長会、消防団などの団体の代表の方々を委員として任命して計画内容を御協議いただいております。

今後も実態に沿った防災対策を実施するために、国・県の各種方針を盛り込み、また防災会議委員の皆様から御意見等を集約して災害に強い弥富市を目指してまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 市長としては、そういった現実には即した防災計画ということで推進していきたいということですが、やっぱり本当に屋上で3日過ごすということを考えながら、ここは計画を立てていくべきかなというふうに思いますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

またもう一点、これは自治会のほうからどうしても言ってほしいということでしたので1つだけ提案しておきますけど、先日、台風が8月15日に起こった際に、緊急一時避難所として1次開設を行ったと思います。その際に、連絡通知として寝具を持ってきてほしいという

ふうに書かれておりました。そういう中で高齢者の方は寝具を持ってこいと言われると、持っていけないということをその方は言われておりましたので、ぜひ何とか、こういった特に1次開設で予防的に避難される方というのは、本当に弱者という状況で足が悪い方もいるわけですから、そういったことに配慮しながら発信のほうもできないかと思っておりますので、これは要望ですので、よろしくお願いします。

次のテーマに移ります。時間がないな。

○議長（平野広行君） どうぞ、続けてください。

○2番（那須英二君） 水道料金、下水道についてでございます。

まずは上水道、水道のほうから1つ質問させていただきたいと思います。

現在、この弥富市における全域が海部南部水道企業団として入っているわけですが、その広域事務組合の水道企業長として、今、安藤正明市長がおるわけですが、この状況というのは把握されているというふうに思います。

この海部南部水道企業団の運営状況といたしましては、同規模団体と比べてもかなりいい状態になっております。どのぐらいいいかというと、借金比率で考えれば、同規模団体と比べて4分の1しかない。これは実際に比べたら本当にありがたいことですよね。自己運転比率、自前で運転できるところも、同規模自治体と比べても3倍いい状況になっているんですよ。にもかかわらず、水道料金はこの海部南部水道企業団というのは愛知県で一番高い水道料金となっています。

事務局のほう、書画カメラをお願いします。

なかなか見にくいんですけど、この棒グラフが料金として記されている、要は一般家庭における13口径の料金として記されているもので、一番上にあるのが海部南部水道企業団なんですよ。収益、運転状況は、かなりどころか同規模団体と比べたら段違いにいい状況になっているのにもかかわらず、水道料金だけは高くなっているというところです。

もちろん、事情としては愛知県水を100%使わなきゃいけないと。先日ちょっと申し上げさせていただきましたが、この愛知県水も今値上げされようというところも話には上がっているわけですけど、何とか愛知県には値上げを抑えてもらうことはもちろん要望するんですけど、それと同時に、愛知県水というのはもともと高いわけですから、そういったことも引き下げながら考えていく必要があると思います。

そして、この海部南部水道企業団の経営としては、令和3年度、おととしの決算を見ると、かなり黒字になっています。令和2年度はコロナ対策を半年間、海部南部水道企業団の自前で基本料金を無償化したものですから、そのときでちょうど、本当にすれすれ赤字なんですけれども、ほぼとんとんという収支で、それのない令和3年度は大きな黒字となりました。1億円を超えていたというふうに思います。昨年度の収益としても4,000万円の黒字となって

おります。電気代が結構高くなってきたにもかかわらず黒字の状況。

それとは別に、資本金に別個で2億円積み立てるといような状況があるわけです。2億円といっても、約2億円ですね。約2億円積み立てるとい経営状況になっています。その間、借金もどんどん返しているということで、かなりいい運営状況になっているわけです。

今年度としては、海部南部水道企業団……。

○議長（平野広行君） 那須議員に申し上げます。的確に質問してください。市政に関することを質問してください。

○2番（那須英二君） 一応説明、本来は……。

○議長（平野広行君） 的確に説明してください。

○2番（那須英二君） 本来は市長に聞く予定だったんですが、議長からまとめて、除去して質問してくれということだったので、その調整を図っています。

質問に入るわけですが、今年度は海部南部水道企業団としては別に持ち出ししなかったんですが、弥富市として補助を出して基本料金4か月無償化にして今現在執行しているわけですが、そういう状況になっています。

こういった形で水道料金を引き下げているんですけれども、もともと海部南部水道企業団にはそれだけの力があるわけです。今の市長は企業団の企業長としていらっしゃるわけですから、その状況も分かると思うんですが、そのことを踏まえて、市民、愛知県で一番高い水道料金を今支払って、物価高騰で大変なさなかやっているわけですから、市長としてこの水道料金に関してどのように考えているか、お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 水道は重要なライフラインの一つであるため、安全で良質な水を安定的に供給する使命を果たす必要がございます。また、災害に強い水道施設の構築のためにも、経営の健全化、安定化ということが不可欠でございます。

水道料金につきましては、海部南部水道企業団の正副企業長会及び議会において協議をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私としては、もちろん水道企業の運営状況としては海部南部水道企業団でやればいいというふうに思います。ところが、弥富市長として、今の住民負担が大きいという点において海部南部水道企業団に要求していくという姿勢が必要だと思っておりますので、その点を確認したかったわけですが、ぜひ市長としてしっかりと運営状況を見ながら、これはやっぱり下げられるんじゃないかというようなことを考えながら要求していただきたいと要望しておきます。

続きまして、下水道に入ります。

この下水道は海部南部水道企業団と違って、かなり運営状況が逆に、言葉を選ばずいくと悪い状況になっています。というのは、収益というのもかなり抑えられていて、今25%ぐらいいしか運転資金に回っていかない状況だと思いますが、この公共下水の収益というのは幾らになっておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 令和4年度弥富市歳入歳出決算書の55ページ、56ページに事業別を意味するセグメントという表記で、公共下水道事業と農業集落排水事業を報告セグメントとしております。56ページの(2)報告セグメントごとの営業収益等にて回答させていただきます。

営業収益としまして、公共下水道事業1億9,226万2,000円で、下水道使用料でございます。次に、農業集落排水事業6,967万9,000円で、汚水処理施設使用料でございます。合計2億6,194万1,000円でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） その収益は一般会計からの繰入れは除かれておりますので、この一般会計の繰入れは幾らなんでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 一般会計からの繰入金で、公共下水道事業は2億5,600万円、農業集落排水事業では1億9,200万円で、合計4億4,800万円でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） それに対して運転資金、支出のほうは幾らでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 支出の営業費用では、公共下水道事業3億9,647万5,000円、農業集落排水事業3億6,610万1,000円、合計7億6,257万6,000円でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そうしますと、やはり収益に対して運転資金、支出のほうはかなり見合っていないという状況になって、大きな一般会計からの繰り出しになっているという状況です。

これはあくまで現況の運転資金だけなんですよね。恐ろしいのは減価償却費なんですよ。この減価償却費、毎年幾らほどの見込みになっておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 公共下水道事業では、令和4年度決算で2億4,588万7,000円、令和5年度予算で2億6,049万5,000円。令和6年度から令和12年度までの見込みとしましては、下水道の面整備拡大中であることから、令和2年度に策定した弥富市下水道事業経営戦

略では毎年約1,200万円程度増加し、令和12年度で3億4,189万5,000円と見込んでいます。

農業集落排水事業では、令和4年度決算で2億5,225万5,000円、令和5年度予算で2億4,867万2,000円、令和6年度から令和12年度までの見込みとしましては、農業集落排水事業は整備が完了していることから、弥富市下水道事業経営戦略では毎年大きな増減はなく、令和12年度で2億3,335万6,000円と見込んでおります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今言ったこの金額が運転資金には計上されていない状況になっているんですね。海部南部水道企業団は、別で減価償却費に対して現金を持っているんですよ。だから、毎年繰入れということであるわけですけど、下水道のほうはそうじゃないんですよ。ここの金額というのは、今、表に出てきてないものですから、本来はここを入れて計算しないと、運営としては成り立っていかないというふうに思うわけです。

大型改修等がさらに今後必要になってきた場合、その資金も今なかなか積み立てられていない状況になっていますけど、これはどうしていくつもりなんでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 公共下水道事業の下水道施設の改築は、国の交付金に下水道ストックマネジメント支援制度があり、その制度を利用し、国費を充当し改築・更新を行います。

この制度を利用した改築・更新は、ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づき計画的な点検・調査を行い、その結果により劣化の状況が基準を超えたものは耐用年数の延長を目的とする長寿命化工事、もしくは管渠の布設替えの改築工事のいずれかでを行います。交付金補助率は50%でございます。

なお、部分的な劣化は修繕による対応となり、交付金対象外となります。

農業集落排水施設の改築につきましては、令和2年度に弥富市農業集落排水施設最適整備構想を策定いたしました。この構想に基づき各処理場の機能診断調査を行い、その結果により耐用年数を経過したもの、劣化の状況が著しいものは国費である農山漁村地域整備交付金を充当し、機能強化工事を行います。令和5年度から鍋田浄化センター、十四山西部処理場、十四山南部処理場の機能強化工事を開始しました。交付金補助率は、国50%、県14%でございます。

なお、緊急的な機器の故障は修繕による対応となり、交付金対象外となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こうした状況の中で、国の交付金があるということと、農業集落排水については県からもあるということですが、このパーセンテージを考えると、国が大きく出したとしても50%、そして農業集落排水のほうは2つ合わせても30%程度ということ

になりますので、持ち出しの部分がかなり大きいという中で、対して改修に対しての基金を今積み立てようと頑張っているんですけども、思うように多分積み立っていないという状況が今回の決算を見てもうかがえるわけですけども、こうした運営状況になっておりますので、ここを本当に真剣に考えていかないと、今後の下水道事業の運営がもたないというふうに思います。今はまだ、令和7年まででしたっけ、国からも補助が入っておりますので何とか持っているんですよ。だけど、これ、7年以降は、たしか国からの補助がなくなっていくます。改修費用に関しては多少あるということですけど、そういった費用も見込んでいかなきゃいけないと。

さらに、今現状として一般会計から4億、5億という金額を出しているんですよ。この状況の中で運営されているということですので、今後を考えると本当に恐ろしい事業になってきますので、これをいずれかのタイミングで縮小していくことも考えながら計画を立てていかなければならないというふうに思っておりますので、また内容についてはまだ詰めていきたいと思っておりますので、今回の質問としてはここで留めていきたいというふうに思います。

3点目ですけど、5分等で終わりますので質問させていただきます。

○議長（平野広行君） 続けてください。

○2番（那須英二君） 3点目、保育所の事務員の配置についてでございます。

現在、弥富市としては土曜午後保育や育休退所の解消を行いたいとしていますけれども、人的な不足、要は保育士が集まらないために、この解消ができないという状況になっています。

そして、保育士が集まらないということで、今、必死に募集等を頑張っていらっしゃるというふうに思いますが、先日聞いたところによると、むしろ今、保育士としては減っているという状況になっておりました。

そういう中で、保育士の確保が難しければ、ほかの業務の負担を減らせないかという観点から質問させていただきたいと思っています。

弥富市の保育所に置かれている保育事務の中で雑務というのをかなり見る機会があります。私の娘が、今、保育所に通っているもんですから、そういった機会にも見るわけですけど、例えば送り届ける際に受け入れる保育士さんが見えるんですけど、それと同時に所長先生や副所長先生が草取り等を行っていることをずっとよく見るんですけども、そういった園長先生等をその業務に当てなきゃいけない状況になっているということは、これはもったいないんじゃないかと。受入れの中で、1人で今現状、受け入れているんです。うちの保育所は1人で受け入れているんですけど、そういった中では2人体制を取っていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけです、具体的に言えばね。

そういった中で、保育所における雑務が結構見ると大きいのかなと思います。その雑務に関しては、保育士資格がなくても、これは、用務員としてこの保育所に配置できれば少し解消するんじゃないかというふうに思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育士の負担軽減を図るため、令和4年度から保育所園庭の除草作業委託を拡充したほか、使用済み紙おむつの回収処分委託や保育所情報配信システムを導入してまいりましたが、増加傾向にある保護者からの相談や発達の遅れが気になる児童への対応、さらには新型コロナ等の感染症対策など、保育士にかかる業務負担がますます増大をしております。

そのような状況の中、保育士にとって働きやすい職場となるよう、保育業務以外の作業を担う用務員の配置は保育現場の環境を改善する取組の一つであると考えております。

まずは年度途中に発生する待機児童の解消や土曜日午後保育に必要な保育士を確保した上で、用務員等の配置について考えてまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 現状、保育士として、要は資格を持った保育士として集まらないから雑務を分担していただける用務員さんを雇用するということを提案させていただいているわけですが、今、土曜午後の保育や待機児童の保育士を確保してから考えていきたいということをおっしゃってございましたけど、これは同時並行でぜひ検討していただきたいと思います。

時間がないので質問としてはこれで終わらせていただきますが、ぜひそういう観点から、要するに待機児童、土曜午後の解消を待たずして用務員の配置を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問は終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時11分 休憩

午後1時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

今回は通告に従いまして2つの項目について質問をしていきます。

それではまず、昨今激甚化してきている豪雨災害の対応について幾つか質問をしていきます。

本年6月2日の台風2号に伴う線状降水帯は、四国、近畿、東海地方の太平洋沿岸地域で発生し、記録的な大雨により甚大な被害が起きました。特に愛知県は豊橋市や豊川市など19の市町村での被害額は大きく、農林水産業では60億円をはるかに超えるものとなっています。

農地への土砂の流入、農作物などの被害をはじめ、あぜが崩れるなど農地や農業用施設の被害が多く発生し、山の斜面が崩落した林業被害、養殖施設が壊れるなどの水産業被害もありました。

また、住宅被害は、全壊が豊川市と岡崎市で多く、半壊は岡崎市で多く発生し、三河地方において床上浸水が300棟以上、床下浸水は600棟以上確認されました。

また、この8月15日には台風7号が和歌山県に上陸し、近畿地方を北上、その後、日本海に抜けていきました。東海地方を中心に、中国地方、近畿地方では、既に平年の月雨量を上回っている地点が数多くありました。幸いにも弥富市においては、15日早朝に暴風警報が発令され、6か所の1次開設避難所が開かれましたが、大きな被害もなく、15時37分には警報が解除され、16時15分には避難所も閉鎖されました。

しかしながら、線状降水帯はいつどんな場所で発生するか分かりません。台風7号において進路の右側で警戒していた弥富市とはかなり離れた鳥取県、静岡県での被害が甚大であったからです。

改めて、近年の激甚化する豪雨被害に対し、初めての質問ではございませんが、定期的に更新された防災内容は聞いていかなければならない項目であり、以下を質問をしていきます。

それではまず、令和3年12月議会において平野議員が一般質問している内容を振り返って聞いていきます。

洪水ハザードマップは、国と県が想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と、水深を洪水浸水想定区域図として公表し、内容に基づいて作成されたものです。

降雨については、気象庁の台風情報や雨雲レーダーなどにより事前にある程度の被害規模が予想でき、大規模な水害に見舞われると場所によっては2週間以上水の引かないところがある。市民の皆様には安全な場所への自主的広域避難をしてもらうような指示を発信すると、以前、部長答弁もございました。

本年5月25日から線状降水帯が発生し、災害の危険度が高まったことを伝える情報として、気象庁は運用の基準を変更し、実際に発生が確認される前の予想段階で発表することで、顕著な大雨に関する情報がこれまでより最大で30分早く皆さんに安全の確保を呼びかけることとなりました。

このことにより、ハザードマップに表記してある避難所への対応は、市が発令する避難情報も変わってくるのではないのでしょうか。ここをお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 気象庁が発信する情報を受けて、災害対策本部において迅速に協議をし、必要に応じて適切に避難情報を発令いたします。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 気象庁発信が第一となります。情報が早ければ、やはりそれなりの対応が必要になってくると思います。被害が拡大する前での迅速な避難が、より安全な行動であると思います。

次に、洪水ハザードマップによりますと、木曽川では最大規模の降雨による氾濫想定は、48時間総雨量527ミリをシミュレーション予測しており、浸水想定区域は弥富市全域が被害を受けるとなっております。

また、ハザードマップを御覧ください。立てていただいたほうが分かりやすいですかね。立てられますか。オレンジの、そうですね。

日光川での氾濫想定は、24時間総雨量713ミリで、浸水想定は白鳥地区、弥生地区、十四山地区がシミュレーション予測されております。もう一つの日光川水系領内川においては、24時間総雨量836ミリで、浸水想定は白鳥地区、弥生地区の一部、十四山地区の一部となっております。

このハザードマップは令和4年1月更新となっておりますが、現在もこのとおりで間違いございませんか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 浸水想定につきましては、そのとおりでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 確認ということでございます。

それでは、海拔マイナスゼロメートル地帯の弥富市では、排水機場は水の被害に関して命綱であることは言うまでもありません。市内の12機場、国の定めた基準に基づき、20年に1回程度発生する3日連続降雨に対して、受益区域内の最低田面標高から30センチ以上の湛水が24時間以内になるよう計画排水量を決定しております。

本市においては、おおむね340ミリ程度を想定しているとの答弁が以前なされておりますが、この計画にも現在変更はございませんか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 現在も変更はございません。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） この計画基準も、おいそれとは変更していただいては困るということでございます。

前段において質問をいたしました日光川では、氾濫想定24時間総雨量713ミリで浸水被害が起こるとありました。その時点において、孫宝排水機場の運転はどのような状況になっておりますか。もちろん、日光川排水機場及び日光川河口排水機場との兼ね合いもございます。日光川河口排水機場の令和元年10月に完成をいたしました4号ポンプ、3か年で今現在整備を進めている5号ポンプと併せて能力をお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 日光川流域におきましては、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び堤防の決壊などによる氾濫のおそれがあると判断された場合、県の日光川流域排水調整要綱に基づく排水調整ルールを適用し、このルールに従い各流域の排水機場の管理者は排水の調整運転を行わなければなりません。

その取決めには排水調整を判断するための3段階による基準水位が定められており、準備水位が標高プラス1.05メートル、停止水位が標高プラス1.35メートル、再開水位が標高プラス1.25メートルと定められております。これにより浸水被害時点での孫宝排水機場の運転状況としましては停止水位の状態にあり、排水機の運転を停止する段階であると判断されます。

理由といたしましては、日光川流域の人的被害の防止並びに財産及び経済的被害など壊滅的な大災害を避けるため、最後の手段としてやむなく運転を停止せざるを得ないことが理由となります。

また、日光川河口排水機場のポンプの排水能力としまして、4号ポンプ及び現在整備を進めております5号ポンプともに口径が4,600ミリメートルで1秒間に75トン、2台合計で毎秒150トンを排水する能力を持つ国内有数の大口径ポンプとなります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ここまで聞いてきたのは、まさしくこの答弁を求めるためでございます。

ここ近年でありますと、この地域で最大級の雨の被害ということは東海豪雨ということになりますが、そのときは排水機場によって助けられました。しかしながら、それ以上の大雨がこれから起こらないとは、ここ数年、全国で勃発している甚大な被害を見ても、いつ弥富市に起きるか不思議ではなかろうかと思えます。その意味でも、日光川河口排水機場の5号ポンプが4号ポンプと同時稼働が現在考えられる最大限の防災となり得ます。間もなくだと思えます。早期稼働をお願いをしたいと思えます。

実際の避難ということではありますが、河川の氾濫は一気に起こると予想され、避難が遅れると命取りになりかねません。早めの避難行動を取るためには、台風では進路予想など予測はできますが、その前に起こる線状降水帯による短時間集中豪雨は予測困難であり、気象情報や、付近を流れる河川の水位や雨量の情報などに十分注意していただきたいです。

災害発生のおそれがあるときは、気象庁から洪水注意報や洪水警報が発表されます。また、避難が必要なときには、行政より避難指示などが発令されます。同報無線などで伝えられますが、激しい風雨の音に紛れてよく聞こえないことがございます。

市として、いかに早く正確に避難指示を伝えるためにどのように考えておりますか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市内に災害のおそれがある場合は、雨量、河川情報、潮位、天気図、風速などの各種情報を注視し、迅速に避難情報を伝えてまいります。

伝達方法としましては、同報無線をはじめホームページ、安全・防災メール、LINE、X、旧ツイッターでございます、ヤフー防災速報アプリ、Lアラートでございます。また、必要に応じて緊急速報メールを発信してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 確かに台風7号の上陸時にも同報無線は流れておりました。やはり聞こえづらい状況ではありました。スマホで確認できるツールが一番確実ではありますが、ケーブルテレビでの確認、海部管内の市町村情報がテロップに出ておりますが、これがLアラートというものなんですね。非常に分かりやすい情報だとは思いますが。

それでは、現在、本市ホームページでの洪水ハザードマップは令和4年1月更新であります。市内各御家庭に配付されて皆様は一度でも目にされたと思いますが、実際に自分がどの避難所へ行けばよいのか、まず自主避難するには優先的に市内6か所の1次開設避難所を目指してください。避難指示などが発令されれば、2次開設避難所へという選択にもなります。自宅から一番近い避難所はどこか、ハザードマップでの確認はされていると思います。もし市内での外出中であれば、どこが一番近い避難所なのか、電柱などに避難所案内もされております。日頃から注意深く見てもらうことが大切だと思われま。

いずれにせよ、ハザードマップには避難に関する各種情報が満載であります。台風、大雨シーズンであり、改めて市民に再確認をしてもらいますよう促していただきたいと思います。

それでは、各学区や自主防災会において、防災避難訓練においてマップ活用が最適であろうかと思います。令和5年度において、コロナへの対応にも気を使うことなく、各学区コミュニティ、各自治会の自主防災会の防災訓練、関係の出前講座の実施状況、多くなっているとは思いますが、状況をお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 学区コミュニティ防災訓練につきましては、先週、先々週と実施をいたしております。各地区自主防災会の防災訓練につきましては、8月末現在で12地区が実施しており、防災出前講座は4地区実施しております。

また、ハザードマップの啓発につきましては、本市は洪水、高潮、浸水津波の3種のハザードマップがございます。こちらは昨年度、説明動画を作成して、現在YouTubeにより配信をしておるところでございます。対面方式では、防災出前講座や自主防災会全体会、また防災ワークショップなどで今後も啓発をしてまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 4年ぶりですか、学区単位での防災訓練が行われたということでございます。

災害が大きく広範囲になればなるほど、自治会単位ではなく、学区ごとにまとまっていくことが統率が取れた訓練であろうかと思います。被災したときにより安全に、そして皆が安心できる環境をつくり出していくことが必要になってくるものだと思います。

また、コロナ明けには、自治会単位での防災訓練が実施されてはおりますが、まだまだ以前のような開催ではないような気がいたします。改めて各種ハザードマップを活用しての各種訓練をお願いをしたいと思います。

次に、高所避難所の現状について幾つか質問をいたします。

まずは、自分の住んでいる場所の浸水深を確認することが大切であります。この写真は、自分の住んでいる場所の浸水深を確認することの海拔マイナス1メートルを示しておるものでございます。公民館のGLから80から90センチのところに示されておりまして、おおよそ自宅ですとマイナス2メートルぐらいが自分のうちの高さなんだなということを確認しております。浸水深が3メートル以上で2階床上浸水、5メートル以上ですと2階が水没となっていくきます。

水平避難から垂直避難が必要な災害時、各学区での高所避難所の収容率が、弥生学区だけは100%に達していないとの以前の答弁ではございましたが、現在の収容率、どれぐらいになっておりますか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 8月1日現在の弥生学区の緊急時避難場所の収容率は113.4%で、100%を超えておるところでございます。

収容率が100%に達した主な要因としましては、先ほどの那須議員の一般質問でも御答弁申し上げましたとおり、愛知県が令和元年7月30日に津波災害警戒区域を指定し、適切な避難高の目安として基準水位が示されたため、この基準水位の内容を踏まえ、各市有施設の建物の高さを比較し、見直しを実施した結果でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 先ほどの那須議員と同様な感想にはなっていますが、高いところへの避難は、より近く、より高くと思うのが当然でございます。浸水深が5メートル、現

実的ではないのかもしれませんが、同じ2階建てでもG Lが高ければ、それはよいのだと思います。いずれにせよ、人口に対しての収容率が100%に至ったということは、まずは一安心でなかろうかと思います。

それでは、白鳥学区についての収容率は100%をクリアしておりますが、J R関西本線を境に東西で、いわゆる佐古木、又八地区において、人口の多い割には高所避難所が少ない状態ではないでしょうか。民間との協定は考えられる建物全てに行われているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 白鳥学区内で緊急時避難場所として考えられる建物につきましては、全ての所有者と交渉し、御了解をいただいた施設は全て協定を締結済みでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 考えられる建物への協定は締結をしているとのことですが、何せ住んでおられる人口に比べ公共施設が少ないというのが、高所避難するにはほかの地区よりも遠くへ時間がかかるという気になります。又八、楽平、そして佐古木地区でも上仲あたりの方であれば、白鳥小学校が最適な避難所になるのかなと思います。

そこで、本来ならば白鳥小学校への避難が想定された楽荘団地の方々へ、新設される前ヶ平地区へ自動車整備専門学校との協定が行われました。現在、8月の上旬から楽荘から自動車整備専門学校への避難路工事が始まっております。水路を渡すボックスカルバート工事から、県所有地の縁を沿って歩道を舗装していく工事と回覧には示されておりますが、この学校が9月に開校と地元には説明がございました。8月17日の議案配付日に、災害時における緊急避難場所に関する協定について、8月23日にこの専門学校と協定を締結するとの報告がありました。

この避難2階施設は270平方メートルで、一時的な避難である1平方メートルに1人で270名の収容が可能との説明でございましたが、昼間の楽荘団地の住民の方々であれば十分な収容人数になりますが、夜間に仕事などから帰宅後の避難となると、楽荘団地全員の方とはいえないと思われますが、市の見解を聞いていきます。

また、現在整備中の避難路は9月末に完了とありますが、楽荘団地自治会にはいつから使用可能と伝えてありますか。避難機能が整えば、自治会は避難訓練として学校内を見たいということでございました。専門学校への依頼を仲介をしていただけますか。併せて聞いていきたいと思います。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 楽荘団地の人口が8月1日現在525名ですので、このたびの自動車整備専門学校の270名分だけでは足りません。このため、楽荘団地から近い白鳥小学校も

併用した形で、楽荘団地自主防災会において避難方法を計画していただきたいと考えております。

また、地域から自動車整備専門学校への避難訓練の御要望がございましたら防災課から御連絡させていただきます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 現時点においては、楽荘自治会として避難路としては、排水路沿いと隣接会社沿いのフェンスが老朽化していること、そして夜間避難には暗過ぎるのではないかとこの指摘を私は聞いておるところでございます。避難路開設前には、自治会との協議を十分行っていただくことを願っております。

次に、昨年度開催されました避難所運営に関する防災ワークショップへ、地元防災会の顧問として自主防災会会長から出席の要請をいただきましたんで参加をしてきました。

垂直に避難できる3メートル以上もの浸水被害までは想定はしてはいないと思いますが、学区ごとに多くの市民の皆様が共通認識の下、避難所の運営に対し向き合えたことは重要であった内容だと思われまふ。

段ボールベッドにパーティション、ワンタッチテント、簡易式トイレなどの設営方法、じかに触ってみて作製してみても有意義なものであり、災害時にワークショップに参加された方々は、その避難所においてリーダーシップを取っていただけるのではないのでしょうか。

参加された方々のアンケートを新ためて今回見直してみました。やはり注目する箇所は、その他意見の項目でございましたが、パーティションそのものの高さの意見、子供、高齢者への対応、長期的な避難所としての疑問などなど、実際体験して分かる問題点が書かれておりました。

その中で、やはり低い土地での避難所に対しての確保、現実的な高所避難所の必要性という意見もございました。私はこのアンケートの意見に同調しております。

アンケート調査に対しての総合的な感想並びに、次の、今年度のワークショップにつなげられる項目はございましたか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 昨年度の防災ワークショップは、避難所運営をテーマに実施をいたしました。主に避難所のレイアウトをグループごとで検討し、まとめた意見を発表することで、子供や高齢者、障がい者などといった配慮が必要な方への部分にも触れた形で、避難所運営について広く御理解いただけたと思っております。

また、そのレイアウトを踏まえて、実際に段ボールベッドや間仕切りパーティション、簡易トイレなどといった避難所資機材を設営していただき、実際のイメージをつかんでいただけたと思っております。

アンケート結果につきましては、満足以上の回答をした方が、レイアウトを検討するワークが84%で、資機材設営のワークが93%と、全体を通して大変有意義なワークショップが実現できたと思っております。

今年度は、細かい反省点を改善しながら、次のステップとして避難所運営の避難者の受入れと対応を主な内容として実施する予定をしております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これも先ほど述べたわけですが、避難所運営の防災ワークショップには自治会の防災会の一員として参加をさせていただいたわけですが、段ボールベッドや間仕切りパーティションなど、避難していただいきなり組み立てるというわけではなく、一度でも体験できたことは有意義なことだったと思います。

しかしながら、弥富市全体で集まる説明会及びまとめのワークショップなどはまあまあの人だったんですが、各学区で行われた分科会、実践編ですか、やはり出席数ということはどうしても少なく、限定された方しか参加できていないように感じ取りました。本年度は昨年度の4回から2回と日数を減らしてということですが、各防災会、5人以上の参加の依頼文が出ているらしいです。多くの方々の出席を望んでおります。

この項目最後に、市長の本年度施政方針演説では、想定される大規模な激甚災害に備え、地理的特徴による浸水被害の発生が懸念される。緊急時避難場所の確保や広域避難に関する協定など、各種災害協定の締結を推進していくと述べられております。

また、弥富市は愛知学院大学と浸水時における広域避難に関する協定が締結されております。市内においての風水害による高潮、洪水、また地震・津波による浸水が発生、またおそれがあるときに市民の広域避難が可能となるものであります。

これは、事前に進路が予測され得る台風とか大地震発生後予見される津波などには十分活用できるものですが、短時間集中豪雨で、いきなりの警戒レベル4の避難指示が発令される可能性もないとは限りません。

総括して、市長、答弁をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市は、今後発生し得る大規模な浸水被害から犠牲者ゼロの実現に向けて、今後も引き続き関係機関と協議・連携しながら対策していきたいと考えております。

まずは各学区コミュニティの防災訓練、また本市の防災出前講座や防災ワークショップにより地域防災力の向上を促進するとともに、昨年度に引き続き愛知学院大学への広域避難訓練を実施し、自主防災会に参加していただき、地域へ周知してまいります。

さらに、内水区域の排水を担う排水機につきましては、排水機能の維持・増強のため更新整備などを適時適切に行っていくとともに、排水路の更新整備も順次行うことで内水氾濫の

抑制に努めてまいります。

また、特別警戒クラスの大型台風の襲来に高潮が発生すると、木曽川左岸堤の高潮対策未整備区間、国道1号に架かる尾張大橋周辺の堤防から、越波、越水による浸水被害のおそれがあります。この緊急対策として、国土交通省木曽川下流河川事務所により、大型土のうの設置による対策が取られることになっております。

今年の5月には高潮による堤防越水対策訓練、土のうの設置訓練ですが、木曽川グラウンドにおいて実施されました。しかし、訓練の結果、当初予定しておりました2時間の所要時間を1時間オーバーして約3時間かかったため、時間短縮するよう対策の改善要望をしております。

この対策は、あくまでも応急的な対策であり、本市といたしましては、以前から要望しております止水扉等の設置による浸水対策を引き続き要望していくとともに、洪水による河川氾濫の抑制のために、尾張大橋付近の砂州のしゅんせつ工事も引き続き要望してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 今回は、地震、津波ということではなく、線状降水帯や短時間集中豪雨に対しての質問に特化していききました。

また、答弁にありました高潮による堤防越水対策訓練であります。やはり止水扉、または以前私が質問させていただいたと思いますが陸閘、こちらを国に要望していただくこと、そしてまた昨日も夕方に局地的な豪雨がございました。外水氾濫、内水氾濫とありますが、内水氾濫に関しては、時間当たり50ミリの雨量では弥富市においてはひとたまりもないということでございます。

これからも排水機場、排水路、国・県からの支援をいただきながら、より充実していくこと、これらを強く要望いたしまして、次の項目へ移らせていただきます。

それでは、2つ目の項目、新しい学校生活に向けてを質問していきます。

まず、新しい制服についてでございますが、令和3年9月議会にLGBT教育の現状と課題について、市長へ詰め襟とセーラー服からブレザーへ変更してはという質問を私はいたしました。その時点では、情報収集を行い、必要性に応じ対応するとの答弁をもらってまいりました。

本年5月8日から6月6日まで、令和6年度4月から新制服の導入に向け総選挙を行い、2,003名の皆様から投票の協力をいただき、7月26日付で結果がホームページに上がっております。

この選挙では、ただ単純にどれがよいかを投票していただいただけで、感想、意見などは求められなかったのですか。また、教育委員会などの協議の中で、新制服採用に至った経緯を併せて伺いたいと思います。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 中学校の制服について、機能性や活動のしやすさ、多様性への配慮の観点から選択の幅を広げるよう、女子生徒のパンツスタイルを含めた男女共通のブレザースタイルの新制服について、令和4年6月に市内校長会や同年7月に教育委員会にて保護者と児童・生徒にアンケートを取ることを決定し、アンケートでは導入の可否のみならず、制服の素材や機能等、多岐にわたり意見をいただきました。その結果に基づき、9月にPTAを含めた制服検討委員会を立ち上げ、令和6年4月に新制服を導入することを決めました。

検討委員会にて協議し、決めました3種類のスカートとスラックスの生地やボタン、各学校のエンブレムのそれぞれ1つを選ぶ選挙を令和5年5月8日から6月6日の間で行い、新制服を決定いたしました。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） このブレザー移行が何かいけないということではございません。保護者の方々から、どうやって新しい制服に決まったのかというようなことを聞かれて、こういった質問になったわけですが、PTAを含めた検討委員会での導入決定であったということ、広く保護者を含めた関係者の方々へアナウンスしていただくことをお願いして次の質問に移ります。

本日、5階議場横にも展示をしてあります。8月7日付で新制服決定と展示の案内を見せいただきました。8月7日から9月10日まで、市役所1階市民プラザと弥富まちなか交流館2階で展示とのこと。小学校では授業参観や、中学校では学校祭、授業参観で保護者の皆様に御覧いただくということになっております。

この新制服のブレザーからボトムス、スカートはもちろん自由に選択できると思うのですが、現状、詰め襟、セーラー服は、現在の中学1・2年生の生徒は全てブレザーへ一新なのでしょうか、選択可能なのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 新制服は一斉に変更するものではなく、現在の制服に追加する形で導入するものですので、現在の詰め襟の制服やセーラー服をお持ちの方は、そのまま御使用いただけます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これは次年度入学の新1年生、こちらにも選択自由ということなんですね。

選択肢を多くしたことは、押しつけではなくよいことだと思いますし、これこそがまさにブレザー導入の意義なんだと思う次第でございます。

それでは、教育長にお聞きをいたします。

昨今、ジェンダーフリーとジェンダーレスがよく混同されがちでございますが、ジェンダーフリーとは性別によって生まれる差別や格差をなくすという意味合いがあり、ジェンダーレスは男女の境界や性差をなくすという意味でございます。格差や差別をなくすのと性別をなくすとの違いということだそうです。

世界経済フォーラムの調査によりますと、日本はジェンダーへの考えが先進国中最低のレベルだということを唱えられております。男女は生物的に差があり、力の強さの違いなど得手不得手があって当たり前で、他人などから決めつけられることはあってはいけません。

教育委員会としての考え方、生徒・児童への教育方針について、教育長にお聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えします。

学習指導要領には、子供の発達段階に応じて、小学校では他者との人間関係の構築、中学校ではさらに男女の相互理解と協力、性的な発達への対応についても指導するとされています。

これを踏まえ、担任を中心に子供一人一人の個性や特性、思い、願いの理解に努め、不安や悩みの解消に努め、教育活動の中では性の多様性の理解を進め、差別や偏見の払拭について継続的・計画的に指導しています。

具体的には、子供を呼ぶ際には男女ともに何々さんと呼んだり、名前も男女混合名簿を使用したりしております。今回の新しい制服の導入も、その一つと考えております。

今後も様々な機会を通して、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができるよう、人権教育を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 昔、私が小学生だった頃、担任の先生が、授業中は男女関係なく、さんづけで呼び合いましたと言われたことを思い出しました。その頃は恥ずかしさのほうがいっぱいであったわけですが、現在、それを思い返しますと、先を見据えた先生がいたんだなということでした。

小学校から中学校へと、こういった教育が進められ、次世代の子は現時点のジェンダーという問題すらなくなっていくのだろうと思います。

次に、市内小・中学校の水泳授業について聞いていきたいと思います。

弥富中学校は開校当時からプールは存在していない。弥富北中学校はろ過装置の不具合で使用してない聞いております。十四山中学校での現状はどうなっておりますか。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 市内中学校の水泳の授業は、弥富中学校と弥富北中学校は1年生のみが実施しており、生徒は市有バスを活用し、十四山中学校のプールを利用して授業を行っています。

十四山中学校の生徒は、全学年が水泳の授業を行っています。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 弥中、北中は1年生のみが市有バスを使って十四山中学校へ行っているということでございますが、弥中と十中との合併も迫っております。今後の中学校の水泳授業を考える時期になってきているのではないのでしょうか。この後、明日、複数議員から水泳授業に関して質問があるそうですので、ここでは問題提起だけにしておきます。

次に、全国的にプール施設の老朽化が進んでいて、改修費用は億単位になっていると言われております。近年の酷暑や豪雨で授業ができなくなっているかとは思いますが、水難事故を防ぐ着衣泳などの授業は大切でございます。

現在の、各小学校は自校でプールを持っていると思いますが、各小学校のプールの築年数を教えてください。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 市内小学校のプールの築年数は、弥生小学校は45年、桜小学校は42年、大藤小学校は42年、栄南小学校は42年、白鳥小学校は49年、十四山東部小学校は35年、十四山西部小学校は52年、日の出小学校は10年でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 答弁によると、日の出小学校以外は築年数が大分いつているということでございますが、統廃合が今後行われるのであるならば、数校は廃止という案も出てくるのかもしれませんが、これに関連して次の質問に移っていきます。

学習指導要領では、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げることとされております。プールに代わってウレタン製のマットを使用して、あおむけに水に浮く体制を体験させるような授業は残念でございます。

将来、小・中学校の水泳授業はどのように行っていくのか。小学校は現在統廃合への計画が進んでおりますが、2校で1つのプールという考えはないのでしょうか、将来像をお聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 現在の学校指導要領では、小学校の高学年ではクロール、平泳ぎの技能を身につけることと、安全確保につながる運動、すなわち背浮きや浮き沈みをしながらタイミングよく呼吸をしたり、手足を動かしたりして続けて長く浮くことができる

ようにすることを狙いとしています。

この地域では、今から64年前に伊勢湾台風という甚大な水害により多くの命が奪われてしまいました。そのことを踏まえ、小学校においてはプールの授業において着衣水泳を行うなど、水害や水難事故への備えも行っています。そういったことも踏まえまして、再編後の小学校を含め、各小学校で水泳授業を行っていく考えでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 各小学校でプールを賄っていくという答弁がございましたが、確かに水泳授業は、特に小学生には必要なものでございます。今後、修繕ないし建て替えには、似通った築年数でございますので、計画的に実行していただくことを願い、次の質問に移ります。

次の質問、ラーケーション活動導入について聞いていきます。

愛知県教育委員会は、親の休みに合わせて子供が学校を休めるラーケーションの日が9月から導入されます。活動例のポータルサイトを立ち上げ、具体例を示し、疑問に答えているそうです。サイトでは、7種類の活動例をイラストつきで紹介していきまして、平日の史跡見学や農業体験など、遠出をせずにできる例も示されております。

ラーケーションとは、学習のラーニングと休暇のバケーションを組み合わせた造語で、単なる休日ではなく、家族で学習活動計画、実践することを促しております。サイトのQ&Aでは、活動は保護者と一緒に行う、体験や探究の学び・活動の2点を満たすことが条件と説明をされております。

この日を採用した学校では、本年は2回でございますが、年3日間取得でき、欠席扱いにはならないとされております。

弥富市としては採用していくのでしょうか。採用していくのであれば、生徒・児童並びに保護者への説明は既になされておるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 本市におけるラーケーション事業につきましては、本年度は試行的に実施することとしまして、取得日数を1日とし、10月1日から導入することとしています。

ラーケーションの日を利用する場合は、連絡アプリを活用してラーケーションにて欠席する連絡を入れていただくことになります。

保護者への周知につきましては、本日、9月11日に連絡アプリを使いお伝えしております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） この一般質問の通告後に、9月に入ってから、新聞報道で、来年の1月までには県内の53市町村がラーケーションを実施し、弥富市は10月1日から、また高校

や特別支援学校でも始まるというような記事がございました。

また、この愛知県は今年から11月27日のあいち県民の日を含む21日から27日のあいちウィークの期間中に、平日の1日を学校休業日とする県民の日学校ホリデーも開始すると同時発表されておりました。

一昔前に私が子供の頃を思えば、こんな制度が出てくるかは予想にもしておりませんでした。これがまさしく多様性というものなんでしょうか。いずれにいたしましても、土・日休みではないお父さん、お母さんという家庭もございます。親子でこれまで以上に様々な経験が送れば、よい制度導入になっていくのではないのでしょうか。

最後に、特に新制服に関しては、当時、教育委員会において各中学校の生徒、教員、PTAからの情報収集を行い、その必要性に対し対応と、冒頭でも市長答弁ということでございましたが、最後に市長のほう、総括してお願いをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 子供の頃からジェンダーに理解のある人の育成をしていくことは、人権教育として大変大切なことであります。その一つとして、中学校の制服につきまして、機能性や活動のしやすさのみではなく、多様性への配慮の観点から制服の選択肢を増やし、ブレザースタイルでスカートとスラックスを自由に選べる新制服を令和6年4月から導入することといたしました。多様な性が尊重され、認め合える社会の実現に向け、学校での教育を引き続き行ってまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 新制服にせよ、ラーケーション活動にせよ、現在の学校生活が、これがまさしく多様性なのでしょうね。これが今の現実でございます。受け入れながら、将来を担う子供たちが当たり前のような生活になっていく、何も問題にならないような世の中になっていくことを願い、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

弱者を助ける介護保険料について、そして高い介護保険料の見直しをと題し質問いたしま

す。

最初に、弱者を助ける介護保険料について伺ってまいります。

2024年度の介護保険制度改定に向けて、国では議論がされています。2割の利用者負担対象者の割合を増やすことが検討中とされています。介護保険サービスの自己負担割合は3割、2割、1割のいずれかになります。利用者の前年の所得金額によって決まるこの介護保険サービス費用ですが、多くの方は1割負担です。それを介護保険の改定によって2割負担の収入の基準額を引き下げ、2割負担の対象者を拡大するというのが言われています。サービス費用1割負担の人が2割負担になるとは、サービス利用者の負担が倍になるということとで本当に大きな負担増です。介護施設に入所している市民が施設を退所、あるいは退所を考えなくてはならないケースなどもあると思います。負担倍増で通所サービスの利用回数や時間を減らすことも考えられます。その結果、体を動かす機会が減って体調を悪化させるというよくない循環が起きるということも考えられます。親戚や家族を含めると、介護に関係のない市民はほぼ見えないと思います。

では、介護保険に関して伺っていきます。

2024年度から2026年度の第9期介護保険事業に向け、弥富市では介護保険料の見直し作業が進められていると思います。市内の介護保険料の滞納状況を伺っていきます。

65歳以上の第1号被保険者で介護保険料を滞納している市民の人数を伺っていきます。1年の滞納者、1年6か月の滞納者、2年の滞納者の現在の人数を伺います。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 令和5年4月1日時点で、1年以上、1年6か月未満の滞納者が17人、1年6か月以上2年未満の滞納者が22人、2年以上の滞納者が62人でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 2年以上の滞納者62人ということで多いと感じます。

40歳から64歳までの第2号保険者で介護保険料を滞納している人数について伺います。1年の滞納者、1年6か月の滞納者、2年の滞納者の現在の人数を伺います。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 第2号被保険者の介護保険料につきましては、医療保険料と併せてそれぞれが加入している各医療保険者に納めていただくことになっておりますので、その納付状況については把握をしておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 介護保険料を滞納していると市が取る措置ですが、分かりやすくいう

とペナルティーですが、弥富市は介護保険料滞納のペナルティーとして、財産、預貯金などの差押えをやっていますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて給付制限などの措置が取られますので、その措置を受けないように年3回ほど催告書を送付し、納付を促しております。

なお、現在本市では、介護保険料の滞納に対する差押処分は行っておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 差押処分は行っていないということですので、次、人数を伺う予定でしたが、質問はやめます。

続けます。

介護保険料の滞納2年以上の市民に取る措置はどのようなものでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 2年以上滞納した場合は、介護保険料の未納期間に応じて、介護保険サービスを利用した際の利用者負担の割合を1割・2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなる措置を行います。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 2年以上の滞納者に市が取る措置の中で、ペナルティー的な措置であるこの給付割合、負担割合の変更ですが、これらの措置を受け入れて利用している市民は何人いますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 現在、介護保険料の滞納により自己負担割合の引上げを行っている被保険者は4人でございます。そのうち2人の方が介護保険サービスを御利用いただいております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 計算上では、措置、ペナルティーを受け入れていない市民もいます。介護や支援が必要であるにもかかわらず、介護保険料を納めず、介護保険を利用しない市民というのは、どのような生活をしているのでしょうか。市は生活状況を把握していますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 本市としましては、これまでにそのような方への調査を行ったことはございませんが、何らかの介護や支援が必要とされる方はお見えになると思います。

例えば、民生委員さんや近所の方などから相談の連絡が入ることもあり、そのような場合は地域包括支援センターなどと連携を図り、直接訪問し、状況確認や今後の支援などについて検討を行っております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 貧困生活の中で介護保険料の支払いが苦しい状況、そして介護サービスも削って生活している市民がいる状況が見えてきます。2年以上介護保険料を滞納され続けた場合や、結果的に死去したり、どこかへ行ってしまった、転居した未納者の金額を最終的に市はどのように処理するのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 介護保険料は納期より2年が過ぎると時効により納めることができなくなります。また、相続人が不明の方や居どころ不明の方など、調査をしても支払いが不可能な場合は、不納欠損処分処理をすることになります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 不納欠損、言い方を変えますと時効とした件数は何件でしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 直近2年間の状況を申し上げますと、令和4年度の介護保険料不納欠損の件数は、実人数82人で316件です。令和3年度の介護保険料不納欠損の件数は、実人数86人で375件でございました。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 不納欠損までいってしまう理由ですが、行方不明や所在不明はあるかと思いますが、一番多い理由が生活の困窮から来るものではないかと思っています。

令和5年4月1日時点での介護保険料を決める所得段階の第1段階、第2段階の人数を伺います。お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 第1段階は1,296人、第2段階は731人でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 年金を受給していない方、受給していても年額18万円未満の方は普通徴収ということで、弥富市から送付される納付書で金融機関を通じて各自納めることになります。その部分で強制徴収ではないですから、毎日の食事などにお金を回してしまうと介護保険料滞納ということになっていきます。第2段階の世帯は年間収入120万円以下、第1段階の世帯は収入は年間80万円以下で、激しい物価高騰の中で余裕がない生活だと想像できます。生活保護受給者に肩を並べるほどの環境です。本当に生活が苦しくて、そんな状況でも

あえて生活保護を受給せず、生活保護基準以下の生活をして、結果的に介護保険料未納になる市民に保険料や使用料の支払いを強いている状況です。生活保護を受給していない第1段階の市民は何名で、その合計の年間介護保険料の額は幾らでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 第1段階の中で生活保護を受給していない方は1,146人で、その方々の年間保険料の合計は2,074万2,600円でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 物価高騰で大変生活が厳しい市民の方たちです。生活保護を受給していない第1段階の市民の年間介護保険料額を免除する考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 現在、第1段階から第3段階までの第1号被保険者の介護保険料は、公費による低所得者保険料の軽減措置を行った上の額になっておりますので、第1段階のさらなる軽減措置は考えておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 貧富の差が弥富市でも大きくなってきています。高齢者の中の弱者が住み慣れた弥富市で住み続けることができるようお願いして、次へ参ります。

続きまして、高い介護保険料の見直しをと題して伺っていきます。

弥富市の現金である介護保険支払準備基金に関して伺っていきます。令和4年度の介護保険特別会計で、介護保険支払準備基金に新たに積み立てた金額は幾らありましたか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 介護保険支払準備基金の新規の積立額は、利息を含め5,802万736円でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 3年で一区切りの3年目に積み立ててしまっていると受け止めております。令和2年度年度末、令和3年度年度末、令和4年度年度末の介護保険支払準備基金の額を答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 令和2年度末時点で1億2,834万7,049円、令和3年度末時点で2億624万4,033円、令和4年度末時点で2億6,426万4,769円でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 令和2年度末の介護保険支払準備基金の額、約1億2,800万円を確保して第8期介護保険料が算出されました。そして、令和4年度末の時点で介護保険支払準備

基金が増えています。今年度末には第9期介護保険料が算出されます。以前、第8期計画の計画期間である令和3年度から令和5年度までの間に1億700万取崩しを予定していると市から答弁がありました。令和2年度年度末、1億2,800万円だったわけですから、その金額から1億700万円を取り崩すものと私は思い込んでおりました。そして、介護保険料を値下げ、あるいは現状維持で第9期介護保険料が算出されると理解をしていたつもりでおりました。しかし、令和4年度末で基金が2億6,400万円ですから、1億700万円取り崩しても1億5,700万円、年度末に基金として残ることになります。第8期期間に取り崩すと答弁があった1億700万円の金額の根拠を答弁お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 令和2年度当時の介護保険特別会計の収支及び介護保険支払準備基金の残額を考慮し、取崩し可能な額を算定した額が1億700万円でした。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1億700万円でしたという過去形で今答弁もいただいています。取り崩す予定の金額以上にためていることになりますから、そもそも介護保険支払準備基金がたまってしまうような保険料設定をやめ、しっかりと考えるときではないかと思います。

厚生労働省の見解ですが、計画期間の終了時には、期間の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇抑制に充てることが基本であると言っております。

私なりに計算してみたいので伺ってまいります。令和4年度末の基金の取崩しに大きく影響を受ける介護保険事業の第1号被保険者の数を伺います。お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 令和4年度末現在の第1号被保険者数は1万1,422人です。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 大まかではありますが計算してみます。現在、弥富市が持っている介護保険料支払準備基金が約2億6,400万円です。それを今答弁のありました1万1,422人で割ると2万3,113円になります。介護保険料は3年単位ですから36か月。2万3,113円を36か月で割りますと642円です。現在の第8期介護保険の期間の基準額となる所得段階の第5段階は月に6,050円ですから、そこからこの642円を引くと5,408円になります。第7期は5,540円でしたから、介護保険料を上げた分とそれ以上のお金が今現在基金になっていることになります。第9期は介護保険料を上げることはなく、下げることにも可能ではないかと考えています。現時点で来年の春から始まる第9期の保険料は、おおよそでも概算で出ますでしょうか、答弁お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 現在、介護保険事業計画等策定委員会では、昨年行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果分析や事業評価を行っているところでございます。介護サービス等の見込量や介護保険料については今後検討していくことになりますので、現時点では概算でもお出しすることはできません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料算出に当たり基金を取り崩すことが基本的な考え方であるという会計検査院の見解があります。介護保険料を取り過ぎなければ、そもそもたまることはありません。たまらなければ取り崩す計算もそもそも要りません。第8期の介護保険期間が始まる時点で約1億2,800万円、市は基金として持っていました。大ざっぱでありまして恐縮ですが、私の計算では、今の第8期の介護保険料は値上げせず、第7期のままの保険料でいけたのではないかと考えています。

愛知県の見解ですが、基金は保険料なので、3年間で終了すれば次の期に返すのが原則と言っています。介護保険料支払準備基金を1億円程度は残すという弥富市独自の決め事があるのでしょうか。基金を使い切る考えも含め、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 本市では、介護保険特別会計の収支状況や介護保険支払準備基金の残高を考慮し、基金の取崩し額を算定しております。例年、介護保険支払準備基金の残高近くを取り崩す計画としておりますので、市として1億円程度を残すという取決めはございません。

令和3年度及び令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、介護給付費が当初の見込みより少なかったことから、介護保険料支払準備基金を積み立てることができました。

なお、今後の介護保険支払準備基金の運用につきましては、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことに伴い、介護給付費の増加が見込まれることから、介護保険特別会計の財政収支をしっかりと予測し、基金残高の範囲内で適正な額を取り崩すことを考えていきます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 厚生労働省や県の見解のとおり算定していくという印象の答弁ですが、実際は多めに集め、そして残しています。第9期の介護保険料の算定に当たっては、ほぼ使い切りまで頑張って計算していただきたいですが、市側としては、ぎりぎりを攻め過ぎて赤字にしたいくないという思いがあるのかもしれないとも思っております。介護保険特別会計で赤字が出るようになった場合に、県の財政安定化基金から貸付けを受けるという方法がありますが、いざというときには財政安定化基金から貸付けを受けることについての市の見解は

どうでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 介護保険財政安定化基金の貸付金は、次期計画期間において保険料を財源に償還するもので、借金ということになり、将来の介護保険料が大幅に増額になる可能性もございます。万が一のときには、介護保険財政安定化基金を利用することになりますが、できるだけ利用しないように介護保険料を算定してまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市は、現在、12段階の保険料設定ですが、例を挙げますと、津島市は17段階として介護保険料の値上げを抑えています。段階を増やすことで、低所得者の倍率を低く抑えていただきたいと思います。所得基準が弥富市は上限1,000万円ですが、1,500万円にしている自治体は県内で8自治体ほどあります。所得基準を見直し、力のある市民にはそれに応じた負担をしていただき、介護保険基準額を低く抑えて、経済的弱者を助けてほしいと考えます。県内で3番目に高い介護保険料は名誉ではありません。

最後、市長に伺います。

介護保険支払準備基金を3年一区切りの原則でほぼ使い切り、12段階をもっと増やし、所得基準を上げ、来期、第9期からの介護保険料を値下げ、あるいは現状維持で弱者を助けてほしいですが、考えをお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在、令和6年度から令和8年度までの3か年の介護事業及び高齢者施策の基本指針となる第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定を進めているところでございます。策定に当たりましては、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、介護サービスの見込量やニーズ、被保険者数の推移などを的確に推計し、適切に対応してまいります。

また、保険料の算定に当たりましては、社会保障としての給付と負担とのバランスを保ちつつ、本市が持続可能な保険者として運営していくため、介護保険支払準備基金の状況を踏まえるとともに、保険料の所得段階の細分化も視野に入れ、適切に算定してまいります。

市民の皆様が安心して介護サービスを利用いただけるよう、また介護保険制度を今後も持続可能なものにするためにも、第9期介護保健事業計画等策定委員会に諮りながら、計画の策定及び保険料の算定をしっかりと行ってまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 介護保険制度が改定され、介護保険サービスの負担割合が上がっていくことも予想されています。きめ細かい計算で介護保険料を安く抑え、保険料の部分でも市民の生活を助けていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

通告に従いまして、誰も孤立させない、共生のまち、弥富市を目指してと題して、孤立・孤独対策について以下質問をしてみたいです。

コロナ禍で顕在化・深刻化した孤独や孤立の問題に対して、その予防と、当事者や家族らへの適切な支援を総合的に推進するため、本年の5月31日に孤独・孤立対策推進法が成立をいたしました。同対策を規定した世界で初めての法律であります。

推進法は、基本理念で孤独・孤立について、人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得るものであり、当事者の問題は社会全体の課題であると明記されております。省庁横断的な取組を推進するため、首相を本部長とする対策推進本部を内閣府に設置をし、対策の指針となる重点計画を策定、もうしていますけれども、しております。当事者などへの相談支援のほか、国による自治体や支援団体への支援、調査・研究の推進にも努めていきます。自治体に対しましては、支援団体を含む官民が必要な連携・協働を図るための地域協議会を設ける努力義務を課しており、来年、令和6年4月1日から施行されます。

孤独・孤立問題は、現代における非常に重要な社会問題であります。無差別に人を殺傷する通り魔事件の加害者は、しばしば、誰でもよかった、または世の中に復讐するといった犯行動機を口にします。多くの犯人は社会的に孤立をし、行き詰まり、自暴自棄になった挙げ句、凶行に及んでおります。果たして彼らは理解不能なモンスターであり、ただただ社会から排除すればよいのでしょうか。もちろんこのような犯罪は到底容認はできません。しかし、このような犯罪に至らしめた社会のゆがみ、私たちが暮らしている現代社会こそが孤独・孤立を生み出し、このような犯罪を生み出す一因になっているとの視点が必要だと考えます。その意味で孤独・孤立対策は決して他人事ではありません。

内閣官房が定めた孤独・孤立対策重点計画は、その理念として、孤独・孤立は人生のあらゆる場所において誰にでも起こり得るものとして、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものであり、社会全体で対応しなければならない。さらに、人間関係の貧困とも言える孤独・孤立の状態は、痛みやつらさを伴うものであり、命に関わる問題であると記しております。

私はこの考え方に全面的に賛成であります。こうした基本認識に立って、孤独・孤立対策を進めることが重要であります。孤独な誰かを救うことは、誰にでも起こり得る私たちの孤独を救うことにつながるからであります。

まず初めに、孤独・孤立対策推進法の成立、来年4月の施行に当たり、市の現状と認識を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 社会の変化により、個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中、日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えること及び社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立対策推進法が本年5月31日に成立し、令和6年4月1日に施行されます。

同法においては、地方公共団体の責務として、法の基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有することとされております。

本市では、これまで独り暮らしの高齢者、いじめや虐待、ひきこもりなど、孤独・孤立に関連する様々な施策を展開してまいりましたが、今後は新たに施行される法の体系に基づき施策を位置づけるとともに、法の基本理念である、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に社会全体で対応し、当事者や家族等の立場に立って施策を推進するを念頭に、関連する施策の推進が必要になるものと認識をしております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今回、世界で初めて、この孤独・孤立対策についての法律というのを出したのはこの日本が初めてです。対策の担当省庁をつくったのはイギリスが先進でやっていらっしやいまして、日本が世界で2番目ということです。本当に今の日本の状況が孤立してしまっている。なかなか人と連携が取れないような、何というか、さみしいといえますか、こうなるとどうなるかといいますと、結局モラルというのがなくなっちゃうんですね。何が正しいか、何が間違っているのか共有することができないわけです。

そういったことも理由となっていて、いろいろ高齢化であるとか、障がいであるとか、そうなる要因、一因というものが解決されないといけないわけですがけれども、普通の健常者でさえ、今はもうなかなかプライベートが大事にされる時代ですから、ちょっと孤立することが多くなって、どうしても常識が破綻していくといいますか、先ほど冒頭に申し上げました訳の分からない犯罪というのも増えていっちゃうと。本当に社会の問題なんだと、今部長の答弁から、市としてもしっかり認識をしていると、そういうふうな理解で以下質問を続けてまいりたいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、コロナ禍の影響で子供や若者、女性の自殺が増え、DV、虐待、鬱、ひきこもり、孤独死など社会的孤立の問題は深刻化しております。また、既存の制度のはざままで新しい生活困難層が増え、地域には帰属先を失った人々の孤立が広がっております。社会的孤立は様々な問題を生み出すだけではなく、健康悪化や経済の不安定化、社会保障給付費の増大等、社会に大きな影響を及ぼすことが懸念をされております。

また、内閣官房、孤独・孤立対策担当室の調査から、16歳以上の社会的に孤立していると感じている人の割合が40%以上に上るとの推計が示されております。ちょうどこのグラフでいうたら赤い部分ですね。

有識者や民間支援団体等による様々な調査の結果から、重点計画には以下の3点の認識を持つことが重要であると指摘をされております。

今出ているんですけれども、まず1点目は、社会的孤立は個人の問題ではなく、社会の問題であるということ。社会的孤立とは、社会とつながりたくてもつながれず、社会から排除されている状態であり、個人の問題ではなく、社会全体で対応すべき問題であり、国を挙げて取り組むべきであるということでもあります。

2点目は、社会的孤立は見えにくい。孤立している当事者はSOSを出せない。そして孤立は外から見えにくい。だからこそ誰もがSOSを出しやすい環境や、孤立している当事者の声を丁寧に聞き、必要な支援につなげていく。伴走していく支援者の存在が重要であるということでもあります。

そして3点目は、孤立対策は地域共生社会づくりであるということです。地域で様々な起きている孤立の問題を他人事ではなく自分事と捉え、行政と地域住民、NPOや企業等、あらゆる主体がつながり、支え、支え合うことは地域共生社会づくりそのものであり、相談支援の充実とともに予防的観点も持ちながら、地道で息の長い継続的な支援が必要であるということでもあります。

以上3点の認識に立って、以下質問を続けます。

基本理念である社会的孤立の問題は個人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき問題であるとの認識を市行政で共有するとともに、広く市民全体で共有をし、孤立している人を含め誰もがSOSを出しやすい環境づくりに取り組むことが重要であります。

これ、出ていますのは、既に多くの自治体では、広報、ホームページ等から内閣官房孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の紹介やリンクを貼り周知に努めております。また、多くの民間企業のホームページにもリンクをされ、社会全体の問題としての取組が進んでおります。

このウェブサイトは、悩みを抱えている人が幾つかの質問に答えると、約150の支援制度や窓口の中からその人の状況に合った支援をチャットボットで探すことができます。残念な

がら弥富市のホームページ内を検索してもヒットしません。まずは問題を共有、周知をするためにも弥富市も取り組むべきであります。誰もがSOSを出しやすい環境づくりと、問題の共有、周知について、どう取り組んでいくのか伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 孤独・孤立対策ウェブサイトは、孤独・孤立で悩みを抱えている方に向け、各種支援制度や相談先を一元化し情報発信することを目的に令和3年11月に内閣官房が公開したものでございます。

本市におきましては、ひきこもりに関する相談窓口については市ホームページで公開しておりますが、議員御指摘のとおり、孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介したページについては現状ありませんので、今後、市ホームページに孤独・孤立ウェブサイトへのリンクを掲載するなどの対応を行い、この問題について周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） これは一つの活動の一端でしかすぎないということをまず申し添えておきます。

今言った内閣官房の「あなたはひとりじゃない」、このウェブサイトなんですが、リンクフリーなんです。リンクフリーなので、もちろん市ホームページだけじゃなくて、市の関連の例えば社会福祉協議会であるとか、学校とまではいいませんが、いろんなところに、今も大手通信会社とか、大手企業さんのホームページにも必ずリンクをされているのが現状です。見ていただくとよく分かります。

これって実は10か国語で見ることができるようになっています。ただ、バナーを押した段階では日本語しか出てこないんですよ。ですので、その辺何か工夫して、外国語でも、せめて英語で2段表記にするとか、行きやすい形を取っていただいたほうがいいのかなと思います。一応10か国語の対応ができていますということです。バナーも大中小のバナーが選べるということでございます。ちょっと決まり事がありますけど、それはしっかり読んでいただいて、弥富市の市内の一般企業さんとかにも、もし貼っていただけたらいい周知につながっていくんじゃないかなと思います。ぜひよろしくお願いします。

続けます。

社会的孤立の問題を他人事ではなく、我が事として捉え、解決していくに当たっては、まずどのような世代が、どういう人が、どのような孤立状態であって、何人ぐらいいるのか等、実態を具体的に把握をし、抱えている課題の見える化を図ることが重要であります。特に今までの統計や調査では十分に把握できていない事例や、コロナ禍の影響で孤立が深刻化している事例、例えばひきこもり、実質的失業者、仕事から家庭からも孤立をしている单身女性、親がいても親に頼れない子供・若者、身寄りのない人、ヤングケアラー、ダブルケア、低所

得の二人親家庭、社会的養護経験者、孤独死、無国籍、無戸籍、刑務所出所者、外国人、性的マイノリティー、認知症や障がい者等をリストアップして、実態把握、課題の見える化に取り組むことが重要です。市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 孤独・孤立対策推進法では、孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査・研究について国が推進するものと定められており、法の成立に先立ち、内閣官房が令和3年より孤独・孤立の全体像を概括的に把握するため全国調査が行われているところでございます。国においては、本調査に関するデータの蓄積が十分ではなく、今後も調査方法の見直しを行いながら継続的に調査を実施していく方針でございます。

本市におきましては、65歳以上の方を対象に昨年12月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきまして、ひきこもり状態の有無等について調査したところですが、孤独・孤立の全体像を把握するには至っておりません。孤独・孤立に対する国、県、市の取組を周知するためにも、実態調査を実施する意義は大きいものと考えます。このような状況を踏まえ、本市といたしましては、国の調査結果を参考の上、実態調査の実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 部長の言われたとおりで、その実態調査がないと、いろいろ相談支援とか、孤独・孤立対策についてどれだけの人がいるのか、どういう対策を打っていいのか、まず分からないですね。これが取りかかるときは一番大事なんじゃないかなと。

孤立対策の省庁が立ったときに、都道府県、政令市も含めて29の団体がこの孤独・孤立対策を講じておるんですけれども、その中でもプラットフォームという全体の協議会の設立とともに、先立ててやっぱりその実態調査というのがすごく大事であるということを述べられております。その実態調査のやり方につきましても、各市のホームページ、また官房のホームページにも、どういう調査をやったのかという調査票なんかも見本で載っておりますので、ぜひそれも利用しながら、弥富市独自の、どういう状況なのかというのを明確に把握していただいて、まずは調査を行っていただきたい、そのように思います。

そして、実態が把握をできれば、その傾向が見えてまいります。その上で社会的孤立や孤独を測定できる指標を作成し、対策の効果を実証的に分析するとともに、要因分析や社会に与える影響等についても継続的に調査・研究を行い、実態や支援ニーズに即した持続可能な政策立案を行う基盤を整備することが重要であります。市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 議員御指摘のとおり、実態調査は一度実施す

れば終わりというものではなく、継続的な調査を行い、指標等を設定した上で経年比較することにより事業効果の分析が可能となるものと考えますので、国における調査・研究の状況を注視しつつ、実態調査の実施と併せて検討をまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） ぜひお願いします。

続けてまいります。

相談することすら難しい、ＳＯＳが出せない人、出し方が分からない人がいることを念頭に置いて、既存の行政サービスを申請主義から脱却をし、原則プッシュ型に転換する必要があるとございます。ただし、プッシュ型で情報が届いたとしても、それを活用するかどうかは別問題であり、情報を届けるだけではなく、支援が必要な人には着実に届くようにアウトリーチによる支援も強化をしなければなりません。

また、手続のデジタル化に当たっては、様々な困難を抱えている人たちが決して排除されることがないように、当事者の意見を踏まえ、制度設計・運用するとともに、手続をサポートする仕組みも構築する必要があるとございます。従来の申請主義からの脱却等について、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現状におきましては、民生委員による福祉票作成時や、地域包括支援センターによる88歳おたっしや訪問時において、当事者からの相談やＳＯＳがなくても、必要に応じて関係機関と連携の上、積極的に介入し、サービスの導入や手続の支援を行うケースはございますが、どうしても対象者は限られてまいります。それ以外に潜在的な孤立者がどの程度存在するのかを把握するためには、当事者等に対する支援に直接関わる地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、生活自立支援センター等の関係機関との連携及び協働が必要不可欠となります。

孤独・孤立対策推進法においては、これらの関係機関により構成される孤独・孤立対策地域協議会の設置が地方公共団体の努力義務とされておりますので、協議会設置の時期も含め、このような課題について議論をしてみたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） 先ほどの実態調査でも申し上げましたとおり、どういう状況であって、どのぐらいの人がどれだけおるのかということに対して、申請できる人は申請しに来られるわけですよ、相談でも何でも。だけれども、この孤独・孤立化の問題というのは、先ほども言いましたＳＯＳを出したくても出せない人がおると。その実態を把握するためにも実態調査って大事なんだと。それをいかにプッシュ型にしても、結局、先ほども言いましたように相談するしないは個人の自由なんですよね。だからプッシュ型で幾ら干渉したとしても、そ

の人が来なかったら話にならない。そこにもう一つアウトリーチを加えるということが本当の解決につながる道筋なんですけれども、そういった部分は先ほど部長がおっしゃられた協議会でどのように進めていくのか、どういう人の人脈とつながってその人につなげていくことができるのか、支援につなげていくことができるのか、こういうことを総体的にやっていかないとなかなか進まない部分がございますので、ちょっと一体的な実態調査から今の協議会に至るまでの話というのは全部つながっていることなので、ぜひ進めていっていただきたい、そのように思います。

続けてまいります。

孤立のリスクには、相談だけではなく、一緒に考え、伴走する支援者の存在が大変重要です。特にコロナ禍において、支援者がいなければ、支援がたくさんあっても支援につなぐことができない実態が浮き彫りとなりました。しかし、支援者の多くは、殺到する相談を前に休みがなく、超過勤務手当等もなく、ほぼ無報酬で対応しており、このままでは支援者が燃え尽きてしまいかねません。支援者が継続的かつ安心して支援ができるよう、雇用条件の改善や伴走型支援人材の育成システムの構築、社会福祉士や精神保健福祉士等、専門職の活用、相談支援の質の向上を図る研修やスーパーバイザーの配置、支援者同士が支え合い、情報共有ができる取組が欠かせないと思います。

その際、相談記録システムを統合化するとともに、多角的に分析・検証ができるシステムを構築することも重要であります。社会福祉協議会が地域共生社会の実現に邁進をし、コロナ化や災害等、非常時であっても地域での継続的なつながりを進めていけるよう、事業費のみならず人件費への財政措置を拡充する必要もございます。

また、ボランティア教育やボランティア休暇、ボランティア保険の推進等により、ボランティア育成の環境づくりも重要であります。支援者の育成、確保、サポートについて、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、国が作成した孤独・孤立対策の重点計画に孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、就労環境の改善、人材の育成及び資質の向上を推進する。また、心理的負担の軽減に資するよう、相談支援に当たる人材への支援を推進すると明記されております。孤独・孤立者に対する支援基盤の底上げや強化につきましては、地方公共団体が単独で行うよりも広域的に対応することで、より効果が発揮されるものと考えますので、法施行後の国や県の施策を注視してまいります。

なお、社会福祉協議会の人件費に対する財政措置につきましては、社会福祉協議会の安定した運営を図ることを目的に毎年補助金を支出しており、今年度の当初予算において大幅な拡充を行ったところでございます。引き続き補助金の適正化に努めるとともに、現在未実施

である重層的支援体制整備事業における社会福祉協議会の在り方も含め、社会福祉協議会の安定した運営に寄与してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） この孤独・孤立化対策を進めていく上で、人材の確保、人材の育成というのはすごく大事なところだと思います。現実、コロナ禍の中で相談を受けていらっしゃった保健所の方だとか、もう本当に気の毒で、もちろん医療従事者の方もそうなんですけど、支援する側が本当に燃え尽きてしまいそうな、そのぐらい、もちろん悩んでいる人が相談されるから、それはそれでいいんですけれども、なかなか支援を受ける側の体制整備が追いつかない状況になってしまったというのがコロナ禍で浮き彫りになった課題でもあるなと思います。

今回、先ほどちょっとちらっと出ました重層的相談支援事業、これをするに当たっても、その体制整備をするに当たって一番大切なのはやっぱり人材の確保、人材の育成、これが中心になってくると思いますので、大変かと思いますが、今はこの社会問題としてこれを解決しないともっともっとひどいことになっちゃう、この世の中が。それを食い止める意味でも、先ほど一番最初に部長に答弁いただいた、市としてもしっかり認識をしているということです。ので、何としても好転させるために、この孤独・孤立対策を推進していくというのはすごく重要なことだと思いますので、今もおっしゃった、特に生活自立困窮者自立支援事業というのは社会福祉協議会が請け負っていただいているんですよね。そういった意味でもすごい関係をしてくる団体でもございますので、しっかり連携を取って進めていっていただきたい、そのように思います。

続いて質問をしてみたいです。

8050問題やごみ屋敷、ダブルケア、老々・認々介護、孤独死等での孤立が既に進行している状況で、一人一人が抱えている多様かつ複合的な困難に相談支援で丁寧な寄り添い、就労や居住を含む多様なサービスや給付につなぎ、本人のみならず家族も含めて社会につなげていくためには、地域における包括的な支援体制の構築が何よりも重要であります。

2021年4月から、改正社会福祉法におきまして創設をされました重層的支援体制整備事業は、制度や属性ではなく、本人を中心として断らない相談支援と参加支援、地域づくり支援を一体的に実施をし、行政のみならず地域住民や支援機関等、多機関がチームとなって継続的に支援し続ける取組であり、社会的孤立を解決する基盤となる取組であります。孤独・孤立問題の要因は複雑・多岐にわたることから、当然必要となる事業と考えますが、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 近年、社会の在り方や国民生活の変化に伴い、

様々な支援ニーズが生じてきており、これまで福祉の政策として整備されてきた子供、障がい者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは複雑化・複合化したニーズへの対応が困難となってきました。

このような背景の下、社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応可能となる包括的な支援体制の整備を目的とし、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設され、本市といたしましても事業の重要性や必要性を認識しているところでございます。

また、社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画において、包括的な支援体制の整備に向けた取組の推進について反映することとされており、本市におきましては、現在未策定である地域福祉計画の策定に合わせ、重層的支援体制整備事業の実施を計画してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今すごい力強い前向きな御答弁がございました。その地域福祉計画におきましては、かなり後発になってしまいました。その上で重層的支援体制整備事業も進めていかれる。後発になったから、そのことを責めるつもりはございません。後発になったんだから、それまでに取り組んできたところのいいところ、悪いところを全部、いいところはしっかりまねして盗み取って、悪いところはしっかりいい見本にさせていただいて、他に類を見ない計画を策定いただいて、充実した重層的支援体制整備事業ができるように期待を込めてお願いを申し上げます。

また、議会の委員会としましても、来月、滋賀県の甲賀市のほうに先立って行っていらっしゃる重層的支援体制整備事業についての視察を担当課の職員さんと一緒に行くことになっておりますので、かなりちょっと責任が重くなったなど。しっかり議会としてもその整備事業が前に進むようにいい提言ができればなど、そのように思います。

じゃあ、続けて質問をさせていただきます。

電話やメール、オンライン相談、SNS等を活用した相談等の相談体制の多様化を図るとともに、土・日、夜間等24時間対応の相談体制を強化することが重要であります。あわせて相談員の人材確保・育成、国、県、支援団体等が実施をしている相談窓口の周知も必要です。どの相談窓口に来たとしてもたらい回しにせず、適切な支援につなげていくという意味での相談のワンストップ化を推進をし、相談窓口まで来られない人が潜在的に多数いることから、地域にいつでも気兼ねなく立ち寄り、相談できる居場所を増やす取組を推進するとともに、アウトリーチ機能を強化することが重要であります。市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 相談体制の多様化につきましては、国の孤

独・孤立対策ウェブサイトにおいて悩みの内容に応じた相談機関が多数紹介されており、その中には24時間対応やSNS等での相談可能な窓口もございますので、先ほど答弁しましたとおり、今後、市のホームページに孤独・孤立ウェブサイトへのリンクを掲載するなどの対応を行い、市民への周知に努めてまいります。

相談できる居場所の増強につきましては、本年8月より十四山支所内において、市民なんでも相談窓口を開設し、相談内容に関わらず、最初の受皿となるべき相談場所の整備を図りました。また、本年2月に健康福祉課保健企画グループをひきこもり総合相談窓口として位置づけ、市ホームページにおいて周知をしておるところでございます。

アウトリーチ機能の強化につきましては、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の在り方の中で市の方針を議論してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 申請主義からの脱却というところでも申し上げましたけれども、なかなかプッシュ型とアウトリーチをつなげて、そういう対象の方が相談しやすい体制づくり、これは口で言うほどに簡単ではございませんけれども、今多様な相談に対応していくに当たって、なんでも相談はあるんですけど、何で十四山なんやと言われる市民の方が実は多いんですよ。せっかく相談に行ったのに、また役所へ行かないかんやないかと。相談内容に関しては何でも言うから幅が広いわけですよ。幅が広いから、手続の仕方を相談しに行ったらまた市役所に戻らなあかんみたいなことにもなりかねません。そんな件数は今6件なのかな、お聞きしたらそのぐらいやったんで、今からでも遅くないので、庁舎に戻したらどうですかね。これは要望しておきます。

あくまでも重層的支援なり、地域福祉計画に基づいた相談支援体制が整うまでの一つの受皿として、なんでも相談も鳴り物入りで始まりましたが、これがいわゆるレセプション的な窓口に振るだけのような相談窓口やったら何でも相談といっちゃ駄目だと思います。そこで1つ行っただけで解決をする。その人が相談に行ったんだけど、相談が多岐にわたる部分に関しては、多岐の担当の課が代わる、問題は共有している、そういう体制が相談しに來られた方の本当の解決につながるものなんじゃないかなと。

先ほど支援体制、支援人材の確保というところでも言いましたが、今まで孤独、孤立、ひきこもりを体験した方がおっしゃっているのが、当事者じゃなくて、主体者、相談を受ける主体者の方が解決してあげようなんて思っちゃ駄目なんですって。どこまでもやっぱりその人が自立できるよう伴走する支援というのが一番大事であって、二度とその人が同じ孤立化に戻らない、そういう状況に陥らないためには、伴走して、その人が本来持っている力ですから、そこをやっぱり立たせてあげる。もちろんにっちもさっちもいかない状況のときは助けてあげなきゃいかんのですけど、その人が本当に自立していける者であれば、やっぱり

しっかり理解をして伴走してあげる支援が一番大事。そうすると、その人が次、ピアサポーターとして同じような相談員になっていける、そういうつながりというのをつくっていくことが一応大事じゃないかな、そのように思います。

続けて、次は自殺に関してですけれども、毎年9月10日から16日は自殺対策基本法で定められた自殺予防週間であります。ちょうど今がそうですね。令和4年の自殺者数は2万1,881人で、コロナ禍以降、増加傾向にあります。特に女性が3年連続で増加をしており、小中高生では初めて500人を超えてしまいました。

いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）の調査によりますと、1件の自殺（既遂）に対して20件以上の自殺未遂が発生していた可能性があるとの報告をされております。これによりますと、令和4年の自殺者数が2万1,881人ですから、自殺未遂者は40万人以上いたことになります。さらに自殺既遂・未遂に至らなくても、何らかの悩みを抱え、生きづらさを感じている人はそれ以上、相当数いることになります。

自殺の危機に直面している人を支えるための相談体制の抜本的な強化並びに周知啓発の強化を図るとともに、自殺防止の相談窓口のネットワーク化を図ることが重要であります。また、女性の自殺が増加傾向にある状況を踏まえ、DVや産後鬱、育児の悩みや介護疲れ等に対する支援を強化をし、それらと心のケア等との連携を強化すること、また非正規雇用の女性労働者の失業が急増している状況を踏まえ、女性に対する就労支援を強化をし、心のケア等の連携を図ることも必要であります。

国は、自殺未遂者が再び自傷する危険性が高いことから、自殺未遂者レジストリ制度の構築を急いでおります。それまでは医療機関と連携をし、自殺のハイリスク集団である自殺未遂者、自殺を考えたことのある人並びにその家族や友人等への支援の強化を図ること、また自死遺族等への支援の強化を図ることが重要であります。

そして、増加する児童・生徒の自殺の対策を何としても強化をするため、抜本的に考え直さなければなりません。様々な悩みや自殺リスクを抱えた児童・生徒を包括的に支援できるようにするため、相談体制の充実と子供の人権擁護機関の設置がまた必要になってまいります。

また、SOSの出し方に関する教育推進の強化、ITを活用した自殺リスクのアセスメントツール等の整備、精神疾患に関する教育を学校教育から推進を図ること。さらにゲートキーパー研修の実施、またSOSの出し方教育と連携した中高生及び大学生向けのゲートキーパーの育成の支援も重要であります。さらなる自殺対策の強化について、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 令和4年度に国が自殺対策大綱を見直し、若

年層や女性をはじめとした様々な人に対する支援を強化しております。弥富市の自殺者数は、過去10年を見ても減少傾向にあり、自殺死亡率も国や愛知県より低い水準となっております。しかしながら、心の健康をチェックできるころの体温計では、平成30年度と令和4年度を比較してみますと、男女ともに10代で悩みを持つ人の割合が特に増加しております。このことからより一層の支援強化が必要だと考えております。

健康推進課では、令和4年度から市内の小学校から高校までの若年層向けに、夏休みの出校日に相談窓口の一覧表を配付し、相談先を周知しております。

自殺対策を地域全体で取り組む問題と捉え、関係機関や団体とのつながりを構築することが必要で、今年度から自殺対策ネットワーク会議を設置し、医療・福祉・保健・教育・商工労働機関・民間団体で地域での連携強化に取り組んでまいります。

また、児童課では、児童や生徒の皆さんが学校や家庭など身近な人に直接相談しにくい悩みや困り事を電話や手紙など様々な方法で気軽に相談できる「やとみっ子お悩み相談室」を開設しております。

学校教育課におきましては、小学生から高校生までとその保護者を対象に子ども相談室「カラフル」を開設し、学校以外で相談できる環境を整えました。

孤独・孤立対策は、行政と民間団体等との連携など、自殺対策とも共通することから、連携を図っていくことが重要でございます。今後、関係部署、関係機関及び団体の協力を得ながら情報共有や連携を強化し、適切な支援につなげるよう取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） いろいろ相談窓口はあるんですよ。ただでも、先ほども何遍も言いますけど、相談ができる人はいいんですよ。できる人はまだ救いようがあります。できないような人をどうするかというのが今回の質問の趣旨でありますので、特に女性の妊産婦が多いというのが、弥富市はどうか分かりませんよ、けどもしっかりそれは子育てをしていく上で何かありませんかというアウトリーチ的な、またプッシュ型の相談支援を強化していただく。

何よりも今回のニュースであります子供の自殺者数が子供が減っているにもかかわらず、統計以降過去最高数です。小中高生。これはもう何とかして、何としてでもやっぱり減少に持っていく、ゼロにするぐらいの。

前回のヤングケアラーのときにも言いましたが、苦しい、家庭環境等で苦しい状況にある子供たちがなかなか相談に赴けないその理由は、子供たちが肯定するからですよ。これは僕が悪いんだとか、お母さんやお父さんは仕事が大変なんだとか、だから仕方ないんだ。子供は肯定するんですよ。肯定するから相談に行けないんですよ。そういう子をどうやって見つけるかというのは本当に至難の業。そういうことがあるということは、しっかり学校の先生方も気をつけていらっしゃると思いますけれども、大人の主観を通り越して、今のその

現状を本当に抜本的に考えていかないと絶対になくならないですよ。

そういう意味で、この自殺対策に関してはもうちょっと深くやってもいいんですけど、あまり自殺、自殺というのもよくないなあとしますので、何せ相談しやすい体制づくりを学校では教育の中でしっかりやっていただくこと。窓口を今いろいろおっしゃっていただきました。かなり市のホームページ等も豊富になりましたけれども、いろんな方面からそれが届くように、プッシュ型、アウトリーチ、全部踏まえて、危機のある人に関して届くような、積極的に干渉してあげてほしい。そのために実態調査というのはやっぱり大事になってくるんですよ。ぜひしっかりその自殺対策もこの9月だからやるというわけじゃなくて、どういう状況においても相談を受けて、それを確実に支援につなげて、その人が自身でその問題を解決できる糸口を見つけてあげるということが大事なんじゃないかなと、そのように思います。

次に、ひきこもり支援の充実について伺います。

ひきこもりは早期発見・早期支援が重要であり、相談窓口の周知や支援情報の提供、支援団体の積極的周知と橋渡しの推進を強化するとともに、ひきこもりへの理解を広く促進することが大切です。あわせてオンラインやアウトリーチにより相談支援に結びつける取組を強化するとともに、安心できる居場所と働く場を併設する取組もひきこもり支援推進事業の対象とするなど総合的支援の実施を推進するべきと考えます。

また、本人や家族の心情に寄り添う力のある支援従事者の育成・研修や、ピアサポーターの活用を進めるとともに、当事者活動への支援を行うこと、障がい者手帳がない場合であっても就労継続支援事業が利用できるようにするなど、一人一人の状況に合った支援が実施できるよう支援の多様化を図るとともに、ひきこもりの長期化・高齢化に伴い生じている親亡き後問題への対応を検討する必要があります。

また、引き籠もっている本人だけではなく、家族サロンなど家族の悩みをサポートする体制も整備することも重要であります。ひきこもり支援の充実について、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ひきこもり支援に関しましては、以前は相談を受けた各課において支援が必要と判断される場合は、他の関係課や行政以外の関係機関と連携し、個々に支援や対応に当たっておりました。しかしながら、例えば8050問題のようにひきこもり者と高齢者への両方の支援が必要となるなど、ひきこもり世帯は複合的な問題を抱えているケースが多いため、どこの課が相談窓口となるか明確にされておられません。このような状況を改善するため、関係課と調整を図り、先ほども答弁いたしましたが、本年2月に健康推進課の保健企画グループを最初の受皿となるひきこもりの相談窓口として

定め、市ホームページにおいて周知をしているところでございます。

現在、厚生労働省において、ひきこもり支援マニュアルの策定が進められていることから、その動向を注視するとともに、重層的支援体制整備事業とひきこもり支援は大きく関連するものでございますので、支援体制の強化につきまして包括的に議論をしてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） 難しい対応だと思うので、健康推進課が今一次的な総合相談窓口になっていただける。これを解決しようと思うと、本当にまずその本人さんに会うまでに何年かかるかみたいなのところもあります。また、親御さんが蓋をしてしまう場合もございます。そういうふうになってしまった原因というのは、なかなか第三者の相談者の方が、だから何だという理由に至るまでかなりの労力と時間を要する部分もあります。

これにはやっぱり地域の応援であるとか、その家族について詳しい人の助言であるとか、だからこそやっぱり地域の包括的な対策が必要なんですよ。それが今後しっかり弥富市でも進んでいくように、ひきこもりの方が、なかなか高齢の方は難しいかもしれませんが、それでも先ほどの親亡き後の問題もございますので、部長の言われた８０５０もそうですし、深刻な問題として捉えて、少しでも解決に至るよう相談整備、相談ばっかり言っていますけど、要は相談なんです。それを待つか、行くか、プッシュするか。何せその支援につなげていくことからその問題の解決が始まるものですから、その体制整備をつくるのが今回の質問の趣旨でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、個人情報の取扱いについて伺います。

個人情報保護法があることで支援したくても支援できない、早期介入しにくい、どこまで他の支援機関と共有できるのかといった声が支援現場から上がっております。また、セルフネグレクト等による本人が介入を拒否した場合、支援が必要であることが明白であっても介入ができないといった問題も発生しております。改めて個人情報保護法の解釈や取扱い、現行制度で可能な情報提供の範囲を自治体やＮＰＯ等民間団体関係者に分かりやすく周知をする必要がございます。

また、先進事例として、新規相談の際に事前に本人同意を得ていくという事例もございます。参考にすべきではないでしょうか。現実問題として、解釈の相違から必要な支援につなぐことができないことがないよう対応を考えておくべきと考えます。市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 個々の事例に対する当事者の個人情報等を関係機関と共有する際には、その都度、本人の同意を得ながら行うことが基本と考えられます。

しかしながら、支援の現場においては、本人の同意が得られず、支援に当たり連携すべき関係機関等との情報共有ができない事案や、本人のみならず世帯全体としての状況を把握することで深刻な状態であることが明らかになるケースもあります。

生活困窮者自立支援法においては、法に基づく支援会議を設置することで、本人の同意が得られない場合であっても、当該支援会議の場において関係者間での情報共有が可能となります。ただし、会議の構成員に対して守秘義務が課せられることになり、違反した場合は罰則規定が設けられております。

本市におきましては、この支援会議を今年度中に設置する予定としております。また、社会福祉法に基づく重層的支援会議においても同様の規定があるため、本人の同意が得られなくとも必要となる支援につなぐことができるよう体制の整備を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 国民、市民のための個人情報保護法なのに、それがいざとなったら支援の妨げになってしまうようなことがあってはならないと思うんですね。そのためにもしっかり解釈の仕方の共有といいますか、そういうことがまず大事だと思いますし、支援第一ですよ。罰則とか今言いましたけど、確かに守秘義務はございますので、そういうことは犯してはいけませんけど、困っている人を救うというか、支援していくための問題であって、そのための、今ここに出したということは共有すべきことなんだと。これは行政だけじゃなくて、個人情報を持っている弥富市民一人一人と、いざ何かあったときに相談を受けるこの個人情報保護法が一つの盾になってしまわないように、しっかりいざというときにはそれを通り越して支援ができるように、また受けることができるように、そういう共有をする必要が今後はあるんじゃないか、そのように思います。

もっと今度、詳しくは重層的支援事業を進めていく上での、実質的にはまた福祉課からのいろいろな御説明を受けながら実務的な質問もしてまいりたいなと、委員会等でやっていきたいと思います。今回の委員会ではやりませんから。

このほかにも孤独・孤立問題となり得る事案はたくさんございます。就労支援の在り方、生活保護制度の運用、子供の貧困問題、デジタル化による孤立、性的マイノリティー、多子・多胎児家庭の問題、流産・死産等を経験した家族への支援、困窮する独り親家庭への支援、在留外国人の孤立防止、無戸籍者の孤立防止、社会的養護出身者の孤立防止、障がい者の孤立防止、高齢者の孤立防止、身寄りがない人への対応、ケアラー・ヤングケアラー支援、広域避難者の孤立防止など様々であります。大切なことは、孤独・孤立は社会の問題であり、誰でも起こり得るということを共有し、解決に向けて市全体で取り組んでいくことであります。最後に安藤市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得る問題であることから、当事者や家族等の立場に立って社会全体で施策を推進する必要があります。

本市におきましては、これまで高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援について各関係機関等との連携を図りながら様々な福祉課題に取り組んでまいりました。そのような状況の中、来年度から2か年により、現在未策定である地域福祉計画を関連する課や関係機関と連携の上、策定を進めるとともに、併せて分野を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制事業の実施を計画することで、包括的な相談支援の体制を整備してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指し、誰もが安全に安心して暮らせる優しいまちづくりを今後も推進してまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今回は、国が結局この孤独・孤立化問題に対する法律をつくられた。

先ほども言いましたが世界初です。取組としてはイギリスに次いで2番目ですけれども、それだけ社会、世界的に問題なのかな。要するに、先進国というのはどうしてもプライバシーの侵害とかにうるさいですから、そこを保護する法律ができることももちろんあるんですけれども、それが盾になって人とのつながりが希薄になってしまっている。

また、コロナ禍がそれに拍車をかけたという状況からのスタートになりますから、本当にこの孤独・孤立の問題を解決するというのは行政だけでは到底できない。相談窓口をつくったとしても、本当に市民と共有して取り組んでいかないと解決できない。先ほど防災の話もありましたけど、自助の次は共助ですよ。この共助ができなかったら、どれだけの被害が広がるか。やっぱり人と人が思い合って、人と人と助け合って、自主自立はしていく上での共助の関係というのは絶対大事だと思いますし、今回の孤独・孤立対策がそれに、要は盾になっているといいますか、これを壊していくには相当な覚悟が要るんですけど、意外と簡単かもしれませんよ。やり方によってはね。我々のことですからね、生活のことですから。

先ほど冒頭にも言いましたが、約40%の人が孤立を感じるということの調査も出ていました。これは言えば2人に1人弱、そういう思いでいらっしゃる。高齢者じゃなくても、障がい者じゃなくても、また子供さんでなくても、今社会の中でそういう不満を抱いている人がたくさんいる。そういう人たちと何とかよくしていこうという意味合いで共有できれば、きっとよくなっていくと思う。

そういうリーダーシップを安藤市長にはしっかりお願いして、今日は、後発になりましたけど地域福祉計画を策定していく、その上で重層的支援事業も進めていくという前向きな市の取組をお聞きすることができましたので、今回、来年施行される孤独・孤立対策について

も市としても一つの形をつくれたなど、そういうふうに思いますので、ぜひしっかりしていただき、先ほど市長がおっしゃった思いやりがお互いにあふれて、つながりのある弥富市、地域をつくっていただくことを切にお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（平野広行君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 47 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典

令和5年9月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（14名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

| | |
|-----|-------|
| 16番 | 大 原 功 |
|-----|-------|

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 鈴 木 みどり | 12番 | 早 川 公 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|-----------------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長 | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 已 |
| 建 設 部 長 | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長 | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長兼
図書館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長 | 大 木 弘 己 |
| 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長 | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 企画政策課長 | 佐 藤 文 彦 |
| 防 災 課 長 | 太 田 高 士 | 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋田支所長 | 服 部 朋 夫 |
| 環 境 課 長 | 梅 田 英 明 | 市民協働課長 | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |

| | | | |
|--------|-------|--|------|
| 福祉課長 | 後藤浩幸 | 介護高齢課長 | 安井幹雄 |
| 児童課長 | 飯田宏基 | 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長 | 中山義之 |
| 産業振興課長 | 上田忠次 | 土木課長 | 神野忠昭 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 水谷繁樹 |
| 学校教育課長 | 田畑由美子 | 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 飯塚義子 |

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐野智雄 | 書記 | 田口邦郎 |
| 書記 | 川村紀子 | | |

7 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に先立ちまして報告いたします。

報道機関より、本日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することといたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、大原功議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と早川公二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、2題、御質問をさせていただきます。今後の小学生、そしてまた中学生への取組。もう一つは、エシカル給食を導入していただく、その2点の質問を踏まえながら質問をさせていただきます。

まずは、皆さんおはようございます。

夏の暑さも本当に日々増してくるこの夏の状況でございました。猛暑日も30日以上続くその中で、皆様方も朝の挨拶で、暑いねという言葉からスタートした日々が多くあったかなと思ひ感じる次第でございます。

9月、長月に入りました。まだまだ残暑もあり、夏咲き、秋咲きと言われるコスモスも風に揺れる美しい季節となってまいります。自然の訪れを待ちたいなというふうに感じます。

さて、本日9月議場内におかれましても、弥富市花卉組合の皆様から寄進をしていただきました。ブーゲンビリアというわけでございます。ブーゲンビリアの花言葉は、白は熱心、そしてまた熱いすてきな花でございます。赤は情熱、ピンクはあなたは魅力に満ちあふれる、オレンジは秘められた思い、黄色は私はあなたを信じますという、母の日や、また結婚記念

日に送られるとよき花というふうにお話を聞いております。

さて、この夏の暑さも、小学生、中学生、大変暑い中で学校に通い、そして保護者も子供のケアに十二分に対応しながら行ってくる状況でございました。その中で、今回、弥富市におかれる子育ての一環として提案、またお話をさせていただきます。

ランドセルのことにつきまして今日は話をさせていただきます。

ランドセルの代わりにリュックサックの使用を考えてみてはいかがでしょうかという質問を続けていきます。

年々上昇しているランドセルの購入価格、かばんのメーカーでつくる日本鞆協会のランドセル工業会は、令和4年度に小学校に進学した児童のいる全国の保護者1,500人にアンケート調査を行いました。購入したランドセルの平均価格は5万6,000円余り、4年前と比べてもおおよそ4,000円以上上昇しているということでございます。

おじいちゃんやおばあちゃんが購入した割合も、おおよそ55%を占めているそうです。孫への入学祝いとして、装飾がついているものや高価な素材でできたランドセルが選ばれる傾向にあるほか、少子化で子供1人にかかる費用が増えていることが要因と見られます。

そこで、当市における令和6年、令和7年の新1年生入学予定者数をお聞きします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） おはようございます。

令和5年9月1日現在の住民基本台帳から新1年生入学予定者数は、令和6年度は328名、令和7年度は312名でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 300名、300名と、もうこれで続く状況ですね。

続いて、各学校別の人数をお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 令和6年度の各小学校の入学予定者数は、弥生小学校は88名、白鳥小学校は38名、桜小学校は61名、大藤小学校は21名、栄南小学校は12名、日の出小学校は73名、十四山東部小学校は18名、十四山西部小学校は17名でございます。

令和7年度は、弥生小学校は81名、白鳥小学校は37名、桜小学校は64名、大藤小学校は14名、栄南小学校は13名、日の出小学校は80名、十四山東部小学校は15名、十四山西部小学校は8名の予定でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 小学校の人数、6年、7年と振り分けた中で、これから市にとっても次の小学校の編入もあるわけでございますが、数字が明確になっている状況でございます。

続いて質問させていただきますけど、ランドセルに代わるリュックサックを使用すること

に、法令や学校の校則に何か不具合、規定等がございますか。お聞きいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） ランドセルをはじめとする小学校の通学用かばんについては、法令で定められているものではありません。

また、本市では校則などで指定をしておりませんので、保護者の判断でランドセル型のリュックサックを御使用いただければと思います。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 非常に近年、小学生の姿を見ますと、ランドセル型のリュックサックという形で取り入れておられる保護者の方、子供の通っている姿を見る状況でもございます。

その中でも、子育ての一環の教育の中で、市として脱ランドセルの代わりにまたリュックサックを提供していただければどうでしょうか。お伺いします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 通学用かばんは学校指定ではないことから、色柄、素材、機能等を保護者が自由に選んでいただいております。

最近では、ランドセル自体の重さに加え、学習用品を入れて背負うことや夏の厳しい暑さの中での通学による子供の体への負担が課題となっています。

今後、通学用かばんについては保護者がお子様と相談しながら自由に選んでいただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 相談しながら自由に選んでいただく、もう本当にこれで今後学校スタイル、保護者の方、そしてまた御家族の方、そのような思いで進めていくといいというふうに感じる次第でございますが、今日、この質問に当たりまして、安藤市長のほうにこの見解について答弁をいただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

入学を迎えるお子様の保護者や祖父母の方々は、お子さんに買ってあげましたランドセルを背負って小学校へ通う、その姿を大変楽しみにしてみえenと思います。

私も、幼く、また小さい子供たちが大きなランドセルを背負っている姿を見ると、本当にほほ笑ましく思う次第ではありますが、その反面、重そうで転んでしまうんではないかということで、安全面で心配となることがあるわけでございます。

本市では、以前より通学かばんにつきましては、議員からの御提案もございましたランリュックもありますが、特別な規定は設けてございません。お子様の思いや御負担等をそれぞれの御家庭で考えた上で適切にかばんを選択していただき、子供たちには元気に登校してくれ

ることを願っているところでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） そうですね。ランドセル使用可という状況の中で、また対応する中でリュックサックということも当然必要でもある小学生のスタイルかと感じます。

そういう意味で、日によってもしランドセルは必要、そしてまた市からのリュックサックもあればと、両方を使いこなしながらまた一日一日を楽しく学校に通っていただけることが保護者の願い、また教員の皆さん方のうれしさがあるかと感じます。どうかひとつ検討していただきまして、前向きに話を進めていただければと思います。

他の県におかれましても、自治体におかれまして約20の自治体が全国でも取り組んでいる状況です。今年度も、長野県駒ヶ根市、また山形県村山市と、新しく事業を進めておられます。この二、三年前からは富山県の立山町をはじめとする行政が対応されておられます。

そういう意味で、新しく子育ての一環としての目安をつくり上げていくことが大事なと感じますので、強く要望をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

引き続き、中学校の編入に関しての質問をさせていただきます。

市にとられましては、市教育委員会、令和5年2月4日、弥富市小中学校未来構想を策定されました。そこで弥富市中学校再編成委員会が設置され、編入に向けての準備とともに、これからの弥富市の学校教育再編に向けての協議を進めておられます。

今後、再編委員会の検討内容や再編に向けての様々な準備や取組、地域住民や保護者と共に構想を実行に向けて進み、よき形になることを望みて質問をさせていただき、また保護者の思いや願いも含めながら質問をさせていただきます。

分かっている内容もありますけど、この機会に説明をしっかりといただければと思います。

どこの学校を統廃合、編入するのか。時期はいつ頃なのか、現在どのような検討をしておられるか伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 令和7年4月に十四山中学校が弥富中学校に編入します。

それに向け、例えば施設整備の関係では、来年度、教室や駐車場等の整備などを行います。また、教育計画の関係では編入に伴う子供たちの心の負担を軽減するよう、合同授業や合同事業、合同での部活動などを検討しています。成績管理の面についても、授業の進捗やテストのことなどを検討しています。

また、学校運営の関係では、閉校式や閉校に向けた記念事業について、子供たちや地域の方を交えて検討しています。通学路についても、危険箇所の確認等を行い、整備に向け進めています。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 今、答えの中で、いろんな質問を今からする中でも同じような答えも出てまいります、その中で、3中学校の中で、ここ3年ぐらい前ですかね、各校長先生をはじめ、テスト期間は同一時期に行っていただくということを進めておられます。ありがたいことだなというふうに思いますね。教育長がうなずいておられますので、分かっておられると思います。

これは、地域社会で子供たちが住んでいく上で、やはりばらばらですと親御さんたちもいろんな地域活動、参加可能・不可能となってしまいます。そういう意味で、3中学校はテスト期間が一緒であれば、これからの地域活動、それから地域移行の部活動、そういうことも進めていくことが確実にできるわけで、本当にそういうことを教育長も酌み取ってやっていただいておりますので、この場をお借りして地域の保護者の声をお伝えさせていただきます。

引き続いて、編入する学校、全校生徒は何人になるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 本年9月1日現在の住民基本台帳を基に中学校の生徒数を算出いたしますと、令和7年4月には十四山中学校が120名、弥富中学校が609名、合計で729名となる予定です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 729名というふうになってくるわけでございます。当然、それを行いまして、生徒数が増員になりますんで、学校はどのようにこれから対応していく状況を、次の質問をさせていただきます。

統廃合される、編入される中学校は、設備、また整備、その取組についての内容をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 十四山中学校の弥富中学校への編入により、生徒数や職員数が増加します。そのため、教室や職員室の改修工事や、げた箱や駐輪場の増設、駐車場の増設に伴う改修工事などを行います。それにつきましては、本年度、改修のための設計を行っており、来年度は改修工事を行います。

現在、計画的に令和7年4月の新しいスタートの準備を進めています。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） しっかりと把握をされまして進めていただくということで、準備が進むこと、よく分かります。

また、今後、編入する学校について、制服はどのような対応を進めていくんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 昨日、三浦議員へ御答弁申し上げましたが、今回の新制服の導入は現在の詰め襟の学生服やセーラー服に追加する形で導入したものですので、どちらの制服でも着用していただけます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） どちらの制服でも可能と、これは多様化ということがよく分かることかなと思います。

昨日の三浦義光議員の御質問でもよく分かる話でございましたが、保護者の皆さん方もその多様化という中で対応していただければよろしいということでございますね。

引き続き、生活の中で部活動ですね、部活動について、編入するときまでの対応、どのような内容でしょうか。お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 令和6年の夏の大会までは、原則として在籍している学校で活動します。しかし、現在でも在籍校に希望する部活動がなければ、他校での部活動が認められています。

本年度、希望する部活動が十四山中学校ではなく、弥富中学校で活動している生徒が3名います。また、部員数が少ないため津島市内の中学校と合同チームで大会に出場していた弥富中学校ソフトボール部が、この夏から十四山中学校と一緒に活動しています。

編入に向けて、両校の合同練習は今後増えていく予定です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 大変よろしい状況だと思います。

やはり常に社会事情、また少子化という言葉ばかりが出る中でしっかりと対応していく市としての対応力、そして子供に生きる力と喜びを与える、そしてまた地域交流を子供同士がしていただく、それに先駆けて対応していただいている状況が確認できました。どうぞ、そのような運びで進めていただきたい。そしてまた、自ら子供の声をしっかりと聞いていただきたい、そういうふうに思います。

統廃合するにおいて、やはり中学校の閉校式は行うんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 閉校する十四山中学校につきましては、令和7年3月修了式後に閉校式を行うこととしています。

また、その他にも閉校関係行事を行うこととしており、内容につきましては弥富市中学校再編委員会にて検討し、進めております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 再編委員会に検討と、その中でも閉校式はつつがなく修了式を行うというわけでございます。

ただ、後半の御意見の中で、閉校関係行事を行うというわけでございます。そういう意味で、何かしっかりとしたというか、今までの先輩住民の皆様方が、OBの方が多くおられる学校でございますし、何かいい形で収められる形をつくっていただけるとよいのかなというふうに思います。

やはり有名な方とか、また現職の方とか、いろんな立場のある方が多くおられる中学校のOBの学校でございます。しっかりとまた少しずつ把握をしていただきながら、少しでもそういう方たちに声をかけ、何か御協力をいただけるといいのかなというふうに感じます。

よその学校の閉校式というところも聞きましたけど、なかなか閉校式はもうつつがなく行うという話は聞きましたが、弥富市にとっては今内容をちょっとやっていこうというわけでございますので、どうかしっかりとお話を進めていただいて、よりよい形の事業、行事をしていただきたい、そういうふうに思います。

引き続いて、中学校の再編が目の前に迫っている中で、子供たちの通学路に不安な思いを持つ子供さん、また保護者もお見えでございます。

教育委員会は通学路の安全確保についてどのように取り組んでおられますか、お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 中学校再編に向けまして、弥富市中学校再編委員会にて協議、検討をしています。委員会の中に学校運営部会を立ち上げ、再編後の通学路について対応しております。

学校運営部会では、保護者等からいただいた意見に基づき、安全が懸念される箇所を学校運営部会の担当者が登下校の時刻に実際に自転車を走らせ、交通量や危険な箇所を確認しました。その結果、整備等が必要と思われるところにつきましては関係部署と対応を進めております。

また、十四山中学校1年生に「弥富中学校までの安全なルートを探そう」と題して教育委員会が出前授業を行い、通学路について主体的に考えてもらい、生徒目線での意見を学校運営部会に提出しました。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） しっかりと職員の方が今危険な箇所や交通量の多い箇所を確認しながら、そこを整備していくと。そのルートが一番いいということで判断をされて今のお話の答弁だと思う次第でございます。しっかりとそのところを整備にかかっていただきたいなというふうに思います。

よくある話が、木々の樹木が自転車の歩道等にかぶせてくるという状況がありますが、そういうところもしっかりと確認していただきたいなと思います。

僕も少し保護者からお話を聞いておりますので、またお話をさせていただきますが、改めて後半の言葉ですね、十四山中学校1年生、安全なルートを探そうというわけでした。非常にいい取組だなと感じた次第でございます。どうぞ子供目線、生徒目線で取り組んでいる姿の答弁、非常に喜ばしいと感じた次第でございます。

今日のこの質問に含めながら、まずは教育長の見解、お話を聞きたいと思います。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 改めまして、おはようございます。

本市の教育方針といたしまして、「一人一人が輝き、よく学び、心豊かでたくましい弥富の子」を目指す児童・生徒像とし、生きる力を身につけるためによりよい教育環境を整えていくよう進めております。

令和7年4月の十四山中学校の弥富中学校への編入につきましても、よりよい教育環境を整備するよう、弥富市中学校再編委員会において議論を重ね、進めているところでございます。

令和7年4月に弥富中学校と十四山中学校の生徒がよりよい環境の中で新しい仲間と共に学び、共に切磋琢磨して生きる力を身につけられるよう、今後も皆様のお力をお借りし進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 新しい仲間、当然、出来上がると思いますし、どうぞウェルカムでしっかりと先生たちは対応していただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

引き続き、市長の見解もいただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 全国的に少子化が進んでおります。本市におきましてもほかでもなく、小・中学校の児童・生徒の減少が進んでおります。

そのような中、子供たちがよりよい環境の中で教育が受けられるよう、安全で安心して通える学校をソフト・ハード両面からの整備を行うことを、市と教育委員会が一丸となり進めております。

その第一歩といたしまして、令和7年4月の十四山中学校の弥富中学校への編入が滞りなく行われますよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 令和7年4月、いよいよ編入となるわけですが、しっかりと一丸になっていただくという市長の力強いお言葉でございました。

どうぞ、子供と共に、生徒と共に視線を同じくしていただいて進めていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

1 問目の質問を終えさせていただきます。

引き続き、給食をエシカルにということで2 題目のお話をさせていただきます。

まずは、エシカル給食の説明をさせていただきます。

「エシカル」とは論理的なという意味で、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動のことをエシカル消費といいます。

自分のことだけではなく、大切な人や困っている誰かのために、そして地球のこと、未来の子供たちのことを思い、はせる、そんな食材を使用する給食をエシカル給食と考えています。

もう一つは、「ナチュラルスクールランチアクションやとみ」でございます。

まずは説明をする中で、2019年12月、愛知県下でスタートした子供たちの明るい未来のためのエシカル給食プロジェクトでございます。

より健康的で循環する社会を目指して、対話を大切に行動しています。参画するメンバーは40団体を超え、連携を図りながら同じ目標に向かって取り組んでいます。

愛知県では、店舗、企業、生産者など多くの皆様にサポートしていただきながら、子供たちのよりよい未来のためにアクションをしています。全国的にも広がって、北海道、茨城県、東京都、兵庫県、福岡県など。また、この6月、全国に置かれます自治体の給食協議会も6月に立ち上がりました。この2つの柱、キーワードを目標に、SDGsも含めながら取り組んでいます。

そこで、本市としても前向きに笑顔で優しく本市も進めていただきますよう、かなえられる質問を申し上げさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、有機米や減農薬のお米を入れられる可能性はございますか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 学校給食として納入されているお米は、愛知県経済農業協同組合連合会を経由していますが、全てが有機米、あるいは減農薬米かの確認はできません。

本市では、市内の稲作農家の団体より新米を寄附していただき、学校給食で児童・生徒が食味することを毎年行っていますが、市内で有機米や減農薬米の生産はされていないので、今の段階では給食に有機米や減農薬米を取り入れることは難しいと考えます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9 番（加藤克之君） 非常に有機米、難しい状況でございますね。弥富市のお米の皆さん方、作っている方からもお話を聞きましたけど、非常に難しく、そしてまた毎日の手入が大変、

そしてまた取れる量が難しいということでもございました。

その中でも、やはり弥富市においては新米を寄附していただける稲作農家の団体さんがおられるというわけでもございました。大変ありがたいと感じる次第でございます。

引き続き質問させていただきます。

献立メニュー、当然、給食ですからございますが、これについて何か月前ぐらいにこれは決定をして進めておられるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 給食の献立については、2か月前には決定しています。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 当然、早期対応という状況だと思います。

引き続き、この有機野菜を導入する場合、懸念点がいろいろあるかなと感じる次第でございます。この懸念点をお伺いさせていただきます。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 学校給食は、安全・安心に決まった時間までに一定の費用の範囲で提供をしなければなりません。

有機野菜を導入する場合の懸念点は、4点ほどございます。

まず、害虫や異物混入の懸念です。2つ目には、必要量が収穫できるのか、確保できるのかという懸念です。3つ目は、コストが増してしまう可能性があるということです。最後に、検品や加工工程の手間が増えてしまうことによる調理員への負担が懸念されます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 4点ほどお話をしていただいたと、これだけ懸念点がある状況の中でございますが、課長、カメラをお願いします。

その中で取り組んでいく内容で、市役所、納入業者、そして生産者、給食センター、その中で今回取り組んでいただいている団体、ナチュラルスクールランチアクションやとみの皆さん方ですけど、もうこの体制をつくり上げていただきました。ですから、この体制がつけられたというわけでもございますので、この懸念点も解消する中で取り組んでいただく状況を、つながりをつくっていただきました。

それを踏まえながら、この以下のいろんな質問もさせていただきますのでお願いいたします。

まずは、近隣市町村の取組状況をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 令和5年6月愛知県教育委員会実施の有機農産物使用状況アンケートの結果から、近隣市町村ではあま市がニンジンやタマネギを年1回ずつ、愛西市

がレンコンを使用していました。

他の市町村は使用なしという結果でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） あま市、愛西市と取り組んでいただいている状況でございます。

その他、近隣市町以外のところも取り組んでおられる状況が、名古屋市をはじめ、豊明市をはじめ、また犬山市をはじめ、稲沢市をはじめ、多くの他の自治体も取り組んでいただいている、そういうわけでございます。

前段で話をしましたが、40団体もある以上、それ以上増えてくるというこれからの状況でございます。それを踏まえていくと、だんだん次の質問からさらに分かっていただける内容と御理解をしていただけるかなと思います。

この取組の中で、やはり懸念点の中でございましたけど、栄養士が当然お願いをする状況でございます。当市において栄養士の配置対応はどのようになっておられますか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 栄養教諭の配置につきましては、国の定める基準に基づき配置されます。

本市には、県費負担教員が3人配置されています。これに加え、市の会計年度任用職員1人を追加配置し、4人体制で学校給食を安全に提供しています。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 当市において中学校は3中学校、小学校は8校、11校におかれまして、今回、3名から1名の追加配置をされたというわけでございます。

当然、これは学校の数に応じての栄養士の配置だというわけでございますが、今後、いよいよ1校でも減ればまたその対応はどうなってくるかなと思いますが、しっかりと栄養士さんに対しての対応もしていただきたいなと思います。

年1回に小学校の給食でよろしい、また中学校でもよろしい状況で、エシカル給食の提供の取組を考えていただければどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 本年度、市内小学校1校においてエシカル食材を使用した給食を提供する予定でございます。

来年度以降につきましては、年に1回から市内の小学校で提供できますように、栄養教諭とも相談し実施していく方向で進めています。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 年に1回、来年度以降、また今年度も当然提供していただくわけでご

ございますが、続けて来年度以降も取り組んでいくという、実施していくという方向でお答えをいただきました。どうか続けていただきたい、それが願いでございます。

その中で、当然、エシカル給食は何かということを感じられる生徒がおられます。その当日、エシカル給食を提供する際に子供たちにも説明をする機会、ほんの少しでもいいですから必要じゃないかなと考えます。どのような思いですか、お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 子供たちがエシカルを知ることは教育の一環としてよい機会だと思いますので、エシカル給食実施の際には子供たちに説明をしていただく予定でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） そうですね。説明していただいたほうがやはり分かりやすいかなと思いますし、食の安心・安全、そういうことも知識の共有をしていただけるとよろしいかなと思いますし、つくっていただいた方、そのお世話の御協力の方、そういう思いもやはり分かっていたけるといいと思います。

やはり食べられるということは皆様方の手と手で作って上げていく品々、それを提供していただける方々、つくっていただける方々、栄養を補給していただける知識の方々、やはり全てが丸くなっていく給食食材、そしてしっかりと豊富で生まれ育ち、喜んで給食を食べていただく、その繰り返しを感じる次第でございます。

本当に続けて継続事業としていただきたく再度申し上げますが、この質問に当たりまして教育長の考え方、見解をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えします。

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんですが、食に関する指導を効果的に進めるための重要な役割を担っております。

本市は、全ての小・中学校において自校給食を取り入れております。3時間目頃からおいしい香りがし始めます。調理員さんたちの働く姿も間近に見ることができます。

コロナ禍で黙食を余儀なくされた子供たちが、先生たちや友達と楽しく会食する光景も戻ってまいりました。そのような環境の中で9年間給食をいただける子供たちは、とても幸せです。そして、このことは必ず将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすと信じており、今後も安全・安心な学校給食を提供してまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） この環境の中で9年間というわけでございます。その中のプラスアル

ファ、弥富市がそれを取り組んでいく姿も、教育長も分かっていたと思う次第でございます。

どうか、引き続き皆々で進めていただく気持ちを前向きに出していただきたい、そう思う次第でございます。

最後、この質問に当たりましての市長の見解、考え方を伺いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の小・中学校での給食は、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいままで運ばれ、その給食を子供たちはおいしく食べることができ、残菜量が少ないことを誇りに思うところでございます。

給食で食されている御飯は、この地域で育てられた「あいちのかおり」が使用されております。また、9月6日には市内の稲作農家団体から、食農教育の一環として鍋田地区でこの夏に収穫されたばかりの愛知産コシヒカリ330キロを御寄附いただきまして、市内小・中学校全校で新米給食会を開きました。

当日、私も十四山西部小学校の子供たちと一緒に給食をいただいたところでございます。炊きたての御飯、イワシのショウガ煮、吉野汁など、とてもおいしかったです。栄養士の方からは、御飯の味をより一層引き立てられるよう薄味にしましたということで説明がありました。

子供たちは、笑顔いっぱいと同席いただいた生産者の方に「ありがとうございました。おいしかったです。来年もお願いします」と感謝の気持ち、食への気持ち、食への感謝、生産者への感謝の気持ちを述べておりました。

子供たちの笑顔を見ていまして、心身の健全な発達のために今後もエシカル食材の使用を含めまして安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 今朝、新聞に載っていましたね。本当に細かい内容は今市長が言っていたとおりですけど、新聞にも書いてありまして、今日、今朝拝見させていただきました。

議員からも、三浦義光議員と江崎貴大議員と参加をさせていただきましたが、非常によかったかなと思う次第でございます。

そういう意味で、やはり市民と子供と生徒と、そして皆さんが触れ合う機会というのは、少しずつコロナ禍を明けながら、そしてまた気をつけながら皆さん方が対応していただける状況を事業として進めていただく。これがやはり子供さんも保護者も行政も先生もみんな分かっていた。もう3年間見えない状況の災害から対応していく力は皆さんつけられたと思う次第でございます。

どうか、ぜひともそのような事業は続けていただきたい。そして、ぜひともナチュラルスクールランチアクションやとみとともに子供たちに喜びと幸せとを与えていただき、持続可能なプログラムを続けていただきますことをお願い申し上げ、今回の質問を収めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

さて、今回の私の一般質問は、旬な話題でもある小規模校統廃合の進捗、再編成整備方針及び跡地利用についてと題して、1題確認を含めて伺ってまいります。

本日、今日の中日新聞のほうに、先ほど来御説明がありました弥富の小・中学校11校で給食の地元の新米が食べられたと。十四山西部小学校でございますね、という御紹介もありました。それと、この間の日曜日の日にミサイル発射を想定する住民避難訓練が県内初で大藤小学校で行われたと。写真つきで、なかなか弥富の話題があれだけ大きく2題も紙面に載ることはないかというふうに思っております。

今回の質問に絡みまして、十四山西部小学校、大藤小学校、なかなか意図を感じるものがございますが、そういったことも含めましてしっかり伺っていかうと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

中項目1としまして、2中学校の統廃合の状況について伺っていきます。

弥富中学校と十四山中学校の統廃合は、令和7年4月というスケジュールが示されていますが、このスケジュールの変更点はないのか、確認を含めて伺う予定でございましたが、先ほどの加藤議員の答弁で令和7年の統廃合による編入日は確認できましたので、次の質問に行きたいと思います。

2中学校の統廃合は、予定どおり進んでいることが確認できました。

予定では、弥富中学校に統合後、各学年のクラス編成（十四山クラス）をいつまでの時期を予定されているのか伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 大藤小学校や栄南小学校出身の生徒が弥富中学校に入学した際に

も一定の配慮をしておりますので、それと同様に再編の当該年度は一定の配慮をまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 統廃合に伴い、十四山中学校から何人かの先生が赴任されるとお聞きしていますが、その真偽を伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山中学校の子供たちの戸惑いや不安に対して配慮をするため、県教育委員会に教員の人事について要望しています。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の答弁から、赴任に向け県教育委員会に要望されているということが確認できましたので、十四山中学校の生徒及び保護者の皆さんは安心できるかと思えます。

しかし、本年6月に発生した再任用教員による盗撮事件で、現在、分かっているだけでも10年前から盗撮を行っていたとの報道を受け、先生に対して不信感を抱いてみえる保護者も少なくないことも事実であります。

一部の教師が事件を起こすことで教師全体に偏見を持つべきではありませんが、本当に残念で、強い憤りを覚えます。

今日も、報道の中で練馬区の中学校の校長先生が元教え子のわいせつな動画を所持していたということで逮捕されたという報道がございました。こういったことも含めまして、本当に残念で仕方がありません。

近年、こうした教師を含む公務員による児童・生徒を含む未成年に対し同様の事件が多発し、検挙されているのも事実であります。市教育委員会はどのような対応を県教育委員会から指示されているのか、また本市としての対応も含め答弁を願います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 県教育委員会からは、6月30日の海部地区校長会において各学校で不祥事防止に対する研修を行うよう指示がありました。

本市からも、教育長より市校長会にて不祥事防止に対する研修を行うよう指示を出し、各学校においてコンプライアンス研修や県教育委員会の作成したリーフレットを使用した研修を行いました。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 市教育委員会には早期信頼回復と生徒へのケアを最優先にしていただき、生徒が本当に安心して通学できる学びの場としての学校を早急に確立していただきたい。また、令和7年4月の2中学校統合に向け万全を期していただきますことを強く教育

委員会と市長に要望いたします。

そこで、追加ですが、先ほどの加藤議員の質問の中でありましたように、通学路の問題ということを先ほど教育委員会のほうから答弁がありました。どうか、地元の鎌島地区は今でも非常に通学問題で苦しんでいる部分もございます。

今度の統合に伴いまして通学路が明記されましたら、どうか地元のほうにもきちっとした説明をお願いしたいと思います。以上でございます。

それでは、2問目に入ります。

続きまして、中項目2として、小規模4小学校統廃合に伴う小学校再編整備方針について伺います。

3月定例会で、大藤、栄南、十四山東部及び西部の4小学校再編整備方針（案）が示されました。当初の小学校再編整備方針（案）に比べると、最新版はいろいろと改定がされていますが、これは昨日、皆さんに配られたと思うんですが、また一般には分かりづらい資料であることは残念ですが、変わりありません。

小学校再編整備方針の内容から抜粋し、確認させていただきます。

小学校再編の必要性を改めて伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の小規模小学校の児童・生徒数は、減少の傾向にございます。

各学校では学年2クラス以上を維持できず、また学年によって男女の割合に著しい偏りが見られ、友達との付き合い方においても、運動会での集団で行う競技や音楽での合唱・合奏など、教育活動において一定の制限が求められることがあります。

そのため、弥富市が目指す教育方針であります生きる力を身につけさせるため、子供同士、クラス間などで切磋琢磨できる1学年2学級以上の適正規模となるよう再編を進めています。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今御答弁いただきました小学校の再編成の統合の必要性は、4小学校の保護者及び校区の住民の理解は、昨年12月の一般質問でおおむね理解いただいているという教育委員会の答弁がされております。

旧鍋田村と旧十四山村の小学校が1つになる歴史的な大きな事案への問題はクリアされていると、今の段階では理解をしておきます。

続きまして、小学校再編整備方針（案）はどこが作成されているのか伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 弥富市小学校再編整備方針（案）につきましては、市民、保護者、議会の意見を伺い作成した未来構想を基に、教育委員会にて素案を作成し、全庁横断的な弥富市公共施設マネジメント推進本部会議へ報告、協議を経て、教育委員会において取りまと

めました。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 本市の目指す統合の時期を伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各校で男女比率の偏りが複数出てくる令和10年４月と考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 再編校の設置予定場所を伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編校は、現在の十四山西部小学校の位置とし、一部校舎を新築するとともに既存建物のリニューアル工事を実施し、校名を新たに魅力的な再編校となるよう施設整備をしていく予定です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 再編校への通学手段を当初からの改訂部分も含めて伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 通学手段につきましては、一定範囲の児童をバス通学とし検討をしております。

児童居住地分布について、当初、各学校から直線距離で２キロの範囲の数を示しておりましたが、より現実的な徒歩圏内の児童数となるよう、１.５キロ範囲と変更しております。

なお、バス通学と徒歩通学の範囲については、現在調整しているところでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 今、変更点は直線距離で２キロから１.５キロに変更されたという点を確認できました。

次に、４小学校区それぞれの人口及び世帯数を伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和５年９月１日現在の住民基本台帳を基に、大藤小学校区は人口が２,９０４名で１,１８２世帯です。栄南小学校区は、人口が２,７２８名で１,１６２世帯です。十四山東部小学校区は、人口が２,９３６名で１,１３８世帯です。十四山西部小学校区は、人口が２,１２２名で８３８世帯でございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） ５月から８月に行われた説明会は、何会場で何名の方が参加されましたでしょうか、伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 弥富市小学校再編整備方針（案）説明会を開催するに当たって、まず5月から6月にかけて、小学校のPTAの役員、保育所の役員、該当地区の区長や区長補助員等を対象に意見交換会を開催いたしました。この意見交換会は11会場で開催し、合計で106名に出席いただきました。

いただいた意見等を踏まえ、保護者や市民等を対象とした説明会を7月と8月に開催しました。保護者対象の説明会を4会場、一般の方を対象にした説明会を2会場で開催し、129名の方に参加をいただきまして、合計で17会場、235名の方に説明してまいりました。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 17会場で235名の方が参加されたということであります。

再度伺いますが、さきの4小学校区の人口と世帯数はどれだけと答弁されましたか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 4小学校区の合計人口は1万690名で、世帯数は4,320世帯です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） ただいま説明がございました説明会の参加者は、4小学校区人口の何パーセントに当たりますか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 約2.2%になります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 理想は、先ほど答弁がありましたように1万690名の全住民に説明するのが一番ではありますが、現実的ではありませんので、参加者最低目標として1世帯に1人として4校区4,320世帯ですから、まずは4,000人を目標として説明会を行うべきではないでしょうか。

4,000人でも4校区の住民からすれば約40%でしかありません。この説明会参加者数でおおむね理解していただくという教育委員会の答弁に対して非常に疑問を持ちます。答弁を伺った今は、先ほどと違い、到底理解することが難しいんですが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校の再編について、本市ではこれまで様々な機会で市民の声、学識者の声、学校関係者の声を聞き、議論を重ねてまいりました。その議論を踏まえ、再編の基本方針となる未来構想を令和5年2月に決定し、公表しました。

未来構想をまとめるに当たっては、生徒・保護者、市民の皆様を対象とした説明会の開催、パブリックコメントを実施し広く市民の声を聞き、議員の皆様にも御説明の上、丁寧に進めてまいりました。

弥富市小学校再編整備方針（案）は、その未来構想に基づき策定したもので、広報やとみ

や市ホームページに公開した上、未来構想と同様に説明会を開催し、生徒・保護者、市民の皆様の声聞いてまいりました。

説明会においては、地域の課題や未来への不安等、御心配の声をいただきましたが、説明会はもとより、これまでの市民の皆様とのやり取りも踏まえ、本市としては子供たちのよりよい教育環境の確保のため、市民の皆様にはおおむね御理解をいただいたものと認識しております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の御答弁なんですけど、先ほど言いましたように住民の比率からすれば2.2%、皆さんの意見をいただきまして、今日に至る。

それで、周知の方法ですが、周知の方法は再三私は一般質問で言っておるんですが、市お得意のホームページとかその辺なんですけど、そういったことは非常に周知力がないということとは再三申し上げておるんですが、本当に市民の意見を聞くのか、聞く気があるのかなというふうに感じるものであります。

教育委員会の今の答弁は、保護者に対してあることは推測できましたが、説明会参加者数、先ほどの235名を踏まえてお聞きしますが、小学校再編整備方針（案）の中で、今後のスケジュールとして、9月、市民説明会等の意見を踏まえ議会に報告、今でありますね。10月、パブリックコメントの実施、11月、再編整備方針決定、公表となっております。

児童、保護者の関わる部分だけでの理解を得たから進めるというのは少しちょっと乱暴であり、危険であるのではないのでしょうか。なぜなら、4小学校区に住む全ての住民生活にも大いに関係することであり、さきに申し上げましたが、旧鍋田村と旧十四山村の小学校が1つになる歴史的に大きな事案としての認識が甘過ぎると私は考えます。

そこで、教育長に答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お願いいたします。

小学校の再編には、児童クラブ、地域コミュニティ、避難所及び避難場所など、学校以外のこともしっかり検討する事柄が必要だということを教育委員会としてもよく理解しております。そのため、検討に当たっては全庁的な公共施設マネジメント会議に諮り、方針を決めております。

7月、8月の地域説明会におきましても、このことに関する質問や御意見を多数頂戴いたしました。地域説明会では、副市長をはじめ関係部局の職員も同席し、質問に対してそれぞれの立場から説明をさせていただきました。

小学校の再編につきましては、今の世代の子供たち、そしてこれからの子供たちの教育環境のことを第一に考えて計画し、進めていくことが重要と考えております。

今後も、引き続きそのような会議を積極的に設けて説明をしていきたいと考えております。
以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 同じ質問を執行責任者の市長にも答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども教育長から答弁しましたが、同じような答弁になるわけですが、小学校の再編につきましては、今の世代の子供たち、これからの子供たちの教育環境を第一に考え計画し、進めていくことが重要ですので、議員の皆様にも御理解賜りたいと考えているところでございます。お願いいたします。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） では、4小学校統廃合説明会と称して行われておりますが、実態は小学校統廃合だけで、すなわち学びの場だけの説明になってはいないでしょうか。

そこで、4小学校区住民への説明会はどのような説明されているのか伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本年5月から行いました意見交換会や、7月から行いました地域説明会での説明内容でございますが、作成しました整備方針（案）を使用して、なぜ再編が必要なのか、どこにするのか、どんな学校にするのか、スクールバスの運行はあるのかなど、市民の不安や疑問に答えられるよう丁寧に説明させていただきました。

また、それ以外に再編により影響が想定される児童クラブ、地域コミュニティ、避難所及び避難場所についても併せて説明させていただきました。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 十四山中学校の、さっきも申しましたが、盗撮事件報道後、様々な方から御意見をいただきました。

実際に、家族の中に中学校以下の子供がいないので、完全に学校のことだけと受け止められている市民の方もおられます。結果として説明会に参加されないのが現状でしたので、改めて私のほうから説明をさせていただきました。その際に多様な意見をいただきましたので、少し実例を交えて質問していきます。

小学校の先生方に取材をさせていただきました。教師の立場として話を伺った際、子供に一番近い先生方に対し教育委員会から聞き取りがされていないことは非常に驚きました。

中でも真っ先に指摘されたのが、小学校編成の基本方針「4校それぞれの特色を生かしつつ、魅力的な再編校の設立を目指す」の部分でありました。

中学校のような統廃合であれば、弥富中学校の基本方針に沿った学校運営ができるが、4小学校の各特色を生かして再編校を運営していくことは非常に難しいと懸念されています。

ましてや、候補校は今後児童数が一番少なくなる予測がされている十四山西部であることや、今問題視されている各校のPTAや子ども会などを1つにまとめる難しさを指摘の根拠に上げていらっしゃると思います。

教育委員会は現場の先生方への聞き取りをなぜされなかったのか、先生方に指摘されたことは想定した上で小学校基本方針を作成されたのか、伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 整備方針（案）につきましては、毎月開催される市校長協議会を通じて全教職員に伝達されております。

教職員の意見は各校長が取りまとめ、校長会の中で意見を集約し、協議し、整備方針（案）に反映されております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） このことは、私からすると現場軽視じゃないのかなというふうに思います。

再編校を目指す教育委員会の中に4校の教職員間の連携とありますが、その前に教育委員会との連携が最優先ではないかと考えますが、教育委員会の答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 先ほど申し上げましたように、小学校の再編というとても大きな事案でございます。現場の教職員の意見をこれまでも最大限尊重して検討してまいりましたし、これから話が具体的に進む中でよりその声を吸い上げ、教育委員会との連携も進めていきたいと思っております。

議員から現場軽視と言われてしまうことは大変遺憾ではございますが、現場でそのような意見が出ているとすれば私の認識不足でございますので、今後の進め方の参考とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、教育長の答弁のほうで私に対して大変遺憾だとありましたが、今申し上げたことは現場を取材した結果であります。子供の保護者や地域住民の距離が一番近い先生であるがゆえに、保護者や住民からの生の声を聞かれているのではないかと思います、私は取材をさせていただきました。

教育委員会も同様な組立てで計画を立ててみえると思いましたが、全く違いまして、トップダウンでの事務的な、先ほど部長のほうから説明がございました方法で行われていることに対して、私は非常にそのことに対して遺憾であり、軽視であると申し上げているのでございます。

なぜなら、教育委員会は地域に入り、一人でも多くの住民から意見を聞きたいと、大藤学

区の常任委員会のときに教育長のほうから説明がされておりました。しかし、このコロナによる3年のブランクは予想以上に多く、先生方の地域交流が激減している状況下であるため、残念ですが先生方から事情を収集できない部分もあったことは取材から感じました。

しかし、市民協働課で所管されているチョイソコは、現に実証実験が行われるのに短期間でありましたが、自治会や各団体に問いかけ、昼夜休日を問わず説明会を開催し、積極的に地域に入り住民に対し説明と意見交換、情報収集を行ってきました。説明会は大藤、栄南の2学区ですが、約40回強行われた実績があります。

教育委員会はぜひ参考にしていただき、当委員会が行われたとおり、より多くの地域に入り、一人でも多く住民の意見交換、情報収集をしていただき、統合の意見と意義を周知していただきたいと思います。

このことを受けて、教育長に、先ほどお伺いをしましたが、再度伺いたいんですが、今後、積極的に地域に入ってやっていくということは、お考えは変わらないでしょうか。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） チョイソコの件、貴重な情報をありがとうございました。

今週の土曜日に栄南地区のほうでそのような会があるというふうに伺い、私ども教育事務局のほうから伺って御説明をさせる機会を頂戴しました。

このような形で、学校、そして地域、子ども会でもいいでしょうし、保育所でもいいかと思えます。それぞれ複数の人が集まるところへ私たちが出向き、そして直接顔を合わせた説明を今後も積極的に展開していきたいと思えます。

また、そういった情報がありましたら教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） ぜひとも地区の区長さんたち等をお願いをして、待つのではなく、教育委員会も自ら積極的に行っていただきたいと思います。

ほかにいただいた意見の中で多かったのが、お金がないからという理由で全くの新設ではなく既存校のリノベーションを予定されている点です。

本市は、南部地区で年間多くの税収を得ている代償として、大型の通行に伴う騒音。いや、本当に代償ですよ、市長。今、ぼそつと言われていましたけど、市長のほうはあまり通られませんかから分かりませんが、南は本当に代償なんですよ、これ。南部への通勤に伴う生活道路への進入や渋滞、ヤードなどの諸問題、交通公害など、日々住民は我慢を強いられています。その代償を払っている地区の小学校が統合され、4校を1校にするのですから、最新鋭の新設小学校を造ってあげることはできないのかという意見でした。

そこで、4校を1校にするときに年間維持費はどれだけかかるのか、答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現時点では詳細な精査はしておりませんが、令和４年度の４校の人件費を除いた学校管理費分は１億５,２２８万円で、再編校と同規模の白鳥小学校をベースに計算しましたところ、８,３００万円ほどの減額となります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 次に、企業立地による税収増について、対象学区への進出の中でも南部地区への進出が盛んであるが、税収への影響を伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

固定資産税につきましては、令和５年度予算総額は４９億５００万円で、前年度比で１億８,４００万円の増額となっております。

この増額の主な要因としましては、伊勢湾岸自動車道付近の物流施設等が令和４年中に完成したことが大きな要因でございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） こうしたことを加味して見れば、再編校の場所はともかく、新設校にする意味は非常に高いと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の弥富市小学校再編整備方針（案）では、魅力的な再編校となるよう施設整備の方針をまとめております。

地域と学校の協働関係を円滑に育める施設整備といたしまして、校舎を新築し、１階スペースには図書室やフリー活動スペースを設けるとともに、オープンテラスを設け、地域の皆様と学校が一緒に活動できる環境を整えてまいります。

また、既存校舎につきましては、内装、外装、設備等をリニューアルして最新の教育環境を整え、有効に活用してまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 今、市長のほうから答弁をいただきましたが、新設校が１ミリも触れられなかったのが非常に残念なんですけど。

弥富中学校を今の場所に移転させた理由というのもあると思うんですが、令和７年４月から十四山地区の中学生も登校することを踏まえれば、私は隣に再編小学校を設置することが理想であると考えます。ただ私が大藤学区だからといって私的に言っているわけではなく、将来通学する中学校の隣に新設することで一貫校に近い関係性が築けることや、施設をまとめることで維持管理がしやすくなることが全てで、理にかなっていると私は考えます。

また、今小・中学校施設関連で頭が痛い問題は、プール問題もしかりですが、統合に絡めて意見をいただいております。

プールは、昨日三浦議員も触れられておりましたので、かぶらないように質問していきますが、現状、小学校8校と中学校1校のプールの維持管理費は年間幾らになりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和4年度の決算額から上下水道代と水質検査代金や薬剤代と浄化槽保守点検委託料金を計算いたしますと、395万円ほどでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 実際、年間何日使用していますか。それと、プール4校分を1校にすることでプールの維持管理費が幾ら削減できるかお聞かせ願えますか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校のプール使用期間でございますが、学校により違いはありますが、小学校では24日間から34日間で、中学校では33日間でございます。

また、4校を1校にすることで維持管理費が幾ら削減できるかという御質問でございますが、令和4年度の決算額より維持管理費を計算しましたところ削減額は約117万円で、約56万円の経費となります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の答弁から思いのほか経費がかかっているようにも見えますが、この答弁には修繕費が全く入っておりませんので。

平成29年に私の一般質問で市民プール等について伺った中で、使用中止になった弥富北中学校のプールの修繕費の答弁をいただいております。その修繕費は、ろ過装置、プール本体の床、側面、プールサイド、給水管などで約2,000万円とその当時の試算で答弁をいただいておりますが、当然、現在の資材等の高騰から試算すれば増額になることは言うまでもありません。あと9校分となれば多額の修繕費が必要になることは明白であります。

しかし、このまま維持していくのであれば、答弁の維持管理費プラス修繕費も含んで考えなければなりません。

中学校の水泳は選択科目にないため、最悪、なくても問題ありませんが、小学校は必須科目であり、前教育長の言葉を借りるならば、「弥富は海拔ゼロメートル以下にあるため、過去の教訓を生かし、全児童が泳げるようにしたい」ということを言われておりました。今回の統廃合を機に、学校だけでなく、トータル的にコーディネートとしていただきたいと思います。

さきに申しましたが、中学校に小学校を隣接させ、その上、温水プールも隣接させる。当然、市営ではなく民間を誘致することで、小・中学校の水泳の授業を民間の温水プール施設を使用することで使用料を払うことだけで済みます。市最大のメリットは、市内の各小学校

にプールを保有しなくてよくなること、何より児童・生徒はインストラクターの指導が受けられ、上達も早く、夏場だけでなくオールシーズン授業のカリキュラムが組むことができ、教育委員会の思いに合致すると思います。

民間業者も、現状市内の児童だけでも約2,400人いますので、最低限その分が担保でき、本市が補償しているので営業メリットは大きく、他市のスイミングスクールやジムに通っている市民の需要も見込め、メリットしかありません。

同様に、もう少し広げて考えれば、本市に正式競技場のできる施設が全くないことから、このプールも当初から計画に盛り込めば正式競技の開催が期待できます。

また、この小・中学校かいわいにスポーツ施設を集約させることで駐車場などの共通施設は供用できますから、効率よく維持管理ができ、高い費用対効果が望めます。

海部津島地区でいえば、陸上の400メートルトラックがなく、大会時、稲沢の施設をお借りしていることから、最低限の観客席を持った400メートルトラックを有する陸上競技場を整備することで、陸上競技への需要とフィールド内の芝のサッカーコートが整備できれば、芝のコートが現状不足しており、競争率が高いことから需要は見込めます。といったことも加味して構想を計画していくべきと考えます。

今申し上げたことを全て統合時に合わせてやってほしいというわけではありませんが、将来も見据えたトータルコーディネートをするべきと考えますが、本市としての見解を伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市としましては、様々なことを総合的に判断し、施設整備計画を取りまとめ、市民、議員の皆様に説明してまいりました。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） もうちょっと答弁がほしかったんですけど。

それでは、また途中になってしまいましたが、対象校区住民からいただいた意見の中で、斬新である意見で納得ができた意見がありましたので。

今の計画どおり最終的に1校にするとして、急遽日程を打ち出し、半年余りで慌てて決定して進めるのではなく、計画の令和10年にまず大藤・栄南を1校にし、そして十四山東部・西部を1校にし、2分の1で統合をする。教室などの改修工事が不要なく、比較的スムーズにできるのではないかと。バスは最終的に必要になるので、練習を兼ねてバスも入れてはどうか。再編校の場所の選定にはもう少し時間をかけ、慎重に将来を見据えたトータルコーディネートをした上で再編校の場所を決めてはどうでしょうとの意見がありました。

この意見に対して、教育委員会の見解を求めます。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 令和10年に大藤小学校と栄南小学校を1校、十四山東部小学校と十

四山西部小学校を1校というお考えをいただきました。その場合、両校とも各学年複数クラスにはなりません。そして、その後もう一度再編を行うことによって2度も学校が変わることになるため、子供たちへの負担も増大してしまいますので、再編は一度に行う考えでございます。

繰り返しになりますが、議会にも説明させていただきましたように、未来構想を基に令和10年4月に向けて丁寧に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 現状、小学校再編整備方針では、再編校予定場所を十四山西部小学校にする理由づけがあまりにも根拠として弱いと説明会でも実際に指摘されたと思います。説明会のまとめにはそれが入っていませんでしたが、なぜか。

今後、子供の増加が見込めない地区である小学校に集約していく根拠は、本市のマスタープランが示す市街地への集約、スモールシティ化ではないかと思います。

議員への説明会の際に、子供が減少するから統廃合が必要であると説明された際に、他の議員が言われたとおり、結果が出る政策や対策をしてこなかった結果であります。まさにそのとおりで、市側の責任だけではなく、私たち議員も指摘、提議してこなかったことは責任があると思います。

せめて、再編校を十四山西部小学校のままでいくのであれば、小学校かいわいを市街化としていくことも含めた計画にしなければ説得力も人口増加も全く見込めません。

具体的には、六条神社のある六条交差点から国道1号鍋平交差点までの県道の両サイド、特にセブンイレブンのある大山交差点かいわいは小学校までも比較的近く、すぐ西側には市街地の東平島が迫っています。まずはそのエリアだけでも市街化、もしくは特区指定をして宅地にできれば住宅が建設され、子育て世帯の流入が見込まれ、人口増加につながるのではないかと思います。

結果として、十四山小学校区の人口増加となり、子供増加につながり、再編校選定理由として正当な理由づけになるとと思いますが、今申し上げたことに対して市側の見解を求めます。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 十四山西部小学校周辺は、都市計画法において市街化を抑制する区域として市街化調整区域に定められております。

市街化区域の規模は、人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の想定将来人口、産業等を勘案し、居住機能や多様な市街地整備に対する社会的要請を踏まえて、適正な将来人口密度を想定し定めるものとされております。

また、本市では全国的に進む少子高齢化、急激な人口減少を背景に、都市機能が集約された利便性の高い持続可能なまちづくりをするため、集約的都市構造を目指し、コンパクトな

まちづくりを推進しております。その上で、市街化区域への編入には想定区域が次の5つの基準全てを満たす必要がございます。

基準の1つ目といたしまして、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン等の上位計画との整合が図られている区域。2つ目に、土地区画整理事業等により基盤施設整備が確実に実施される区域。3つ目に、住居系においては、鉄道駅や市役所、支所の徒歩圏内であるおおむね1キロメートル以内の地域。4つ目に、基盤施設整備の確実性があると判断される区域を主体に、いたずらに広く定めない規模の妥当性があると判断される区域。5つ目に、既存の市街化区域内に低未利用地が残されることがないように十分に考慮されていること。

これらを踏まえますと、十四山西部小学校周辺での市街化区域への編入は難しいと考えております。

一方、弥富駅の徒歩圏に位置するなど、交通利便性に優れ、市街化区域に隣接する車新田地区において土地区画整理事業を進めており、安心で快適な生活環境の整備を進め、移住・定住を促進してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の車新田地区が理想なことは私も承知しておりますが、このことに関しましては私が議員になる前からであると思いますので、かれこれ10年以上はたっているかと思います。毎年お金もついていることですので、進まない議論に投資をしても何も生まれませんが、学校周辺の市街化に対し地権者を含めた議論は未来に前進できる明るい未来への投資であると考えますので、10年以上も進まないのであれば、ちょっと申し訳ないですが車新田地域の市街化を一旦凍結していただいて、未来にもっと前向きに投資をしていただきたいと思います。

先ほど、市長とか教育長のほうも子供のことに對して優先だということなんで、優先順位を変えていただくということで、その辺も検討していただけたらなというふうに思います。

また、公共施設の統廃合について、全くのノープランではないと思いますが、現段階での十四山中学校、東部小学校、大藤、栄南小学校の校舎、体育館などの施設をどうする予定なのか伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 再編後、廃止される学校の跡地利用につきましては、庁内で各課をまたいだ横断的な部会である小・中学校統廃合推進計画部会を組織しており、部会において検討を進めているところでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今回の小学校再編整備基本方針とは別に、各コミュニティの今後

の在り方に大なり小なり影響が出ますし、同時に今答弁いただいた跡地利用もよく質問されます。

学校運営などは教育委員会ですが、跡地利用は市の所管でありますので、整備計画をしっかりと4校区住民に説明していく責任が私はあると思います。そこで、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 小・中学校統廃合推進計画部会において方針が固まり、関係機関との調整が調うなど、本市としてしっかりと説明ができる状況になりましたら、議会や地元区長会の皆様へ報告を行うとともに、地域説明会を開催するなど市民の皆様に説明を行ってまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） あと、いろいろ取材をしたときに地域の住民からいろいろありましたが、この説明会の意見を取りまとめたこの冊子について、明日以降、意見交換会があるということです、そこでまた教育委員会とか市のほうに伺っていきたいと思います。

今回、統廃合及び跡地利用に関して、偶然なのかジャストインなのか分かりませんが、市長がこの7月に愛知県市長会で淡路市を視察されております。小学校が24校から11校に統合され、跡地利用についても優良企業と先進的な取組をされ、地方創生の成功例としてSNSで発信されておりました。

本市には参考になることが非常に多かったのではないかと推測できますので、少し御紹介していただけないでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本年7月に、愛知県市長会の市長セミナーで淡路市を訪問いたしました。

この淡路市は、平成17年4月1日、平成の大合併で5つのまちが合併して誕生した新しい市でございます。

市内では24ありました小学校を、平成21年から平成31年（令和元年）にかけて11校に編成されました。閉校した13校のうち、閉校後、市が他の用途で活用しているものが1校、民間へ譲渡、または売却したものが7校、有償貸付しているものが2校、まだ活用に至っていないものが3校と説明があったところでございます。

セミナーでは2か所視察をさせていただいたところでございます。1つは、民間活力により3階建ての旧校舎の1階をカフェとレストランに、2階をコワーキングスペースと地域の交流の場に、3階をアートスタジオやギャラリーとして活用している施設。もう一つは、旧校舎を地元農産物のマルシェやパン工房、カフェ、イタリアンレストランとして活用している施設でございます。

いずれの施設におきまして、また視察に伺うことができなかった施設も含めて印象的であったことは、多くの子供たちの思い出の詰まった場所であるとともに、地域住民にとっての交流の場でもある小学校を閉校するに当たり、その学校のたたずまいや雰囲気を残しつつ、一方でその地域の10年先、20年先を見据えた中で地域の活性化に結びつけていく取組を民間活力によって行っているという点でございます。

また、視察をしました2か所は、いずれも上場企業が地方の問題となっている東京一極集中による若者の減少や空き家が多くなっている点を問題視して、地方創生事業を淡路市のマッチングにより行っております。観光資源が豊富な淡路島、淡路市におきまして、風光明媚な海岸線や丘陵地でアニメパーク、座禅を行う禅房、グランピング、ホテル・レストランなど幅広く事業展開しており、閉校後の校舎の利活用もその一つでありました。

本市におきましては、体裁を整えながら本市に合った取組を今後も進めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 本当に偶然なのかジャストインなのか分かりませんが、行っていたということ、市長には本当に見られた、感じられたことを本市にも取り込んでいただきまして、皆さんが納得いけるような方向に導いていただけたらというふうに思います。

4校区の住民の感情からしましても、最低限、何度も言いますが、新設で再編校をスタートしていただきたいと思います。

場所に関しては、この4小学校区のどこかであることは間違いありませんが、当初の説明で行われていた理由の一つに、十四山地区に学校がなくなるからという理由でありましたが、弥富市の地図で見れば旧行政区の問題ではなく、弥富中学校の北側を東西に横断している東西道路、西は森津の堤防から弥富中学校、海南橋を抜ける市道森津鳥ケ地線と、そこから続いている三ツ又池公園を通り、東部小学校、十四山支所、西尾張中央道を渡り神戸東までの県道鳥ケ地名古屋線と続き、飛島村との境界のある神戸10丁目辺りまでの市道神戸線。この東西線を横断する道路より南には全く学校がなくなるという事実のほうが問題であるということになります。ただし、私立の愛知黎明高校が1校ございますが、弥富市全体の地図からすれば3分の2の地区から学校を含む公共施設が集約され、今後なくなっていくことは、残念ではありますが事実であります。

今、東西線を引いた道路サイドにある弥富中学校隣地、もしくは弥富中学校からも比較的近い十四山中学校の跡地を再検討に含んでいただき、あくまでも新設校で再検討をしていただきたいと思います。

最後に、小規模校統廃合について市長の総括を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この小学校の再編につきましては、ここまで高橋議員に様々な質問をいただいたところでございます。

令和元年に行った子供の教育環境に関するアンケートでの保護者の意見や有識者の意見に基づき、子供たちにとって適正規模の環境で教育を受けることが望ましいこと、そして生きる力の育成という本市が目指す教育方針により進めております。

未来構想については、昨年度、市民、議員の皆様にご説明申し上げ、パブリックコメントを経て決定をしております。本年度は、この未来構想に基づき、教育委員会と市長関係部局が連携して整備方針（案）をまとめ、市民の皆様にご説明会を開催し御意見を伺いました。その際、地域の課題や未来への不安等、様々な声をお伺いしました。市民の皆様の声に対しまして、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、子供たちのことを優先に考え、進めていくことが重要だと考えております。

議員の皆様及び市民の皆様には、どうぞ御理解をいただきたいと存じております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今回、2中学校の統廃合の進捗と4小規模校統廃合に伴う小学校再編整備方針について質問してまいりました。

最後に、あるドラマのせりふを引用して申し上げたいと思います。

物事の是非は決断したときに決まるものではなく、評価が定まるのは後になってからである。もしかしたら、間違っているかもしれない。だからこそ、今自分が正しいと信じる選択をしなければならないと私は思う。決断して後悔しないことというせりふがありました。

市政の全責任は市長にありますので、英断をしていただくためにもこのせりふを贈らせていただきます。

結びに、本市として統廃合する令和10年まで時間がないからではなく、時間がない時間を設定しただけですので、子供たちはもちろん、当該住民も納得できるよう十分に検討していただき、時間がないのであればないと言われる時期までの延長も視野に入れ、慎重に進めていただきたいことを切に要望すると同時に、4校区の当該議員5名はもちろん、他校区の11名の議員にも絶大な協力をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木みどり議員。

○11番（鈴木みどり君） 11番 鈴木みどり。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は1点です。

地域スポーツ振興についてをお伺いしたいと思います。

愛知県では、2026年9月19日から10月4日まで、アジア競技大会、またアジアパラリンピックの開催が予定されています。愛知県体育館もこれに合わせ、施設の老朽化もあり、2025年夏のオープンに向けて新体育館の整備を進めているところでございます。

2020年から新型コロナウイルス感染症が広がり、人々の価値観やライフスタイルに大きな影響を与え、イベントの開催中止・開催制限、大会の延期・中止など、多くの影響を及ぼしました。

また、人口の減少、高齢化の進行は、2020年から2025年にかけて団塊の世代が75歳以上になり、総人口に占める75歳以上の割合が大きく上昇します。平均寿命は男女ともに延び続けており、2030年には男性82.4歳、女性88.7歳に達することが見込まれています。一方、健康寿命についても延伸傾向にあり、健康寿命を延ばし、平均寿命との差を縮めていく取組が必要とされます。

そこで、本市においても、健康宣言都市でもありますし、その一助でもあるスポーツに関して、子供から高齢者まで参加のできるスポーツ振興と地域スポーツについてお伺いしたいと思います。

まず、多くの自治会でコロナ禍で人が集まる機会が失われ、そして体育委員さんも選出されなくなりました。コロナ前はグラウンドゴルフ、インディアカ、ソフトバレー、ビーチボールなど、そのような大会でいろいろなスポーツを楽しんだものでした。これは各コミュニティでの行事ではありましたが、現状にこのようなスポーツ事業はなくなってしまっています。

また、一般市民の方におきましては、機会が少なくなったことでスポーツに対しても感心度が低くなってしまったのではないかと思います。

本市として、市民への運動の機会をどのように考えていますか。お聞きします。

○議長（平野広行君） 飯塚生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（飯塚義子君） これまで、各学区コミュニティ推進協議会におきましてはスポーツ関連事業を実施されておりましたが、出場選手の確保や運営面の負担、さらにはコロナ禍の影響などから、一部の地域では開催を取りやめております。

生涯スポーツの観点からは、子供から高齢者まで市民の皆様がスポーツを個人、または家族、友人等と一緒に楽しむことは、心身の健康づくりに役立つだけでなく、社会参画を促す非常によい機会だと考えております。

本市としましては、スポーツ大会の開催やスポーツ関係団体の支援のほか、公共スポーツ施設の維持・管理などの取組を総合的に推進し、幅広い世代の方々にスポーツへの関心を高めていただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） それでは、今の状況として、市が主催する一般市民を対象とするスポーツ事業は何かありますか。

○議長（平野広行君） 飯塚生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（飯塚義子君） 市教育委員会が主催する市民を対象としたスポーツ大会等としましては、野球やサッカー等の合計27競技について運営を市スポーツ協会に委託し、市民大会として開催しております。

そのほかにも、各種競技団体の主催としてスポーツ教室、スポーツ講習会等が開催されておりますが、本市としましては公共施設の利用料金を減免することで競技の普及・発展、選手育成等の活動支援を行っております。

また、本年度、新たな取組といたしまして、10月14日土曜日に子供から高齢者まで誰もがスポーツを楽しむことができる「やとみスポーツフェスティバル」を開催いたします。

このイベントは、小学校低学年を対象としたスポーツの種目適性を判定するスポーツ能力測定会や、高齢者向けに福祉とスポーツの事業を行っている団体や生命保険会社に協力いただき、スポーツ能力と健康をテーマとしたコーナー、そのほかにもニュースポーツやパラスポーツなど、ふだん体験したことのないスポーツを体験するコーナー、またキッチンカーなどによるグルメコーナーなど、誰もが楽しめる複合的なスポーツイベントとして、市民や関係団体、学生ボランティアの方々に御協力いただき開催いたします。

市民の皆様に対しては、ぜひとも御参加の上、楽しんでいただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） ただいま、スポーツフェスティバルみたいなものですね、初めてのイベントということで、多くの方に楽しんでいただきたいと思います。

それでは、小・中学校のスポーツクラブ活動についてお伺いします。

児童・生徒数が減っている中、本市での小・中学校のスポーツクラブの種類と活動の状況などをお聞かせください。

また、その指導者は誰が行っていますか。お願いします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 小学校につきましては、学校で部活動は行っておりません。

中学校における運動系の部活動では、学校により異なりますが、野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ソフトテニス、卓球、剣道、柔道、なぎなた、陸上、ダンスがあります。

生徒数の減少に伴う部員の減少があり、試合に出場できない部活動につきましては、他の学校と合同でチームを組み、試合を行っています。

部活動は、学校の教員2人が顧問となり指導を行っています。また、外部の部活動指導員により指導を行っている部活動もあり、市内では5人の部活動指導員がいます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 私、初めに、中学校における部活動がこんなにたくさんあるとは思いませんでした。人数が少ないので、こんなにたくさんできるのかなと思っていたら、先ほど加藤議員の中にもありましたけれども、部活動について、ほかの学校とも一緒になって人数の少ないところはやっていくという、1校ではなくて総合的にこれだけのクラブがあるということを知りました。

たくさん種類があるということはとてもいいことですし、それぞれに頑張っていただければいいと思います。

愛知県では、部活動の地域移行に向けた推進計画について検討され、基本的な考え方や具体的な取組、スケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村においても推進計画を策定するとありますが、このことについて本市での考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の部活動の段階的な地域移行につきましては、少子化により生徒数が減少する中、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、子供たちの放課後の居場所づくりとなることを主たる目的として推進しております。

現在の検討状況としましては、まずは令和8年度に休日の部活動から段階的に地域に移行することを目指し、学校関係者、地域スポーツ団体や芸術団体等と一緒に移行後の持続可能な活動の在り方や地域の実情に即した受入先等について検討を進めているところでございます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 第2次総合計画では、スポーツの振興について、目指すべきまちの姿として、誰もが気軽にスポーツや運動に楽しく接することができる環境が整っていると書かれていますが、そのように思いますか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 繰り返しとなりますが、生涯スポーツの観点からは、子供から高齢者まで市民の皆様がスポーツを個人、または家族、友人等と一緒に楽しむことは、心身の健康づくりに役立つだけでなく、社会参画を促す非常によい機会であると考えております。

誰もが気軽にスポーツや運動に楽しく接することができる環境を整えていくことを本市の目指すまちの姿として総合計画に明確化したものであり、今後もその姿に向け、着実に推進してまいります。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 第２次総合計画の中で、育成支援事業、スポーツ活動補助事業としてスポーツ団体の育成など、スポーツ推進委員、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団の育成支援に取り組ましますとありますが、それぞれどのように育成支援をしているのでしょうか。お願いします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市のスポーツ振興のためには市民スポーツを支える競技団体等の育成・支援が重要であると考えており、スポーツ関係団体や推進委員の方々の活動について補助金や運営・活動の支援を行うことで市民の皆様がスポーツや運動に親しむ環境を整え、スポーツ振興を図ってまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 以前、学校の先生方の働き方改革について、教員の長時間労働の要因となっている部活動の在り方について議論したことがありました。

休日の部活動は段階的に地域移行される方針だそうです。休日の部活動については今後も地域部活動の実施のために必要な取組が検討されることになると思います。

本市としての最近の取組をお聞きします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 最近の具体的な検討状況としましては、今年６月３０日、スポーツ少年団の指導者の方との意見交換会を開催いたしました。スポーツ公認資格を有する専門的な指導者の視点として、子供たちのことを一番に考え、本市のあるべき未来に向けた積極的な御意見をいただきました。

今後も、スポーツ関係団体等との検討を重ね、子供たちのスポーツ環境がよりよいものとなるよう取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 本市では、さきに言いましたが、第２次総合計画基本構想の中にスポーツ団体の育成とあります。

本市の地域スポーツとしては、１つ、スポーツ推進委員、スポーツ協会、総合型スポーツ

クラブの3本柱で行われていると思います。また、それぞれの団体の特色もあります。

スポーツ推進委員とは、地域のスポーツ推進を担う非常勤の公務員で、区市町村から委嘱されています。スポーツ基本法の制定により、スポーツ推進委員は実技の指導、スポーツに関する指導・助言だけではなく、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整を行う地域のスポーツ振興のコーディネーターとしてもさらに大きな役割を担うこととなりました。

国のスポーツ基本計画では、国は地方公共団体が委嘱するスポーツ推進委員について、総合型クラブや地域スポーツ団体との連携・協働を促進することができる優れた人材の選考と研修の充実を支援することにより、地域スポーツの振興を支える人材の資質向上を図ると位置づけています。

また、スポーツ協会は主に競技スポーツが中心に行われていると理解しています。本市では、19種目の連盟や協会が加盟しています。

総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が主体的に運営するクラブであり、子供から高齢者まで様々な人々がいつでも活動できるという特徴を持っています。地域の学校等を活用し、幅広い層の地域住民の協力を得て活動することで、誰でも気軽にスポーツを楽しむことができます。

また、会員が自ら会費を持ち寄って活動することにより、地域のクラブとして愛着を持って育てることができます。スポーツ活動だけでなく、地域のイベントなども行うことによって、より地域に密着したクラブづくりが可能となりますと、調べてみたら書いてありました。

そこで質問ですが、本市の総合型地域スポーツクラブは発足して10年たち、会員数は約180名ほどいます。少しずつではありますが、会員も増えてきているようです。本市においてこのクラブをどのような立ち位置で考えていますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） スポーツ庁では、総合型地域スポーツクラブについて、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブとして、子供から高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が初心者からトップレベルまで、それぞれの志向、レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブと定義しております。

平成7年度から育成が開始され、準備中を含め現在では全国で3,582クラブが育成されており、それぞれの地域においてそれぞれの役割を果たしており、本市のスポーツクラブとしては、平成25年に設立しました「やとみスポーツクラブ」に対し設立・育成を支援しております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 将来、この地域スポーツが学校のクラブ活動の受皿を担うことに

なるとすれば、今の状況でできると思いますか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の部活動の段階的な地域移行につきましては、少子化により生徒数が減少する中、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう機会を確保することを主たる目的としており、関係者との検討・調整を積極的に進め、持続可能な体制を整えてまいります。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 県のスポーツ推進計画でも総合型地域スポーツクラブが期待されるところではありますが、実際問題、指導者の確保や育成、マネジメントの人材等、また指導者に対しての謝礼金などの課題が山積みです。

また、学校でのクラブ活動で有料なものはありません。しかし、地域での活動となれば必ずしも無料になるとは限りません。お金を払ってまで部活をするとは考えにくいと思います。これも問題点です。

総合型地域スポーツクラブにおいては、10年間いただいていた補助金も今年度からなくなると伺いました。確かに、補助金に頼り過ぎても組織は成り立ちません。しかし、自治体が自分たちではやりたくてもできないことを、それをやっている団体に補助金を出すことで実現するという考え方もあります。

大切なのは、補助金の位置づけやそれによる効果を関係者全員が共有することが必要と考えます。

また、地域スポーツクラブの運営については、部活動等地域移行に向け進んでいくに当たり、それぞれのクラブの連携も必要になるかもしれません。

市民の皆さんが誰でも気軽にスポーツが楽しめる機会を、第2次総合計画の最終年度、2028年に向けてよりよい地域スポーツの振興に御尽力いただきたいと思います。

最後に、市長の総括、意見をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） スポーツのよいところは、身体を動かすこと自体を楽しめることだと思います。また、子供から御高齢の方まで、障がいの有無に関わらず、全てのライフステージにおいて誰でも気軽に自分の好きなスポーツを好きな方法で取り組み、楽しむことだと思います。

先ほど、担当部長からも御答弁させていただきましたが、市民の皆様がスポーツを個人、または家族、友人等と一緒に楽しむことは、心身の健康づくりに役立つだけでなく、自宅から外へ出ること、社会参画を促す非常によい機会であります。

アフターコロナ、ウイズコロナの本年度は新たな取組として、先ほどからお話が出ており

ますが、10月14日土曜日に「やとみスポーツフェスティバル」を開催いたします。誰もが気軽にスポーツや運動に楽しく接することができるイベントとして、多くの市民、関係団体、学生ボランティアの方々に御協力をいただき、開催をしてみたいと思います。

市民の皆様、議員の皆様にもぜひ御参加いただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 市長もマラソンを楽しむスポーツマンでいらっしゃいますし、私は昔、バドミントンを家庭婦人になってから始め、20年ぐらいたちました。今は全くできませんけれども、人それぞれに楽しめるスポーツに出会うのも幸せなことです。

「わたしとみんなの未来計画、地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富」の施策目標3. スポーツの振興の中、行政も改めて様々な問題点に向けて助言や協力をしていただくことを強く要望して一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時24分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして2題質問いたします。

まず初めに、孤独・孤立対策を中心に共助を強くしていく取組について伺っていきます。

昨日の一般質問で堀岡議員から、同趣旨で広く市の認識や考え方、今後の方向性について質問がなされていきました。私からは、今の弥富市の現在地を確認しながら質問をしていきたいと思います。

さて、社会全体のつながりが希薄化する中で、新型コロナの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化してきています。現代の社会問題として捉え、政府は令和3年2月19日に孤独・孤立対策担当室を設置しました。

孤独・孤立とは、頼れる人間関係がない、社会参加の機会、居場所の不足などのことを指します。

令和4年には、令和3年度の初の調査に引き続き、2回目の孤独・孤立の実態把握に関する全国調査が実施されました。全国の満16歳以上の個人2万人に対して、人々のつながりに関する基礎調査として行われています。ここで、幾つかの調査結果をデータでお示ししたい

と思います。

資料をお願いします。

この調査では、孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため2種類の設問を採用しており、直接質問の形では、孤独感がしばしばある、常にあると回答した人の割合は4.9%、時々あると回答した人が15.8%、たまにあると回答した人が19.6%でありました。合わせると40.3%になります。右上のグラフがそれになります。

間接質問の形では、合計スコアの最高点が12点で、スコアが高いほど孤独感が高いと評価され、合計スコアが10点から12点の人が7.1%、7から9点の人が41.6%となり、合わせると48.7%になります。これが右下のグラフになります。どちらの調査でも、令和3年度と比較して孤独を感じる人が増えているという実態が確認できます。

次の資料です。

次に、孤独感がしばしばある、常にあると回答した人の割合に関する主な属性別結果の調査を見てみます。年齢は20代から30代に多くなっています。配偶者の有無では、未婚、離別の人が多く、仕事に関しても失業中の人が多い。相談相手に関しても、いないと答える人が多くなっていることが分かります。

さらに違う設問に移ります。

こちらの調査では、同居していない家族、友人と直接会って話すことが全くない人の割合は10.6%、社会活動への参加について、特に参加していない人の割合は53.9%、日常生活に不安や悩みを感じている人が行政機関やNPOなどからの支援について、支援を受けていないと答える割合は88.2%となっています。

資料ありがとうございました。

孤独や孤立は、それ自体が問題というよりは、ほかの社会課題と結びついたときに、それを複雑化・深化させてしまう性質があります。言わば社会の免疫力の低下と考えられます。社会の免疫力を向上させるためには、孤独・孤立対策として共助を強くする取組が必要です。

以下、まずは孤独・孤立対策の現状について伺います。

孤独・孤立対策の担当部署はどこになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今後、孤独・孤立対策推進法が施行されるに当たり、福祉課が主体となり、関係課と連携の上、対策を進めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 緊急的な対応や支援となると、もちろん福祉部局が関わるシーンが多いとは思いますが、それ以前の日常的なつながりづくりや文化・芸術、スポーツ、NPO活動など、地域を豊かにする取組のところから関わっていくには、福祉部局にとどまらない体

制づくりが必要になっていくと思いますので、各課協力的に行っていただきたいと思います。
また後ほどの質問とさせていただきます。

次に、現状をお伺いします。

孤独・孤立対策として、現在何を実施しているのでしょうか。また、実施しなければならないことには何があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、これまで独り暮らしの高齢者、いじめや虐待、ひきこもりなど、孤独・孤立に関する様々な施策を展開してまいりましたが、今後は新たに施行される法の体系に基づき施策を位置づけるとともに、法の基本理念である「人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に社会全体で対応し、当事者や家族等の立場に立って施策を推進する」を念頭に、関連する施策の推進が必要になるものと認識をしております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 次に、孤独・孤立対策について、来年度の計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 先ほども御答弁いたしました、今後関連する施策の推進が必要になるものと認識をしておりますが、現時点におきましては、具体的な計画はございません。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 来年度から孤独・孤立対策推進法が施行されますので、準備を進めていっていただきたいと思います。

孤独・孤立対策担当室ができてから、国からは様々な情報が来ていることと思います。国の取組について、担当部署はフォローできているのでしょうか、御確認いたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、国から随時発出される孤独・孤立に関する情報につきましては、福祉課、介護高齢課、企画政策課が受信できる体制を取っており、必要に応じて受信する課を増やすことは可能となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 孤独・孤立対策は、先ほど申しましたとおり、福祉関係の部局のみで対応するのではない枠組みと聞いております。各課横断的な、並びに部長・次長も交えたような形での庁内連携体制は取れているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 孤独・孤立対策は、各課横断的な取組が必要と認識しております。今後、必要となる対策を進める段階におきまして、連携する部署や参画する役職者等についての枠組みを協議の上、体制整備をしまいたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 孤独・孤立についての理解、意識や機運を社会全体で高めていくための取組を5月に集中的に行うこととしており、来年5月より孤独・孤立対策強化月間として本格実施することが決まりました。孤独・孤立対策強化月間に向けての取組は、どのような検討をなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 孤独・孤立対策強化月間は、令和6年5月から本格実施することとされておりますが、本年5月においても様々な団体が先行してロゴマークを活用した情報発信や相談事業の拡充に取り組まれています。

本市におきましては、今後作成予定である孤独・孤立対策に関する市ホームページ等においてロゴマークを活用するなど、強化月間の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 推進法によりますと、支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めなければなりません。研修や人材育成の仕組みは検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、国が作成した孤独・孤立対策の重点計画に、孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、就労環境の改善、人材の育成及び資質の向上に推進する。また、心理的負担の軽減に資するよう、相談支援に当たる人材への支援を推進すると明記されております。

孤独・孤立者に対する支援基盤の底上げや強化につきましては、地方公共団体が単独で行うよりも広域的に対応することで、より効果が発揮されるものと考えておりますので、法施行後の国や県の施策を注視してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） また、推進法によると、国及び地方公共団体は、地方公共団体当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとなっています。いわゆる相談支援体制の整備です。

相談支援について、既存窓口との連携はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、国が作成した孤独・孤立対策の重点計画に、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制及び相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組むと明記されており、具体的には、令和4年度において、関係団体が連携して統一的に相談を受ける窓口体制の試行を実施しており、試行の成果を踏まえつつ、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて相談支援体制の在り方等の検討を行い、令和5年度も総合的・統一的な相談支援体制の構築に向けた環境整備の取組を継続すると明記されております。

孤独・孤立対策における相談支援体制の整備につきましては、このような国の動向を注視しつつ、今後、重層的支援体制整備事業の実施を計画する上で、既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら支援体制を整備していくこととされておりますので、このような趣旨を踏まえながら包括的な支援体制の構築を進めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現状、おのこの支援者や支援機関は、十分にその役割を果たしていただいていることは各方面からお伺いしており、信頼を寄せているところです。また、相談窓口も様々な用途に応じて、利用者に沿ってあるように感じております。包括的な体制のためにそれぞれ整理していただき、強みを最大限生かすことができるように連携を図っていただきたいと思います。

続いて、官民連携の枠組みづくりの現状と今後についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 国が作成した孤独・孤立対策の重点計画におきましては、官・民の連携基盤の形成に当たっては、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することを推進すると明記されており、これに対応する既存の取組といたしましては、民間企業等が事業活動中において高齢者や障がい者等の異変を感知した場合、市と連携を行う見守り等活動に関する協定を現在8つの民間企業等との間で締結をしております。

今後につきましても、引き続き見守り協定の拡充を図るとともに、国から提供される先行事例等の情報を注視してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 令和4年度より、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進事業を行っており、様々な地方公共団体がモデル地として実施しています。その中で、孤独・孤立対策の先進モデル地では、社会資源リストを活用し推進につなげているところが

あります。

本市の社会資源リストはどのようなものがあるのでしょうか。また、今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームは、連携強化の実証事業について、幾つかの自治体がモデル的に取組を行い、その結果を全国の自治体に共有するもので、その事例の中に、地域資源の把握や整理を取組の一つとして実施されている自治体があります。具体的には、把握した地域資源を見える化し、ニーズを踏まえて不足する資源の開発につなげていくものです。

現在、本市の社会資源のリストといたしましては、制度的なものでは、弥富市の在宅福祉サービス、弥富市子育てガイドなどが、また施設的なものでは、弥富市介護保険事業所一覧、弥富市地域生活支援事業指定事業所一覧などがあります。現状では対象の分野別で整理をされているため、情報を収集するには、各担当課や市ホームページにおいてそれぞれ確認する必要があります。

こういった情報の一元化や潜在的な地域資源の把握につきましては、今後の孤独・孤立対策及び重層的支援体制整備事業等の検討過程において、併せて協議をしていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 情報の一元化や潜在的な地域資源の発掘につきましても、今後必要になってくることかと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。また、これにつきましても、つながりづくりという観点では、福祉部局にとどまらずあらゆる地域資源が活用されるべきだと思っております。

現在、企画政策のほうで進めておられます弥富市地域資源バンクも、市民同士の新たなつながりの創出、交流の活性化、地域課題の解決、役割、居場所の確保にもつながっていくと思います。孤独・孤立対策に対しても一役を買うものだと期待しておりますので、ぜひうまく活用していただきたいと思います。

また、先進モデル地では、既存の枠組みの活用として度々ワードが上がっておりますが、重層的支援を活用しているところもあります。本市の重層的支援の現状と課題をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応可能とするには包括的な支援体制の整備が必要であり、その目的を達成するには重層的支援体制整備事業が不可欠であると考えており、孤独・孤立対策の基盤となるべく事業として認

識しておりますが、現在は未実施の状況であります。

また、社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画において、包括的な支援体制の整備に向けた取組の推進について反映することとされております中、地域福祉計画そのものが現在未策定の状態であることが大きな課題であります。

このような状況を踏まえ、来年度から2か年により、関連する課や関連機関との連携の上、地域福祉計画の策定を進めるとともに、併せて孤独・孤立対策や重層的支援体制事業の実施を計画してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 重層的支援に関しては、令和3年6月定例会での三浦議員の一般質問に始まり、昨日の堀岡議員の一般質問とつながり、来月には厚生文教委員会での行政視察で、重層的支援体制整備事業を先駆けて取り組んでおられる滋賀県甲賀市へ伺います。地域福祉計画の策定に合わせて実施を計画とのことですので、多くのことをそこで学び、行政側と共有していければと思っております。

次に、どこの地域においても若者の参加というものが課題となっております。若者たちの声を聞くことも重要な手法だと考えています。

二十歳のつどいの実行委員との意見交換会を春に行ったとのことですが、そこでどのような声を聞き、その意見をどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次世代を担う若者の声を市政に反映させるため、二十歳のつどいの代表の皆さんと私、教育長等との意見交換会を開催いたしました。

意見交換会の中で代表者の方から、弥富は3つの鉄道があり、名古屋駅まで近く、利便性が高いから将来も住みたいという声があった一方、市の南部は交通の便が悪く、子育ても大変そうという意見も出されました。

本市といたしましては、若者が夢と希望が持て、住みたいと思えるような施策を立案するためにこのような機会を重要と考えておりますので、引き続き市民、とりわけ若者の意見を聞く機会を続けてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 市全体を考えた意見が出てきて、いい意味で驚きを持って聞かせていただきました。今後の弥富市の将来を担っていただく若者の声を、この一過性で終わるものではなく、これからもしっかりと聞いていただき、受け止めていただきたいと思います。

これにつきましても、来月の厚生文教委員会での行政視察で、福井県鯖江市に、若者の意見抽出やそれらの政策実現に向けた事業について伺いますので、参考になるようなお話が聞ければと思っております。

次の質問に移ります。

奨学金制度の導入を行っている自治体が幾つかあります。この奨学金制度を市民協働の形と結びつけられないかと考えています。中学生がボランティアで市内のイベントや各種団体のお手伝いに入っているのはよく見かけます。また、小学生や中学生が地域に入り活動しているのもよく目にします。一方で、高校や大学に行った後、地域で活動する姿は少なくなっていると感じます。勉学や部活動に努めて忙しいところもあるかとは思いますが、アルバイトに励む子も多いのが現状です。

そこで、奨学金を与え、その代わりに地域の活動や教育、保育、福祉施設での活動をお手伝いしてもらう制度をつくることができないかと思っております。中学校を卒業した後の高校生、大学生と地域とのつながりを、奨学金という制度を使ってつなぎ留めることができないものかと考えます。

また、奨学金の返還支援を行っている自治体も幾つかあります。他自治体でもあるように、保育、福祉などの現場での人材確保の目的も兼ねて、市内のそのような現場に勤務する方に向けた奨学金の返還支援のようなものを導入することで、若い保育・福祉従事者を確保することや地域とのつながりのきっかけづくりにつなげていくことができると思います。また、この地域への愛着も強くなってくのではないかと考えます。

そこで、高校や大学、専門学校に通う子への奨学金制度の導入や奨学金の返還支援の考えについて伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 議員にお示しいただきました若者による地域への社会貢献活動への参加や福祉現場などの企業とコラボした労働対価的な給付型奨学金につきましては、人手不足の企業の人材確保と奨学金の給付を得られる学生との間にウィン・ウィンの関係性が成立し、若者の成長を地域全体で共助の精神で支えていく点がポイントであると思っております。このアイデアにつきましては、地元に通う学生か他の地域に通う学生かである活動など状況の確認方法や、やはり制度の持続可能な財源の確保など、多くの課題があるのではないかと考えております。

また、奨学金の返還支援につきましても、地元への就職や特定の業種に一定期間就業することなどを条件に、元金や利息を免除する制度を運用している自治体があることは認識しております。その自治体でも、途中で制度が破綻しないよう持続可能な制度設計が重要である考えの下、財源を行政だけで負担するのではなく、地元企業やまた住民からの寄附金やふるさと納税を経由した寄附金を充てるなどの工夫を凝らしてやっており、導入に当たっては、現時点では大変難しいと考えております。

奨学金に関しましては、社会的にも大きな関心事でございますので、国の動向を注視して

まいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 国の動向を注視していくことも大事ですが、いかに他市との差別化、優位性を示せるかも大切になってくると思いますので、そのような視点も持っていただきたいと思います。

最後に、孤独・孤立への対策、また共助を強くする取組について、多様性と包摂性をどのように考慮されているのかを含めて、市長の総括を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得る問題であることから、当事者や家族等の立場に立って社会全体で施策を推進する必要があります。

地域住民が互いに認め合い、共に支え合い、それぞれの地域において誰もが個々の力を発揮できる役割や居場所を確保することにより、地域共生社会の実現に近づくものと考えております。

本市といたしましては、SDGsの理念でもあります誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会を踏まえ、相互に支え合い、人と人のつながりが生まれる社会を目指し、誰もが安心して暮らせる優しいまちづくりを今後も推進してまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 市内でも、不登校だった子が多くの仲間と出会い、つながり、大きく羽ばたいている事例もあります。様々なバックグラウンドを持つ方々が、包摂性を持って受け入れられるような土壌づくりも必要だと感じます。つながりや共助を強くする取組を行うことで、社会の免疫力を向上させることにもつながりますので、課題が深刻化しないようにするためにも、取組を進めていただきますようお願い申し上げて、2題目に移ります。

続いて2題目、地球温暖化が進む中での熱中症対策について質問していきます。

国連のグテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球が沸騰する時代に突入したと発言しました。今年の夏は猛暑日が続き、過去最多の猛暑日となっている地域も多くあります。9月以降も例年より暑くなると言われています。そこで、熱中症対策について伺います。

まず、本市の熱中症搬送者数をお伺いします。今年の現時点分も含めて、過去3年くらいの推移を年代別も併せてお伺いします。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

本市の令和2年度から令和5年度で熱中症と熱中症の疑いにより海部南部消防署の救急車で搬送された方は、令和5年度8月末現在33件です。内訳としまして、65歳以上は11件、18

歳以上65歳未満は19件、18歳未満は3件となっております。

令和4年度は52件で、65歳以上は29件、18歳以上65歳未満は22件、18歳未満は1件です。

令和3年度は20件で、65歳以上は8件、18歳以上65歳未満は9件、18歳未満は3件です。

令和2年度は49件で、65歳以上は19件、18歳以上65歳未満は23件、18歳未満は7件となっております。

過去3年、本市の熱中症と熱中症の疑いによる救急搬送車の約4割は高齢者となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） それでは、熱中症発症の要因をどのように分析しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

熱中症の多くは65歳以上の高齢者で、暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく体温を下げる体の反応が弱くなっていることがあるため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いことが要因として上げられます。

また、熱中症搬送者数の4割は室内で発生しており、室内での発生者のうち7割は、エアコンを所有していなかった、エアコンを使用していなかったなど、エアコンが適切に利用されていなかったことも要因の一つです。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 室内での発生者のうち、約7割がエアコンを適切に利用していなかったことが要因だったと分析されていました。また、高齢者が約4割となっており、自覚がないまま熱中症になる危険性が高いとも分析されていました。

報道等でも、空調を利用しない高齢者が熱中症で倒れるという報道を耳にします。そのような高齢者への注意喚起等対策はどのようになされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 高齢者等の熱中症弱者については、それぞれの特徴や生活環境に応じた熱中症対策を講じていく必要があると考えます。

そのような中で、高齢者への熱中症注意喚起の取組としましては、ふれあいサロンや福寿会の活動時に、健康推進課の職員や海部南部消防組合の職員が出張講座で熱中症に関する講話をしたり、連携協定を締結している企業の専門職による講話などを行っております。

また、緊急通報システムの利用者については、機器が設置されている部屋の室温や湿度などから熱中症リスクを感知し、熱中症の注意喚起アナウンスが流れるようになっております。

なお、市民全体への熱中症注意喚起につきましては、市ホームページや広報「やとみ」で

の関連記事の掲載、各種会議等での挨拶時において、適切なエアコン使用や水分補給などの熱中症対策についての注意喚起を行っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今導入されている機器の有効活用はぜひ行っていただきたいですし、また御家族、御親族の方への促しもこれから必要なことであると感じます。

次の質問に移ります。

暑い時期の外出時などに一休みする場所として、公共施設等の利用を案内している自治体もあります。熱中症予防のための休憩所の設定はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 環境省は、熱中症警戒アラートのさらに深刻な健康被害が予想される場合に、一段上の熱中症特別警戒アラートを2024年の夏から新たに発表することとしており、現在、発表の基準等について検討が進められております。

そこで、本市としましては、熱中症特別警戒アラートが発表された際に、危険な暑さから身を守るため、冷房設備を有する施設をクーリングシェルターに指定してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 稲沢市では、今月から休憩所の設定を始めたようです。来年行うということであればまだ時間がございますので、効果的な周知方法を検討していただき、またアラート発生がなくても気兼ねなく利用してもらえるような御配慮をお願いいたします。

熱中症警戒アラートが頻繁に発表されるような夏になっていますが、発表されると屋外での運動が原則的に中止と言われています。そのような中、運動をする上では屋内施設の需要が増えてきています。屋内運動施設の空調設置状況はどのようになっているのでしょうか。また、学校体育館への空調設備設置の考えをお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 屋内運動施設につきましては、原則運動を中心に行う施設には空調設備は整備されておきませんが、多目的機能を有する施設には、空調設備は整備されています。

小・中学校につきましては、十四山東部小学校にある十四山公民館講堂には空調設備が整っておりますが、他校の体育館には空調設備はございません。

学校体育館では、現在、暑さ対策として、大型の扇風機等を使用し、室内温度に注意しながら授業を行っております。現時点では空調設備を設置する予定はございませんので、今後も扇風機等を利用しつつ、室内温度に注意しながら授業を行ってまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 先日のコミュニティ防災訓練で体育館を使用した際、扇風機やスポットクーラーを確認しました。厳しい暑が続く中では、室内での運動のニーズが高まります。その辺りを留意していただきながら、御対応を引き続きよろしくをお願いいたします。

次に、特別教室への空調設備設置状況と今後についてお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 小・中学校の特別教室につきまして、桜小学校と栄南小学校と日の出小学校及び弥富中学校には空調設備が整備されています。他校においても、音楽室には全て整備されています。

今後の特別教室の空調設備整備につきましては、優先順位を精査し対応してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 次に、プールについて伺います。

暑さの基準が超えてしまうとプールも使用できなくなると伺います。酷暑が続く中、プール授業の時間は確保できているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 屋外で行うプール授業時間の確保につきましては、天候による影響を大きく受けます。また、昨今の猛暑では、気温が高過ぎて授業ができないことがあります。しかしながら、小学校では8時間から14時間の授業時間を確保し実施いたしました。また、中学校においても予定どおりの時間数を確保することができました。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 小・中学校のプール授業の今後についてお伺いします。

また、市民のプール利用の今後の考え方についてもお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 小学校でのプール授業につきましては、三浦議員の御質問でも答弁申し上げましたが、現時点では今後も各学校にて続けてまいります。

中学校につきましては、来年度は今年度と同様に十四山中学校のプールで行い、十四山中学校の弥富中学校への編入後につきましては、現在検討しているところでございます。

市民のプールについては、市による新たなプール整備の計画はございません。市民の皆様には、民間プールを御利用いただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 地球温暖化対策、環境社会の実現に向け、我々でもできることの一つとして、プラスチックごみ排出の減少や資源ごみの回収があります。資源ごみ回収の向上へどのような取組を行っているのでしょうか。

また、とりわけ蛍光管の店頭回収の実施の考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 本市では、資源物回収手数料交付要綱により、子ども会や保育所及び学校の保護者会などの各種住民団体及び自治会が、資源として再利用、または再資源化できるものを自主的に集団回収しており、ごみの減量及び資源化に対する住民意識の高揚を図っております。

蛍光管については、平成29年度から資源回収に合わせて回収を行っておりますが、令和2年度以降は回収量が減少に転じておりますので、資源回収に合わせて回収を行ってまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現在、各店頭で回収している乾電池は、空き箱、空き缶を各店舗で準備し回収されています。店舗の手間は多少かかるかもしれませんが、担当の方も危惧されておりましたが、店舗の方向人かに聞いたところ、協力いただけそうな感触でした。ぜひ店舗の方々とも対話していただいたり、再度の検討をしていただくようお願いいたします。

最後に、地球温暖化が進む中での熱中症対策について、市長に総括を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 熱中症により、毎年多くの方が救急搬送されております。今年も6月下旬の梅雨明けから連日のように猛暑日が続いたところでございます。

今年の猛暑は異常と報じられているように、熱中症警戒アラートが連日発表されており、今後もしばらくは暑い日が続くとの予報が発表されております。

熱中症は命に関わる場合もあり、小まめな水分補給や適切なエアコンの使用による予防が重要でございます。今後におきましても、広報、ホームページ等を活用して、情報を発信してまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今年は猛暑日が多く、この後も暑い日が続いていくと言われており、来年以降も暑い夏が来ることが予想されるため、市民の安全を守るためにも、でき得る熱中症対策を今後も進めていただきたくお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

書画カメラ1をお願いします。

今回通告した一般質問です。

弥富市の最大の問題は、防災です。防災対策は災害が起きた直後からのことが普通中心なんですが、事前に災害リスクを調べ、何が起きるかを想定し、被害をいかに少なくするか、事前に総合的、戦略的に対策することのほうが重要です。そうすると、全ての部門と施策に関わってきます。特に予算の振り分けと計画性が重要です。

そこで、予算編成と総合計画について質問します。

5年前に作った前計画が元になっていますので、不足している事業を付け足した結果、5年前よりも充実した計画になってきていると思います。方向性として、社会情勢の変化と行政需要として3つ上げています。市民活動、的確、迅速な情報提供、デジタル化を上げていきます。

ソフト面に関していえば、つまり情報発信を重視する、これはいいことだと思います。ただ、話し上手は聞き上手と言いますよね。実際に行政の最前線で事業をしている課長さんをはじめ、全職員が全力で市民の声を聞いて全力で応えているか。これは、職員の能力のことを言っているのではありません。市民との対話は、市長、副市長をトップとする組織としての覚悟と努力が試されます。責任は市長が取る、市民と真剣に向き合ってこいという市長と副市長の覚悟とメッセージが不可欠です。

ただ本当の問題、ハード面でいうと、予算と長期的な財政規律です。特に大型事業についていうと、風呂敷を広げてしまったものについて、全体のたががはまっていない駄々漏れです。具体的に言えば、自由通路、橋上化、駅前整備、土地区画整理、下水道の拡大、公共施設の建て替え、大規模修繕、それぞれやるべき論なんでしょう。ただ問題は、費用対効果や財政負担がもつかどうかの議論ができていないと思います。

その証拠としては、総合計画基本計画に事業費が書かれていません。あるいは、市長の選挙公約ですね、これについても、議事録を読むと、ほとんど費用対効果を議論せずに全部丸のみにしています。とにかく、言われたことを全部丸のみにした肥大化した計画、これが財政的にできるかどうかです。困ったことに、大きな事業に限って30年間の借金ができるので、今のお金がなくてもできちゃうんですね。つまり、将来の子供たちにつけを回せちゃっている。この総合計画に財政の規律があるかないかということを、まず予算編成から聞いていきます。

書画カメラ2をお願いします。

幾つかの都市でやっているんですが、名古屋市では予算編成過程が公開され、11月と1月

の2回、市民の意見を取り入れています。

現在の予算編成過程について、スケジュールはどうなっていますか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

来年度の予算編成につきましては、8月上旬にサマーレビューの実施のため各部課長へ資料作成を依頼し、提出された資料を基にサマーレビューを実施しているところでございます。

今後の予定といたしましては、今月中旬に編成方針を発出したいと考えております。その後、11月中下旬に新規事業を中心に事前説明を受け、12月、1月に総務部長査定、市長査定を行うというのが現時点でのスケジュールでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 他都市の事例を見ていると、6月ぐらいから各部長が課長に、次の年度の予算の何を取りに行くかということのを檄を飛ばしているところもあります。以前から前倒しを要望していたんですけども、サマーレビューというのはなかなかよくなってきたなと思いますので、もうあと一、二か月スケジュールを前倒しにさせていただくことによって、議会や市民に対して他都市のように、予算編成の途中で公表であったり意見を聞けるようなスケジュール、これ一遍にはいかないと思いますので、少しずつ慣れていって精査していつて、前倒ししていただければありがたいと思います。

次に、事務事業評価や総合計画、各種事業計画は、予算編成にシステム的に取り入れられていますか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 毎年度、予算編成を行うに当たっては、事務事業評価の結果や総合計画、各種事業計画を参考として活用するとともに、事務事業評価を所管しております企画政策課の意見を踏まえながら、事業の必要性や予算計上額を判断しておるところでございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 事務事業評価に企画政策課や恐らく財政課さんも含めて一生懸命やっていますので、ぜひそこをやっていただきたいと思います。いわゆる予算要求というのが肝腎なんですけど、この中身が一緒なんです。結局、各事業の現状と課題、どうあるべきか、ほかの事例、他都市の事例を比較して費用対効果、そして財政面どうかということと一緒ですので、今の改革の方向をさらに進めていっていただきたいと思います。

それでは、書画カメラ3をお願いします。

名古屋市では、総合計画に事業費が明示されています。名古屋市辺りでは、総合計画の改定といえば、実際にその事業を提案した担当課は事業規模、事業費、費用対効果というのを、

まさしく今でいう企画政策課とぎりぎり調整して査定した上で計画に記載されます。今後5年間、10年間の間に何々を何十億やりましょうということですね。だから、予算要求で総合計画に記載されているということには大きな意味があります。まだ弥富市はそこまでっていないんですが、今後はそういったこともやっていただきたいと思います。

そこで、借金が増えていることについて質問します。

5年間でくくってみると、平成29年から令和3年度までの決算を見ると、市債の発行額、つまり新たな借金は99億9,000万円、返済額、償還額ですね、これが55億4,000万円、差引き44億5,000万円長期的な借金が増えています。よその都市の資料を見ると、借金を増やさないことを財政規律として、国に倣うというプライマリーバランス、厳密に国のプライマリーバランスとはイコールではないんでしょうけれども、これ以上借金を増やさないということを言っているところが多いです。

この5年で44億5,000万円というのは、1年当たりでは8億9,000万円の借金が増えています。ということは、このお金は私たちの世代が負担している行政サービスに対して将来世代に負担を回しているということになります。どのように釈明されるでしょうか。

本当は、弥富市に必要な計画は30年スパンでの財政見通しです。どのように想定されていますか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） プライマリーバランスにつきましては、簡潔に申しますと、公債費を除く支出を市債以外の収入で賄うことができているかを表すものであり、本市では、平成29年度から令和3年度までの5年間の中で平成30年度及び令和元年度以外はプラスとなっております。なお、平成29年度から令和3年度までの5年間につきましては、庁舎整備事業、火葬場整備事業や桜小学校長寿命化改良工事、小・中学校への空調機設置工事など多額の経費を要する事業が多かったことにより市債発行額が大きくなったものでございます。これらの施設への市債の活用につきましては、将来世代もその利益を享受することになり、世代間の公平性の観点から見て適切であると考えております。

30年スパンの計画につきましては作成する考えはございませんが、長期的な財政計画につきましては、令和37年度までを計画期間としている公共施設再配置計画を踏まえた上で、毎年度、今後10年の財政予測を立ててまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今の答弁で、借金をするなど言っているわけではないです。先ほどの答弁にあったように、その理由は、それを使う人はこれからの人だからということです。ただ、だとするならばこそ、今後30年の人に対して今積み上がっていく今後自由通路・橋上駅、それから土地区画整理事業とか下水道、まださらにあります。そういったものの必要性や費

用対効果を将来の市民に説明できなければいけません。できるんでしょうか。私は非常に疑問に思っています。最終的には市ということですので、市長が責任を取るということになるんでしょうけれども、誰が責任を取るんでしょうか。

そういう財政の問題をバックにして、次に総合計画について質問します。

弥富市における計画の原点、ある意味、旧弥富町、旧十四山村の存立を脅かしたのは、何といっても1959年、昭和34年の伊勢湾台風による壊滅的な被害です。特に堤防や排水機場、これは国や県のレベルでなければできないために、町長さん、村長さん、有力者が陳情に苦心したと思います。ただ、実は国や県が、堤防工事や排水工事を造ったのですけれども、これはある意味、国や県の各省庁の権益というんですか、あればもちろんそれぞれの事業に客観的に必要性があるのでやったのであって、冷静に考えてみれば、町村長や有力者の陳情というのは、もちろん地元要望という効果はあったので必要条件だったと思いますが、問題は陳情合戦を続けることで地方自治の根幹である自主自立の精神が育たなかったということではないでしょうか。やっぱりお上にやってもらうしかないに慣れてしまうと、お上の言うことには逆らえない、お上のやることは間違いがない、これがこの地方にしみついた体質だと言われています。

全国どこでもそうかもしれませんが、補助金欲しさに冷静な市町村としての損得勘定ができなくなっていると言われています。冷静に考えれば、国や県が大きな補助金をつけてくれる事業は、逆に言えば、不採算で一部の業界が潤う事業、採算が取れる事業なら補助金は要らないわけです。その代表例が、全国的に見直し、縮小が進んでいる公共下水道。下水道は不採算であるということが約20年ぐらい前に問題になり始めた頃に、弥富市は愛知県の流域公共下水道の計画に乗って莫大な借金を積み上げています。

鉄道に関しても、1990年代の近鉄は鉄道施設として橋上化しました。それは採算が合うからでしょう。ただ、弥富市も補助金として37%補助しました。もちろん駅前広場は弥富市の独自事業です。JRのほうは、乗降客が少ないので橋上化は採算が合わない、やらない。ところが、ちょうど2000年代になってから、国が補助制度を新たにつくって、市が自由通路、市道を造れば、駅は補償工事で橋上化すれば、JRはほとんどお金を出さなくても橋上化ができるという補助金をつくっちゃったんですね。全国的な話ではありますが。弥富市は国の制度が合っているということで、本来近鉄みたいに鉄道施設で建設すべき橋上化を、特殊な市道として自由通路事業に突っ込んでいます。莫大な借金と将来負担を積み上げて、子供たちに負の遺産を残していると言わざるを得ません。学校や何かを新設したほうが僕はもっといいと思うんですけどね。

高山市、桑名市、蟹江町、みんな見てきましたが、駅周辺の土地区画整理事業と組み合わせて、名実ともに駅の両側の一体化、人の行き来を確保するために特殊な市道としての自由

通路を造っています。金額が高いなあということを別にすれば、一応意味はあって、一応筋は通ります。ところが、弥富駅の北側は、そういう宅地開発や商業地の開発がもうできません。それどころか、北側にあった都市計画道路、未整備の都市計画道路は廃止しちゃっています。北側はもうこれ以上発展しなくてもいいと宣言したようなものです。

さらに全国的に空き家が増えています。土地区画整理事業をやっても、もう採算が合わないと言われている中で、新たに土地区画整理事業を推進しようとしています、計画時点よりも土地の値段が下がる、保留地が思うように売れない、工事費がどんどん膨らむ。事業が当初計画よりも赤字になったら、弥富市が主導してつくった区画整理事業です。何十億円かけてでも大金をつぎ込んで補填するんですか。結局、いつまで補助金や国の事業に振り回されているかどうかということです。

総合計画は、国や県、そういう号令でなく、自主自立で、みんなで集めたお金を必要なことに公平公正に使う。もちろん弥富市の総合計画の審議会、僕は非常にいいと思っています。選挙を気にせずに、選挙を気にする市長に振り回されずに、学識経験者や関係者、公募市民が参加する審議会、公平公正、長期的に定めるのが総合計画です。ただ、総合計画の大前提の弥富市の災害リスクや人口減少などについて厳しく言っている割に、肝腎の計画段階になると事業がなかなかできていません。

そこで、書画カメラ4をお願いします。

岩倉市総合計画の実施計画では、普通会計収支の想定として、3年間の一般財源総額から義務的・消費的経費を引いた額を実施計画事業充当一般財源として示し、財源の総額の範囲内で基本計画事業総括表を公表しています。財政的な負担を払っていると思うんですが、弥富市でも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、総合計画の基本計画に示す施策ごとに実施する具体的な事業を示し、毎年度の予算編成の指針となる実施計画を向こう3年間の期間で策定し、毎年度、見直しを行っております。

なお、実施計画には、主要事業ごとに事業目的、事業概要のほか、年度別総事業見込額を掲載しております。したがって、3か年の各年度における主要事業の総額はホームページで公表しており、また弥富市中期財政計画におきまして、今後5年間の中期財政見通しを推計して令和9年度までの歳入歳出見込みをお示ししておりますので、基本計画別事業費総括表の作成については考えておりません。

また、総合計画に掲げる施策及び事業については、その評価を毎年度実施し、予算編成や事業の見直し等へ活用しておりますので、予算との連動ができているものと考えておるところでございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 計画は一日にしてならずで、5年前から比べれば短期計画も毎年少しずつ充実してきていると思って見ていますので、さらにそれを精査していったって、5年後の第3次総合計画のときには、ある程度5年間の見通し、10年間の見通しというものができるようにしていただければと。恐らくできるだろうと期待しております。

次に、書画カメラ5をお願いします。

同種同規模という、いつも岩倉、高浜なのでチェックしてみました。高浜市には、5つの小学校区があります。「地域でできることは地域で行う」を合い言葉に、小学校区単位のまちづくり協議会、うちでいうコミュニティ推進協議会ですけれども、地域の個性、特徴を生かしたまちづくりが進められていますということになっています。この全てのまちづくり協議会での地域計画、地域ごとのまちづくりの目標や活動内容、取組等というものが総合計画の中で位置づけられています。

なので、弥富市でも、今まさに学校統廃合によって、特に大藤、栄南、十四山のところは大きく地域が変わろうとしています。今すぐは無理でも、総合計画の一環として、統廃合後のためにも地域計画の策定が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在の第2次弥富市総合計画前期基本計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、令和6年度以降の5年間で取り組むべき各分野の方向性を示す後期基本計画を昨年度より2か年をかけて、策定に向けて取り組んでいるところでございます。

本市におきましては、地域計画の策定についての考えはございませんが、後期基本計画の策定における市民参画の一つとして、市民ワークショップを全4回開催いたしました。ワークショップは、弥富市の未来をつくるため、公募により御参加いただいた多くの市民の皆様や本市と関わりのある大学の学生の意見を後期基本計画に反映していくこととし、昨年度実施したところでございます。

また、市内在住の16歳以上の方の中から無作為に抽出した3,000人の皆様を対象にアンケートを、市内3中学校に通う2年生全員に対して中学生アンケートを実施し、計画策定に向けた基礎的資料とさせていただいております。

現在、本市の後期基本計画策定におきましては、総合計画審議会で審議会委員の皆様に素案について御審議していただいているところでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 総務部長や企画政策課長さんはじめ、総合計画については本当に市民の意見を聞こうということで、アンケートやワークショップをやっていると思います。

ただ、先ほどの高橋議員の質問でも出ましたが、要は4つ合わせると1万人で、弥富市全体4万4,000ですから1対3ということになっちゃうんですね。ですから、トータルで弥富市がどうなるんだという議論の中で、どうしても4人に1人ということで声がかき消されてしまう。あるいは僕が実際にまちを歩いて回っていると、お年寄りの方が、いろいろ足がないというレベルの話が出るところが今後は取って行ってほしいということです。

どうしても弥富市全体の発展ということを言うと、中心市街地、いわゆる市街化区域を中心にどんどん事業をやっていきましょうというふうになっちゃいます。一方では、農村地域、市街化ができない地域の実態は、学校もなくなる、免許証を手放したときにどうやって住んでいくんだということについて、やっぱり地域の声を聞く。ただ、それは施しとして聞くんじゃなくて、それぞれの地域には歴史があり文化がある。それを誇りを持って住めるような、それが大藤、栄南なんていう言葉になるのかどうか分かりませんが、十四山ということとはもっと別の地域名かもしれませんが、そういったことをやるのに住民の人たちというのは慣れていない。やっぱりここは、行政マンがそういったところに入って行って、どうしたらいいかという言葉翻訳する、言葉にしてあげてまちづくり計画というのをつくって行ってほしいと思います。

次の質問が、総合計画のパブリックコメントの前に学区別に説明会として地域別タウンミーティングを開催すべきではないですか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、総合計画審議会において、昨年度実施しました市民アンケートや中学生アンケート、市民ワークショップ等を踏まえた改正骨子がまとまり、第2次弥富市総合計画後期基本計画の素案について御審議をいただいているところでございます。

地区別タウンミーティングの開催は考えておりませんが、さきの6月議会でも御報告させていただきましたとおり、11月のパブリックコメント実施に向けて、タイトなスケジュールの中ではございますが、審議会委員の皆様と引き続き遅滞なく進めてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） この質問自体、時間的に無理なことを言っているなとは思いました。ただ、今回の議会で皆さん言っているように、小学校が廃止されるという中で、やっぱり市長はじめ市の職員が地域へ出て行って意見を聞くという意味においては、この総合計画というのは全体としてはよくできた計画だと思います。情報発信をしていってみんなの声を聞いていく、いろんなことをデジタルトランスフォーメーションするという意味ではいいと思いますので、やはりここは逆に自信を持ってこの計画というものを今後の地域振興していくんだということを見せるという意味でも、ぜひパブリックコメントの後でも結構ですので、タ

ウンミーティングをやっていただきたいと思います。

書画カメラ6をお願いします。

平成30年、今から約5年前ですけれども、弥富市総合計画審議会、総合計画の前の審議会のメンバーから意見が出されて、当時の市長に受理されています。

1番として、定期的に見直し修正すると。市民による定期的なチェックが行われること。それには、目的と手段というものを意識してPDCAサイクルマネジメントを実施してくださいと。

2番として、職員による内部評価に加え、市民による外部評価の仕組みと、主に若手職員による組織横断的な研究会、政策提言会を設ける。

3番として、今後の進捗管理の在り方として、仕組みづくりについて審議するための組織、委員会、ワーキンググループなどを設置するということで、実際に高浜市などでも多くの都市で進捗管理のための審議会が設置されています。弥富市でも設置しなければならないんじゃないですか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市におきましても、総合計画をより実効性の高い計画とするため、施策、事業について、毎年度PDCAサイクルにより見直し、改善を加えており、外部委員で構成する弥富市行政改革推進委員会において進捗状況を報告し、御意見をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 少しずつ改善してほしいんですが、今の行政改革推進委員会というのは、私ずっとホームページもチェックしているんですが、存在はそこで確認できますが、例えば今回の総合計画のように会議の公開ですね、会議やります、それから会議録の公開、あるいはメンバーについても多分公募委員はいないと思いますし、メンバー的にはあくまでこれは行政改革、やはり総合計画の今後の方向性として市民参画ということを強く出されているということでは、いろいろな市民団体、民間の方、まさしく今回の総合計画の審議会以上の民間の集まった審議会に進捗管理を今後していったほうがいいと思います。これは今後の方向性として、私が言うまでもなく、恐らく考えてみえる方は必要だろうと思ってみえる。僕は正直思っていますので、すぐにではないにしても、少しずつやっていったほうがいいと思います。

それでは、書画カメラ7をお願いします。

次に、本題である国土の強靱化です。

これは、国のホームページを直接見ていただいています。まず、リスクを特定・分析し、2番目にそれを目標に照らして脆弱性を特定する。その下の枠が脆弱性を評価し、対応方針

を検討する。そして、その下が重点化、優先順位をつけて実施をする。最後が、結果を評価しもう一回上へ回して、次の見直しに結びつけるということ。これまさしく行政計画の基本中の基本なんですね。

この強靱化についても、国の政策だからやる、隣がやっているからやるとか、逆に言うと、特に選挙公約だったりすると、防災って意外に人気がないので、あまり弥富市はまずいまずいというのはなかなか言いたがらないのでそういうことはやらないとかいうことがないように、あくまで冷静に弥富市の脆弱性、平たく言えば、欠点を体系的に全部整理した上で、重要なものを対策することによって効果があるものを整理していくということですね。そして、これを予算編成や総合計画に織り込んでいくというのが、正しい計画の手順です。

ただ、これ決められているんですが、やっぱり今の総合計画とか重要な予算の査定に十分生かされていないんじゃないかなあという疑念があります。

弥富市においても、平成3年に弥富市地域強靱化計画が定められていますので、書画カメラ、次のページをお願いします。

長いんですけれども、その中で肝だけ抜粋しました。弥富市地域強靱化計画では、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災の範囲を超えて、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する。

次に、本市においては、いかなる自然災害等が発生しても、機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続けられる強靱な地域をつくり上げるため、ここからですね、市民の皆様や民間事業者を含め、全ての関係者の英知を結集し、総力を挙げて取り組むためにやっています。なので、市民の人たちに知っていただくことが重要です。なので、今回、そういう市民とか事業者の方との連携のためにも、たくさんあるうちの重要であると思われる項目を特にピックアップして、今から順番に聞いていきます。

行政内部の項目もありますが、住民の協力が必要な項目もあります。各項目を市民にどう理解していただいて、市民の皆さんからの協力をしていただけるかという点につなげていきたいと思いますので、今の質問の趣旨を踏まえて、個別施策分野等について市が明示した施策の進捗状況、今後の対応、また特に市民や民間業者の皆さんへの働きかけ、弥富市としての工夫があれば、私じゃなくて市民の皆さんに話しかけるようにお答えいただければありがたいです。

1つ目が、災害対応能力の向上として、自治体間の応援協定の締結や受援計画の策定など受援体制の整備を推進しますとあります。この点どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 自治体間の応援協定については、千葉県浦安市と宮城県東松島市です。

広域的な協定では、海部管内の7市町村で構成される災害時における相互応援に関する協定と、一宮市をはじめ14市町村で構成される愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定です。今後も他の自治体へ協定締結に向けて努めてまいります。

また、受援計画については、令和3年3月に策定しております。

今後は、受入れ後に効率よく業務が遂行できるようにするために、人的支援や業務資源等の具体的な内容を各部局で事前にまとめてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 実際に災害が発生して応援を受けた、そういった自治体の報告書、これ非常に役に立ちます。ぜひそういう自治体の報告書、それから役所同士であれば、その報告書を読んで、これってどういうことと言え、当然災害を受けて応援をもらった自治体の人というのは、そのときの応援を受けたといううれしさもありますので、親切に教えてください。

次に、大規模災害時における広域連携の推進として、西尾張市町村災害対策連絡協議会などの市町村間の協調・連携に係る取組を推進しますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 令和5年2月に構成市町村が集まって、広域避難初動対応訓練を図上による形で実施しました。今後も構成市町村と連携を取ってまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、罹災証明書の迅速な発行です。

罹災証明書発行業務の迅速性と適格性の確保に向け、担当者の住家の被害認定調査業務実務研修、担当者の研修や罹災証明書交付マニュアルの整備に取り組みますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 大規模災害が発生した場合、罹災証明の発行業務や住家の被害認定調査業務は必須となります。

このため本市は、住家の被害認定業務に関しては、主に税務課と防災課職員が県主催の研修を毎年受講し、愛知県家屋被害認定士となっております。また、市独自の罹災証明書事務研修を令和2年度に実施しております。

今後は、さらなる担当職員の実務能力の向上を図ることを目的に、令和6年度に愛知県防災安全局災害対策課の協力を得て、罹災証明実務・住家被害認定訓練を実施する予定をしております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） これとても実は大事なことで、それこそ今日災害が起きてもおかしく

ないという中で、研修はされています。じゃあ現場へ職員が行くときに、どういう帳票と台帳、そういったことを事前に、これは多分税務課とか市民課ということになる。あるいは現場でいえば、十四山支所とか関わってきますが、やっていくことが重要です。

というのは、最近の例でいえば、北陸方面で水害と地震が発生して、もうそうなってくると待っていちや駄目なので、罹災証明の申請書、書き方等を持った職員が、弥富で言うならば自治会単位ですね、のほうへ行って、まとめて書いてもらう。そういうことによって、実際にその地域ごとのどんな被災状況かということも、市役所としてアウトリーチして分かるみたいなことが、実際に事例がいっぱいあります。ですので、研修の次はマニュアル、マニュアルの次は実際にうちと似た事例がないかということを探して、なるべく実践的にできる方策を探してほしいと思います。

次に、要支援者の一時的受入れ体制の整備として、指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がい者などの要支援者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設などへの受入れ体制の整備を推進しますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 後藤福祉課長。

○福祉課長（後藤浩幸君） 本市では、一般の避難所では生活に支障を来す高齢者や障がい者等の要配慮者が生活相談等の必要な支援を受けられるなど、安心して生活できる体制が整っており、二次的に避難できる施設として福祉避難所の指定を行っております。

現在、民間との協定締結により、福祉避難所の確保に努めており、社会福祉法人の施設が3か所、市の公共施設が2か所の合計5か所を指定しております。

今後、対象となり得る施設を把握した場合は、関係課と連携の上、必要に応じて民間事業者等へ働きかけてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 福祉部門の人って、割かしケースワーク会議というんですかね、1人の方がちょっと困っていると。それは病気なのか所得なのか家なのか、そういったことのケースワーク会議というのをされているので、比較的顔が見える関係が、どちらかというところからかん系と比べてあるんじゃないかなと思っているんですが、やはり災害ケースワークというのが今最近話題になってきています。

災害が起きたときに、ここでは収容のことを言っていますが、災害の人たちをやはりいろんな部門でケースワークしていく必要があるというふうに言われていたりもしますので、ただ実際、じゃあ社会福祉施設さんも非常に今人員的にも予算的にも切迫しています。社会福祉施設さん自体が利用者さんというのか、いらっしゃる方の安全確保さえも非常に厳しい状況だということも承知しておりますので、やはりよその先進事例等も、あるいはなるべく近い例も見ながら、顔が見える関係で、日頃から社会福祉施設、この福祉避難所の運営

ですね、マニュアルについてもどんどん整備してきていますけれども、マニュアル読んでも駄目なんで、多分これも災害報告書が一番いいんです。この災害事例があって、そこで福祉避難所がどういうふうに行ったかという事例を研究するのがいいと思いますので、多分一生懸命やられていると信じていますので、引き続きよろしくお願いします。

次は、ハード面に変わってきますけれども、早急な住宅確保に向けた取組として、応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行いとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 応急仮設住宅の建設につきましては、愛知県が策定した応急仮設住宅建設管理マニュアルを基に進めてまいります。

また、弥富市地域防災計画では、市は応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成することとされており、市内の公園等を応急仮設住宅建設候補地として台帳を整備し、毎年台帳の更新を行っております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） コメントは次でまとめてします。

早急な住宅確保に向けた取組として、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を県のマニュアル作成に合わせて行いますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 大規模災害により住宅を失った被災者に対して、愛知県では応急的な仮設住宅として民間の賃貸住宅を借り上げて提供できるよう、賃貸型応急住宅対応マニュアルの策定が進められております。

今後、愛知県の賃貸型応急住宅対応マニュアルが策定されましたら、マニュアルを参考に、手続等が円滑に進められるよう取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 都市整備課の仕事があまりにも多いものですから、この応急仮設住宅、民間借り上げについて大変負担だと思います。愛知県がなかなかいいマニュアルをつくってくれることを期待しているんですけども、本当にこの応急仮設といいながら国の総務省あたりは、地域の実情に合わせて、それこそもうほとんど集会所みたいなものを造ってもいいよみたいなことも実際に今はされていますので、それは御存じだと思いますが、どこを応急仮設住宅の場所にするかということとも絡んできますので、今後全庁的に様々、それこそ遊休市有地の活用とかとも言っていますけれども、本当にこの応急仮設住宅をどこに造って、しかもそれは補助金をフルに使ってなるべくいい物を造って、それからもちろんここで民間

借入住宅とも組合せになるんですけれども、そこについては戦略的に、恐らく部長さんとか、これはもう建設部長だけじゃなくて各部長さん、もちろん副市長さんにリーダーシップを取っていただいて、ある種の重要な課題だと思いますので、取り組んでいていただきたいと思います。

次に、ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進ということで、重要水防箇所等の合同巡視を水防団などのほか地域住民と実施しますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 毎年、国土交通省木曽川下流河川事務所の主催により、地域住民等と木曽川下流域の重要水防箇所合同巡視を実施しております。これは洪水時に備え、あらかじめ水防上重要な箇所を効率的に堤防の点検を実施し、危険な箇所の早期発見につなげるためのものです。今後も巡視を継続し、必要に応じて改修工事等を要望してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 弥富市に関していえば、伊勢湾台風のとくに堤防がかさ上げされています。堤防が決壊しなければ、伊勢湾台風と同じ高さの高潮であるならば、現在の堤防で防げるはずですが、しかし、地球の温暖化によって、さらに大きな台風が想定されています。なので、これについては非常に重要なことなんです、木曽川の堤防ってすごくいいんですよね。ただ、あれは海岸堤防という位置づけがあるのでいいんだということを木曽川の下流事務所のほうは言うんですけれども、やはり弥富市として、逆に木曽川の堤防が切れなければその横で切れちゃう。つまり国道1号線のところが危ないということになっちゃいますので、これについては住民運動として、恐らく木曽川町さんは桑名の下流事務所とかなり懇切にというんですかね、顔の見える関係でやっていると思いますので、今後あらゆるレベルで、担当者の方もグループリーダーも課長さんも部長さんもあるいは住民も、木曽川下流事務所のほうに見捨ててなよということをやっているってほしいと思います。

次に、火災に強いまちづくりの推進として、市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策を推進しますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市は、海部南部消防組合による常備消防力の向上をはじめ、各地域の消火栓整備を順次進めております。

消防団に関しては、資機材の整備、点検や各種訓練の実施のほか、全国火災予防運動の際には、サイレンの吹鳴や火の用心の懸垂幕の掲示、さらに海部南部消防連合会による防火パレードを実施して、火災予防活動に努めております。

また、自治会、自主防災会に、消防設備整備事業補助金や自主防災組織補助金を御活用い

ただき、関連資機材の購入費や防災訓練活動費などに対し補助金を交付しております。

今後も火災に強いまちづくりの推進に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 私の地域でも、消火栓の点検とかホースの買換えとか一生懸命やっております。やはり火災というのは一旦起きると大変ですので、よろしくお願いします。

次に、火災に強いまちづくりの推進として、倒壊や火災の危険性のある空き家等に対し、適正管理や除却等を推進しますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 空き家の適正管理につきましては、周辺環境の悪化等をもたらすおそれのある空き家の所有者に対し、空き家の状況を伝え、適正管理に努めるようお願いしております。

また、令和2年度から、倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進するため、不良住宅と判定された空き家に対し、除却を行う場合の工事費の一部を補助する制度を創設し、危険な空き家の除却対策に取り組んでおります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） またまた都市整備課は仕事が多いんで、本当は都市整備課に防災担当主幹みたいなのをつけてあげてほしいと切に思うんですけども、いわゆる1981年、昭和56年以前の建物に暮らしている住民の方がまだたくさんいます。しかもよりによって、それは密集しているところに多いんですよ。大地震でほとんどこの56年以前は倒壊するか、倒壊しなくても大破するということは逃げ出せないということなんですね。いわゆる生き埋めになると。

1つはそこで、もう一つ、屋根瓦とか外壁の防火剤が落っこちちゃうと、もう火災が燃え移りやすくなっちゃうと。生き埋めになったまま焼け死ぬというのは一番つらい死に方だそうですね。津波避難もできなくなっちゃいます。

たった一人でも弥富市民がそのような悲惨な目に遭ってはならないと思いますが、次の質問が、火災に強いまちづくりの推進として、避難・延焼遮断空間の確保と緊急車両が進入できない狹隘道路の解消のために道路・公園などの公共施設の整備を推進しますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 本市が管理する幅員4メートル未満の狹隘道路整備につきましては、弥富市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱に基づき、国の補助金を活用しながら拡幅整備を推進しております。

この事業は、狹隘道路に面した土地所有者の方から、道路中心線から2メートル以上とな

るように道路後退用地を寄附していただき、寄附に対する奨励金等をお渡しするとともに、市が測量、登記、道路整備を行うことにより、狹隘道路を解消するものです。

狭あい道路整備事業の多くは、住宅を新築する場合に活用され、窓口での建築相談の際には事業の説明をさせていただいております。

古くからの既成市街地におきましては、狹隘道路が多数存在しますので、今後も狹隘道路の解消に向け事業を推進してまいります。

また、公園緑地の整備につきましても、延焼遮断空間、避難空間としての機能等を併せて考えてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ちょっと時間が押してきたので、先に質問します。

11番として、道路の災害対策の推進として、災害時において救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路等の橋梁の地震対策を推進しますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 初めに、本市内の緊急輸送道路につきましては、国道、県道、高速道路、臨港道路のうち、広域的な道路ネットワークを確保する路線や主要な防災拠点等を結ぶ路線が指定されているところでございます。

緊急輸送道路等の橋梁につきましては、各道路管理者において、落橋や倒壊の防止など耐震補強を進めており、我々が住むゼロメートル地帯等、橋梁取付部の沈下のおそれがある地域においては、被災後、速やかに緊急輸送が可能となるよう段差対策等も推進しているところでございます。

現時点で、本市が管理する道路は緊急輸送道路に指定されていませんが、市が橋梁の架け替えをしたり、県や開発業者から本市へ帰属される橋梁につきましては、耐震性を配慮した橋梁の建設を推進しています。

引き続き、適切な維持補修に努めながら、道路機能の確保を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） じゃあちょっと質問を先にします。

事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進しますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 事前復興の取組につきましては、愛知県が策定した愛知県震災復興都市計画の手引き、事前復興の取組に関するガイドライン（案）を基に進めてまいります。

また、愛知県が実施しております事前復興まちづくり模擬訓練に参加し、事前復興についての知識の習得に努めております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今のまとめてコメントをさせていただきますが、国や県との各間との連携なんですけれども、やはりここはもう担当者の方、グループリーダーの方、課長さん部長さん、相手に臆することなくやっぱりどんどん情報を聞き出していく。そうやって、日頃から顔の見える人間関係をつくっておいていただきたいと思います。

それが、いざ発災したときに、電話一本で、この橋どうしよう、復旧したらどうしようという関係ができますので、皆さん大変忙しい、これも非常に痛切に思っています。一人一人の課長さんの守備範囲があまりにも広くて、この防災のことまで正直やっつけられるかという気持ちも分かります。分かりますが、そこはやはり今後のために、いろんなことを直接聞いたり聞き出したりすることによって関係をつくっていただきたいと思います。

いずれにしても、確かに忙しいからといってそれができないということになると、やはり災害というのは全て人災というんですかね、事前の備えができなかった、しまったということがないようにしたいというのがこの強靱計画です。ですので、強靱計画、非常にいいことが書いてあるんですけれども、ある意味全て行政全体に関わるような、日頃のことに関わるような意味では重い。だけど、僕は弥富市の職員の皆さん、一生懸命やっていることは日々身にしみて思っていますので、その一生懸命というのが内向きの役所の中で失敗をしない、上司に叱られない、市長に叱られないというふうで萎縮するんじゃなくて、国とか県とか近隣の市町村の皆さんと弥富市の代表という自覚で、たとえ担当者であっても弥富市の代表として蟹江町さん、愛西市さん、飛島村さんとコミュニケーションができるように頑張っているのが、この強靱化計画を実態のあるしなやかなものにするんじゃないかなというふうに思いますので、皆さん、市長、副市長、教育長さんはじめ、皆さんの覚悟と奮闘を期待して、一般質問の締めくくりにさせていただきたいと思います。よろしく頑張ってください。頑張しましょう。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後3時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それでは、不便になりませんかJ R弥富駅の構造と進捗は。

〔「ならんならん」の声あり〕

○5番（加藤明由君） 何ですか。

○議長（平野広行君） 静粛にお願いします。

○5番（加藤明由君） お願いいたします。駅のことでございますので、現在私が原告となつて今裁判中でございますので、その理由でお答えができなければそのようにお答えをいただければ結構でございます。

本来、裁判でやっておるから裁判でやってこいと、こういうお話なんです、裁判所へ傍聴に行ったところで全く分かりません、何をやっておるか、書類のやり取りだけです。ですから、本当はこういうところでやりたいんですけど、そういうルールになっておりますので、弥富市議会、そういうお答えで結構でございますので、進めさせていただきます。

既に公表されているJR弥富駅構想では、自由通路部分は南北の往来が可能となります。エレベーターもつきます。ところが、駅橋上化で現在よりも不便となる、あえて莫大なる税金を投入してまでなぜこんな不便な構造にする理由をお聞きしたいと思います。

まず、先週、弥富駅から春田まで用事がありまして、春田までJRに乗って行きました。弥富駅で、昼の12時ですけど、乗った人員が15名、次の永和駅7名、蟹江駅では約40名、さすが名古屋の春田駅、待つと六、七十名乗りました。そのぐらい弥富駅の乗降客は少ない。なのに、これだけのお金をかけて不便な構造にする。

まず1番目ですね、バリアフリーバリアフリーという言葉がいっぱい出てきておりますが、私に言わせますとどこがバリアフリーなんだと。

といいますのは、1番目の画像をお願いいたします。

これはJR蟹江駅でございます。同じような線路配列で、ただ名鉄が余分につくだけでほとんど同じだと思うんですけど、こういう駅になりますと、わざわざ階段を上へ上がって、改札をくぐってまた下りてこなきゃいかん。蟹江の段数を勘定しましたら、電車下りて40段上がって、改札くぐって45段下りてこないと外へ出られない。ところが、プラットホームの横、すぐ地続きですから見えておるわけですね。

次の写真をお願いします。

ちょうどプラットホームの入り口も出口も見えていますけど、ここへ来るのにわざわざ上へ上がって下へ下りてくる。左側の茶色い建物はトイレでございます。それで、近鉄の弥富の駅みたいにプラットホームは、あそこは1番線から4番線までありますので島状態です。ですから、あの方法しか仕方がないと思います。

ところが、蟹江の駅についても弥富の駅についても、言わば地続きなんです。地続きをなぜわざわざ上へ上がって行ってまた下へ下りてくる。言ってみれば、ここの議場へ来るのに、わざわざ上へ上がって下りてくるようなもんですね。それをやったら、多分みんな文句言う

と思うんですが、ここの議場にお見えになる方、誰一人ともＪＲの常習的な利用者は一人も見えないと思いますけど、毎日御利用になる方にしてみれば、何でこんなばかなことを莫大なるお金をかけてやるのか。もうその理由がよく分かりませんが、お答えはできますか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 裁判に関する質問でございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） それじゃあ次へ行きます。

それと、プラットホームのエレベーターは、私は不要である。その理由を言いますと、当然地続きですから、両側に改札口をつければそれで終わるはず。そうすれば、自由通路のエレベーターを使って行き来すれば、プラットホームのエレベーターは要らなくなるはず。

最近、近鉄の戸田駅が、何年か前だと思いますけど、南側に出入口ができました。あそこは北側から入ると地下道を通って、佐古木駅みたいな感じで、地下道を通って四日市方面のプラットホームへ行く。こうなっておったんですけど、バリアフリーやと思いますけど、南側にも出入口ができて、今はちゃんと車椅子でも入ってくるスロープがついてできています。

名鉄の尾西線についても、大半の駅が上下線のところに改札口をつくって、最寄りの踏切を使って渡ると、こういう構造になっています。

ですから、簡単に言うと、自分のところのお金でやる部分については、極めて合理的なやり方をしてみえると思います。ところが、税金が投入されて人のお金だと、もう無駄なものでもやる、こういう考え方ではないかと。ですから、私はプラットホームのエレベーターはなくてもできるんじゃないかと、こういうことです。これも質問させていただきます、どうですか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） こちらの質問につきましても、係争中の内容でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） 続いて３番目、プラットホームのエレベーターをつけなければ、名鉄の線路の修正工事は不要。今回の工事の名鉄に係る部分の相当の部分が、線路の移動の費用ですね。この線路の移動費用の理由が、プラットホームの上にエレベーターをつけると、ちょっと幅がないから危険が伴うから線路を北のほうへ移動しようと、こういう理由ですから、これもエレベーターの設置をやめれば数億円は浮くはず。これもどうですか。お答えできませんか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 今回の質問に関しましても、裁判に関する内容となっておりますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） これはできると思うんですけど、事業主体は弥富市だと思いますけど、これは間違いないですか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） こちらの質問につきましても、係争中の内容でございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 事業主体が弥富かJ Rか名鉄かぐらい言われてもいいと思うんですけど、いいです。間違いなく、係争中ですから。

現構想はどなたの考えですか。仮に弥富市の考えでやっておるのか、J Rでやっておるのか、名鉄でやっておるのか。それはお答えできませんか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） これまでにも議会等において御説明させていただいておりますとおり、当事業につきましては、市の最上位計画である弥富市総合計画やまちづくりの基本方針である弥富市都市計画マスタープランの中で重点施策に位置づけられており、事業を推進してまいりました。

当事業は、昭和の時代から長い時間をかけて様々な整備手法が検討されてきました。その検討段階において、本市の積年の課題となっている鉄道による南北地区の分断、東西踏切の安全確保、駅周辺のバリアフリー化に向け、整備効果の発現が早い自由通路整備事業を選択し、平成26年度から鉄道事業者との協議を重ね、平成28年度の施政方針で表明し、それ以降、毎年、当事業に係る予算を議会に上程し、お認めをいただきながら事業を進めてまいりました。

このような経緯を経て、弥富市として重点施策を実施するため、令和4年3月議会において、鉄道事業者との工事協定等の議会議決をいただき、現在のJ R・名鉄弥富駅自由通路整備事業等を進めております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今までのこの流れを見てきますと、どうも私の目から見るとJ Rの意向が非常に反映されていまして、J R主導でやっておるように見えます。ところが、お金のお大半は弥富が出します。ちょっと言い方悪いんですけど、金を出しても口は出さな、こういうふうに見えますが、どうですか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） この質問につきましても、裁判に関する内容となっておりますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 続きまして、次の画像をお願いいたします。

これは、J R蟹江駅に置いてある4,400リッターのタンクが2個並んでいます。8,800リッターの水槽がございます。この水の行き先ですね、どこへ行くかなと思ってずっと眺めておいたら、その上にある橋上駅舎化の2階のトイレの部分が大半です。蟹江町さんに情報公開でもらっておるんですけど、駅の事務所の中に、確かにユニットバスがついたお風呂もあります。駅員さんに聞いたら、たまには入るよと、こういうふうに言ってみえます。

ところが、この8,800リッターの水が実際要るのか要らんのか、これもうどう考えても3日はかかります、この水を使い切るまで。使い切るまでじゃなくて、減った分だけ補給されますから、実際止めて8,800リッター空っぽになるまで使うわけじゃないですから、これだけのものはもうさらさら要らないんですけど、弥富駅のほうの計画で同じようなものを計画していないですか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 現在計画中のJ R弥富駅の排水設備につきましては、受水槽の設置予定はございません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） そうなると、J Rさんが同じように関わってやったことだと思うんですけど、蟹江は相当な無駄金を使ったんだと思うんですよね。私的に推理をしますと、私らがJ Rに関しては、別に県道のほうの弥富名古屋線の工事でも訴訟を1件起こしておりますので、その関係もあってか何か知りませんが、最近どうもちょっとブレーキが利いたかなあと思わんでもないんですよね。

ですから、そこら辺をかなり慎重にやり出した結果が、そのタンクがなくなっちゃったのかなあと。弥富駅がなしでできるんだったら、蟹江駅なんか何でこれ造ったのと。別のもそうなんですけど、蟹江駅に関しては、外に両側に南北に2か所公衆トイレがあります。これも見たらもう全く過剰設備が含まれておりました。ですから、極力無駄がないようにやっていただくということをお願いしておきます。

ちなみにこの8,800リッターというのがなぜ多いかというと、富吉の国道1号線の角に立派なマンションができました。あれ全部で88戸ですね。あそこの88世帯分の受水槽が5倍の44トンです。88世帯、それこそマンションですから風呂もトイレも台所もあるわけです。それだけの水を使っても44トンの受水槽で多分問題なく使ってみえると思うんですけど、そこ

へ蟹江駅さんは8.8トン水槽をおつけになった。同じようなことを弥富駅でもやられては、これ税金ですから、一度これはお聞きしておかないかんとって聞きました。なければ結構なお話でございます。ほかにもそういう無駄がないように、きちっと監視をしてやっていただきたいと思います。

それで、事業主体は恐らく弥富だと思うんですが、今後、市長、これどういうふうにお考えになっておるか知りませんが、いろいろ私は無駄が多いと思いますが、市長、見解どうですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 裁判に関する質問については答弁を差し控えさせていただきますが、先ほども担当部長より御答弁を申し上げましたとおり、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに北口交通広場整備につきましては、弥富市総合計画や都市計画マスタープランの中で重点施策に位置づけ、本市の積年の課題となっている鉄道による南北地区の分断、東西踏切の安全確保、駅周辺のバリアフリー化に向け、議会の議決をいただきながら進めてきた事業でございます。

また、この事業を推進することにより、弥富駅北側からアクセスが可能となり、あらゆる動線のバリアフリー化が図られることとなり、全ての方が安全・安心、自由に南北を行き来することができるようになります。

そして、この事業を起爆剤といたしまして、弥富駅周辺のまちづくりを推進し、少子高齢化社会に対応した「歩いて暮らせる利便性の高いまち」、そして「人が集い・交流するにぎわいあふれる空間」を形成していくことが、これからの行政の責務であると考えておりますので、引き続き弥富駅周辺のまちづくりに取り組んでまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） ありがとうございました。

それでは、２点目行きます。

雑種地とは、農地とは、課税について伺います。

１番目の画像をお願いいたします。

これは先月の朝日新聞さんの記事でございますが、農地に見えないから固定資産税を70倍に上げた。この問題で朝日新聞さんが大きく取り上げておみえになります。今日もテレビが入っているようですが、ＣＢＣテレビさんも関心を持って取材にお見えになっておるようでございます。

それで、先月報道された新聞記事、「農地に見えない」ので固定資産税70倍、残土被害の土地、市が判断。8,700円程度であった固定資産税が60万円以上になってしまった。何と70倍ということでございます。

地方税の原則。地方税は、地方団体が地域の実情に即した行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、地域住民がその能力と受益に応じて負担し合う。そのために受けた利益に応じた税負担をすべきであるとされています。さらに地方税には、地域に住む住民が共同体の運営のための負担を分かち合うという地域の会費的な性格を持つ、こういうふうに書かれています。

それで、このたびの地方税である固定資産税が70倍、60万円ですね、こうなってしまった。前回の議会の中でも、かわいそうだ、まけてやれとか、市長の特例で何とかしてやれと、こういう意見も出されておるわけですが、現実には桑名市さんと海津市さんは同じようなものがあるけど、そういう高い固定資産税をかけてみえない。私が思うには、これはもうかなり時代に合わない税制度になってきたから、見直しが一番いいと思うんです。

最初の質問です。

税法上の農地と雑種地の定義ですね。法務局の登記簿は地目は23種類、田、畑、宅地とか公衆用道路とかですね。最終的にどれにも属さないものを雑種地とされておりますが、多分これには関係なく、税法上は農地とか雑種地あるんですが、農地と雑種地の定義を教えてください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 御答弁申し上げます。

固定資産は、地方税法第403条第1項及び第388条第1項に基づき、総務大臣が定める固定資産の評価の基準並びに評価の実施方法及び手続、これを固定資産評価基準といたしますが、これによって価格を決定しなければならないとされております。土地の地目認定につきましては、固定資産評価基準において土地の評価の方法が定められております。

農地とは、耕作の用に供される土地をいい、耕うん・整地・施肥・除草等の肥培管理を行って農作物を栽培する土地をいい、農耕地で用水を利用して耕作する土地を田、農耕地で用水を利用しないで耕作する土地が畑とされています。

地目には、田、畑のほかにも宅地、池沼など様々な地目がございますが、そのいずれの地目にも該当しない土地が雑種地とされております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） よく分かりました。

では2番目、今年度予算・固定資産税（土地）について17億6,300万円の税収が見られております。市街化区域内の農地及び雑種地の税収ですね、これ概算で結構でございます。市街化区域、調整区域に分けて分かれば教えてください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 市街化区域内の農地の税額は約4,689万5,000円、市街化調整区域

内の農地の税額は約2,896万5,000円、雑種地につきましては、市街化区域と市街化調整区域を合わせて約2億9,702万円でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ありがとうございます。

雑種地とは桁が違うんですね、農地とは。今聞いてびっくりしました。

次に行きます。

新聞報道によれば、このたびの鍋田の残土山なんですが、調整区域の農地は大体1反で1,700円ぐらいになるかなと思って計算してみたんです。雑種地になると、確かに11万8,800円ぐらいになるのかな。5,100平米で割り算しましたら、大体これぐらいの数字が出てくるんですが、これが市街化区域に農地及び雑種地は幾らぐらいになるか、分ければ教えてください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 土地の評価は、接続する道路の価格、間口、奥行き、土地の形状等の要件で異なっておりますので、御質問の課税額につきましては算出できかねますので、御理解を願います。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 分かりました。

それでは、先ほどもちょっと数字見て確かにびっくりしたんですけど、なぜこの農地って極端に課税額が安いんですか。食料確保という目的もあると思うんですが、なぜこれだけ安いんですか。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 土地の評価につきましては、地方税法に基づく固定資産評価基準により評価の方法が定められており、いずれの地目につきましても、適切に評価し、課税をしております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 多分、私が思うには、食料確保という大きな目的があるからこういうことになっておるんだと思うんですが、次に2番目の写真をお願いします。

最近、こういうような風景を皆さんいっぱい御覧になったと思うんですけど、農地に見えないから雑種地課税となったと、こういうふうに新聞報道にもあるんですが、こういうふうには畑にシートを張ってブロックを並べた土地、これ課税はどういうふうになっておるんですかね。市長にもお聞きしたいです。税務課長にもお聞きしたいです。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 御答弁申し上げます。

一般論でお答えをさせていただきます。

耕作の目的に供される土地とは、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていないけれども耕作しようとするばいつでも耕作ができる、すなわち容易に復旧ができる土地も含むものとしております。

したがいまして、その土地の状況に応じて、適切に課税をしております。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 税務課長と同じ答弁でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 次、金魚のいない、最近金魚組合の組合員さんも随分減ったとかいう新聞報道を見ておるんですけど、金魚のいない金魚池、それからビニールハウスの中にもう農業とは全く関係のないものをいっぱい積んでおるようなこのビニールハウスですね。こちらのほうの固定資産税の課税状況というのはどうなんですか。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 先ほど御答弁しましたとおり、その土地の状況に応じて適切に課税しております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） その適切というところがちょっとね、いろいろ疑わしいんですが、3番目の写真をお願いいたします。

これも同じように、ビニールシートを敷いてブロックで押さえてある。これが場所によっては古タイヤを並べてみたり、石ころを並べたり、中には2リッターのペットボトルに水を入れて並べたり、いろんな方法でビニールで草が生えないようにしてみえると思うんですが、場所によっては、草が生えておったと思うとちゃんと下にビニールがあるんですよ。相当な年数がたっておるわなと。もう到底こんなの、農業をやるという意志があるのかないのか、恐らくないだろう、ないからこういうふうにしたんだろうというふう思うんですが、こういう荒れ放題の土地って、まだ3日ぐらい前だったかな、私、一宮から名鉄尾西線でわざわざ弥富まで帰ってきて、車窓からずうっと眺めてきますと、稲沢へ入ると植木がいっぱい植えてありますよね。そうすると、この植木というのは庭木を売るような、商品の庭木だろうと思うんですけど、普通松だったらかなり手を入れていかないとそんな売り物にならんと思うんですが、もう放りっ放しで荒れ放題で放ってある。多分こういうものも、恐らく農地として課税されておるかな。

実際この写真ですね、あまりにも弥富で撮るとちょっとまずいもんですから、実際稲沢なんですけど、500坪ぐらいの土地に9本だけ、何の木か分かりませんが植わっていました。そういった適当に木だけ植えて、農地と見せかけるのか何か知らんですけど、確かにこの間、

8月17日の全員協議会の中で市長がおっしゃったのが、木の数が足りないからもうちょっと植えてもらわんと農地に見えんとか何か言って、そうしたらやっぱり後日私のところへ、あんなこと言っているのかという話で、随分抗議の電話も入っていました。

偽装農地としか私は思えないんですけど、こういうものを実際認めておるわけですね。何年も耕作されていない。いっぱいありますよ。それがだんだんもう本当にどんどん増えておるんですね。

ですから、こんな状況をいつまで放っておくのですかということを聞きたいんですが、この状況を税務課長、どういうふうと考えられますか。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 本市の課税につきましては、関係法令に従い、適切に課税しております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 適切にというふうにおっしゃいましたから、来年の4月、固定資産税の縦覧がありますから、これは誰でも見られるわけですから、それで見ればどんな課税を試みえるか、これが本当に公平にされておるのか公平にされてないのか分かりますので、来年の4月を私楽しみにして、一遍全部チェックをかけようかなと思っています。

固定資産税というのは、1月1日現在の所有者に対して、登記簿の地目に関係なく現況で課税することが原則と、こうなっておりますが、これまさしく現況でかけてみえるんですか。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 固定資産評価基準に基づき、適切に課税しております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 農地法第30条、農業委員会は年1回農地の利用状況を調査しなければならない、こうなっておるわけですね。利用状況調査の目的は、遊休農地の把握が含まれております。

遊休農地とは何か。これ私が見たものから読みますと、過去1年以上作付が行われずに、今後も維持管理や栽培が行われる見込みがない、2番目に、栽培が行われているが周囲に比べ著しく程度が劣っている、3番目に、現在または1年以内に遊休化するおそれがある、ということが書いてある。

それで、国税である相続税、これの納税猶予を受けてみえる方が随分あるわけですね。その納税猶予とは何かというと、私は農業をやりますからもう重税をかけないでくださいということで、20年間農業をやりますので、要するに事実上は相続税を免除してくださいという制度だと思うんですが、それをやりますと、財務省が最大の利子税も含めて抵当権をつけてきます。ですから、国のほうは、万が一農業をやらなくなれば取る手法はもう十分手を打

ってやっておるわけですね、抵当権までつけていますから。

ところが、田植をされて、秋までほとんど手を入れずにほったらかしの田んぼがあって、ですから今時分になると、米を作っておるのか草を作っておるのかどちらなのというくらい草だらけになっておる。それで、10月か11月ぐらいになったら稲刈りをやるんですが、普通は稲刈りというのは手で刈るんなら鎌で刈る、機械でやるんならコンバイン入れるんですが、去年はどうされたかなと思ってみておったら、何と草刈り機で中へ、草刈り機ですよ。草刈り機で稲を刈って、それはそこまでは見ていませんけど、最終的にあれはどこへ行っちゃったのかな。多分動物でも食べんだろうなというようなものを、これでも納税猶予が通っていつて、当然これを農地として認めておるわけなんですよ。

ですから、さっき言った畑とシートを張ってブロックを並べた土地は、年々増加傾向にある。確実にこんなのはやる気がないとしか思えないんですけど、この農地法30条による農業委員会というのは、ちゃんと現況調査をやってみえるんですか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） これは通告外ですか。

○5番（加藤明由君） してありますよ。

○議長（平野広行君） 答弁できますか。

通告外ですので答弁できないということですので、お願いします。

○5番（加藤明由君） 結構です。分かりました、いいです。

○議長（平野広行君） 答弁させます。

岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 税務所管の関係でお答えさせていただきます。

税務所管につきましては、職員が適宜市内を確認しており、地方税法に基づき適切に課税しております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 事実上、雑種地に納税者が畑にシートを張ってブロックを並べた土地が、どうも格安の農地課税がされておる。こういう事実を、さっきすごい金額だったんですけど、その雑種地課税で税金を払ってみえる金額が億だったですね。こういう適正に納税してみえる方が畑にシートを張ってブロックを並べたやつは農地と知ったら、納得すると思えますか。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 地方税法に定められた固定資産評価基準に基づき、今後とも適切な課税を進めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 税金というのは、一つ一つの土地に課税状況が別に貼ってあるわけじ

やないですから、どんな税金を払ってみえるか全く世間は知りません。先ほど言ったように、調べる手だては4月の縦覧しかないわけです。これでこんなのを見たら、もう当然拒否反応が出ると思います。ですから、せいぜい分かるのは生産緑地の看板、これは上がっていますよね。ただ、生産緑地とは何だということを理解してみえん人だっていっぱいおりますので、生産緑地も確かに税金は安いんですが、それはそれなりに拘束されていますのでそれはそれでいいんですけど、知らないから結局みんな納付書が来れば払ってみえると思うんですけど、これを知ったら多分相当クレームが来ると思います。

耕作放棄地ですね、これがどんどん増加する。間違いなくこれ増えています、見ています。不公平感は絶対払拭できないと思います。このまま続けていって維持できるかなと思うんですが、それで今日一番言いたかったことは、今日の取材のとおり、この残土山の件なんです、この残土山と似たような土地が別にもあります。この方が面積からいったって大体100メートル真四角ぐらいありますから、2倍の120万円を払うとなると、これは相当な負担である。もう一銭も収益が上がらないものに対して120万円払う。これは普通じゃ払えないなあということで、登記簿とそれから所有者の自宅の登記簿も取らせていただきました。一応御自宅の登記簿は何もついていませんから、払ってみえるんだろうなということしか今のところ確認できないんですが、登記の内容はちょっとなあと思うことはあるんですけど、それ以上言えませんから。ところがこの間の議会の中でも、この間のC B Cテレビさんの中でも、公平性公平性という言葉が盛んにおっしゃっておった。

本当に公平性かなと思って、実は私が議員になって1か月もたたないうちに、私の友達から、ちょっと相談に乗ってやってくれんかなあと、こういう相談がありまして、何かと言ったら、娘さんが親の借金で困っておるんだわ。何の借金と言ったら、いや、市役所から税金の督促が来ておる。幾らなのと言ったら、何か700万とか600万とか聞いたんですけど、どうなのと言ったら、いや、もうとても払える金額じゃないからということで、一応こちらのほうにも、聞くといったって個人情報ですからなかなかあれですけど、登記簿を取らせてもらいました。そうしたら、ここに手元にありますが、平成13年から14年、15年、16年、19年、23年、28年、立て続けにこれを弥富市、差押えかけておるんです、参加差押え。

本当にこの方はもう困ってみえる。だから、この人に対しても、それこそさっきの話だけど、まけてやれとか何とかしてやれという話もできんわけでもないですけど、そんなことをやったら、多分この間も市長、いろいろ考えますと言ってみえたんですけど、これを本当にそんな簡単に何とかしてやれとか特例にしてやれとかいって本当にやったら、すごい私も私もと手を挙げてくるともう収拾がつかなくなる。ですから、そんなに簡単にまけてやれとか特例なんかできないと思うんです。

1つ私、実はこれ佐藤仁志議員が調べてくれたんですが、先ほど出ました市長が市長会に

行かれた淡路市、この淡路市の税制をちょっと調べてくれたのが佐藤仁志議員。

ここが、平成24年から雑種地課税の見直しをやっています。全国的に雑種地の評価が見直されている中、淡路市では平成24年度の固定資産税評価替え年度におきまして、土地の課税地目が雑種地の地目について、従来の一定評価から利用状況に応じ評価する宅地比準方式に見直しを行いました、こういうことですね。それで、8ランクに分けて雑種地も、1つの一番高いやつで駐車場、舗装してある駐車場は宅地の60%、資材置場で舗装してあるものは40%、私道、個人の道ですね、個人の道で出入りだけに使っておる個人の道路、これは10%、一番安いその他、利用困難な土地等、まさしくあの残土山がそうだと思うんですけど、全く利用価値がないわけです、1%。11年も前からこういうふうにやってみえるところだってあるわけなんですよ。

この方法が一番皆さんが納得できる方法かなと思うんですよ。そうでないと、そんなのまけてやれとか免除してやれという話ではないと思うんです。どんどん事実上の雑種地が増えてくる中で、今のままでやろうたって私は無理があると思います。ですから、この際どうですか、こういう方法をお考えになったらどうですか。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 御答弁申し上げます。

淡路市は、大阪湾等の海に囲まれた島で、丘陵地や山林が市域のほとんどを占めるといった特徴がございます。

淡路市の事例は、同市の地形や地域性を踏まえ、雑種地について区分を細分化し、補正を定めているものと思われます。本市とは地形も大きく異なることから、同様の考え方により補正の見直しが必要とは考えてはおりません。

なお、近隣市町村の状況を調べましたところ、淡路市同様に細分化した補正を行っている市町村は、海部管内にはございませんでした。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 別に海部管内でやっておらんかって、どこから始めたら、一番先頭を切ってやったっていいじゃないですか。ですから、何でも人のまねをするんじゃなくて、人がまねをするようなことをやれませんかということなんです。

このことについては、10年ぐらい前ですかね、飛島村の村長選挙があったときに、その候補者の方のホームページに見ておったら、前例主義と題して、前例主義、このくらい楽なものはない。何も考えなくてもいい。万が一間違った場合でも前の人のせいにできる。だから前例主義とはこのくらい楽なものはない、こういうふうに書いてありました。もっともな話なんです。でも、こんなことをやっておると全然進歩がないよなあと、こういうふうで前例主義は駄目だよという、こういうホームページには出ていました。まさしく私もそのとおり

であると思いました。

ですから、別に海部地域で誰もやっていないといったって、これ実際、この淡路市のやり方って、私非常に正しいと思うんですよね。こんな隣の駐車場で貸して大もうけとは言いませんけど、1反貸せば何万かと毎月入ってくる、そういう土地とどうしようもない土地と同じ課税で、これは絶対おかしいと思うんですね。ですから、こういう人のまねすることになりますけど、それでもやられたほうがいいんじゃないかなあ。

これも全然手をつけずに放っておくつもりかどうか知りませんが、非常に冷たいやり方だなと私は思うんですが、これは国税なんですけど、やはり同じ農地を持ってみえる方のお話も聞きました。この方は、これうちの財産だけど全部見てくれと、こんなもん見せてもいいのと言われたんだけど、ああ見てくださいと。実は困っておるんだ。1反弱の畑と6反強の田んぼがある。これも固定資産税の、実際その方も結構な高齢な方なんですけど、私が死んだらこの土地の相続税評価が1,600万円だそうだな。1割でもいいで誰か買ってくれんかなあ。そんな1,600万円も価値つけてもらったって、誰も買手いないよ。だけど、死ぬとこれだけの評価してくれる。でも誰も買ってくれない。これと一緒になんです。国税ですけどね、これは。ですから、実際もうこれは税制度が実態に合っていない。

ですからあれでしょう。さっきちょっと出ましたが、空き家をいつまでも放っておく理由の中に、土地の固定資産税が6分の1になるから、幾ら壊れかけた人が住めんうちでも残っておれば6分の1になる。それが実際空き家の増える原因になっているということで、それも随分見直しますよね。ですから、時代に合った見直しをしていかなきゃいかんではないかということで、そういう提案をしたいと思います。

どうですか、こういう市街化調整区域の、昔は何かあれらしいですね、売れたと。でも、最近では本当にもう誰も買手がない。場所によっては借手もない。こんな時代にこんな時代遅れなことをやっておいていいのかということですが、どうですか、市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市といたしましては、地方税法の規定によりまして、税の公平性の観点から適切に対応してまいりたいと思っております。

また、行政機関として、法令に基づき、これも適正に事務を執り行っております。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 公平性という話がいっぱい出てきておるんですけど、ちょっとこれは証拠がないですからあれですけど、どうも公平でない部分が随分あるように見える。

それで、さっきも言いましたように、JRの基礎ぐいの関係で今市長、裁判をやっておるわけですけど、その中からいただいた資料の中で、裁判所に出てきた資料の中で、見てお

ったら、これ課税せないかんのやけど、どうも税金取っていないなあというのが出てきたんですよ。これ以上言いませんけど、全く公平じゃないですよ。

この間、裁判所に市が出された書類、それをじっくり見ておったら、これ税金取っていないなあ、これ取らないかんよなあ、ありますよ。ですから、全く公平公平と言われますけど、公平が守られていないものがいっぱい私はあると思います。来年の4月の縦覧でしっかりと調べをさせていただきます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時16分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 早 川 公 二



令和5年9月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功   |     |         |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                             |         |                               |         |
|-----------------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市 長                         | 安 藤 正 明 | 副 市 長                         | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長                       | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長                       | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長                      | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長             | 山 下 正 巳 |
| 建 設 部 長                     | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長                       | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長          | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長        | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長                     | 大 木 弘 己 |
| 総 務 課 長                     | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長                       | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長                      | 山 森 隆 彦 | 企画政策課長                        | 佐 藤 文 彦 |
| 防 災 課 長                     | 太 田 高 士 | 税 務 課 長                       | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長                     | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼<br>十四山支所長兼<br>鍋田支所長 | 服 部 朋 夫 |
| 環 境 課 長                     | 梅 田 英 明 | 市民協働課長                        | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長                     | 浅 野 克 教 | 健康推進課長                        | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長                     | 後 藤 浩 幸 | 介護高齢課長                        | 安 井 幹 雄 |

|             |           |                                                     |         |
|-------------|-----------|-----------------------------------------------------|---------|
| 児 童 課 長     | 飯 田 宏 基   | 総 合 福 祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長 | 上 田 忠 次   | 土 木 課 長                                             | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長 | 三 輪 秀 樹   | 下 水 道 課 長                                           | 水 谷 繁 樹 |
| 学 校 教 育 課 長 | 田 畑 由 美 子 | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長                  | 飯 塚 義 子 |

## 6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 議 事 課 長 | 田 口 邦 郎 |
| 書 記         | 川 村 紀 子 |         |         |

## 7 議事日程

|              |                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------|
| 日程第 1        | 会議録署名議員の指名                                                     |
| 日程第 2 議案第26号 | 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について                                    |
| 日程第 3 議案第27号 | 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 議案第28号 | 弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について                         |
| 日程第 5 議案第29号 | 令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                                 |
| 日程第 6 議案第30号 | 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）                                          |
| 日程第 7 議案第31号 | 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                    |
| 日程第 8 議案第32号 | 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                                   |
| 日程第 9 議案第33号 | 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）                                      |
| 日程第10 認定第1号  | 令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について                                       |
| 日程第11 認定第2号  | 令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について                                   |
| 日程第12 認定第3号  | 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                                 |
| 日程第13 認定第4号  | 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                                |
| 日程第14 認定第5号  | 令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                                   |
| 日程第15 認定第6号  | 令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について                                        |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と佐藤高清議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第26号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第27号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第28号 弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第5 議案第29号 令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第6 議案第30号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第31号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第32号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第33号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 認定第1号 令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（平野広行君） この際、日程第2、議案第26号から日程第15、認定第6号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、加藤克之議員。

○9 番（加藤克之君） おはようございます。

改めて議案質疑、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきまして御質問、内容確認させていただきたいなと思います。

まず初めに、商工会の予算だと思いますが、商工会とどのような内容でこれに取り組む予算を組んだんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市商工会が、近鉄弥富駅の南にあります駅前ロータリーの噴水と時計塔を利用し、イルミネーションの装飾を実施するものになります。今のところ、商工会では詳しい装飾の内容は決定していないとのことでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9 番（加藤克之君） 部長の先ほどの最初の話は聞いておりますが、詳しい話を今日聞けたらと思って質問をさせていただきました。まだというわけですが、その内容を期待しながら、しっかりとした予算、やっていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、ポケットパークをはじめロータリー等駅前周辺も含みながら、そしてイルミネーションの場所は近鉄側でございます。近鉄の会社とも一緒に取り組む考え方はございますか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市商工会に確認しましたところ、一緒には行わないとのことでございました。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9 番（加藤克之君） 一緒には行わないということですね。

今回初の事業をやっていただく、そしてまた市から商工会にお願いをするという状況かなというふうに思いますが、今後、継続していただく状況かなというふうに感じます。しっかりと周りを含めながら、駅前にもぎわいという市長のお話にもいつも出ますんで、それをきっかけに起爆剤としてやっていただく。今回も12月中旬から令和6年1月8日までですか、行っていただくという状況なので、楽しみにしながら駅前の状況を確認したいなと思います。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2 番（那須英二君） 2 番 那須英二。

通告に基づきまして、質問させていただきます。

議案としては4点。

まず、議案第26号でございます。

この議案第26号は、マイナンバーカードによってコンビニ交付等で住民票等を発行できておりますけれども、それに追加した形で印鑑登録証明の交付を受けることができるという追加の議案だというふうに捉えております。その中で、現在このマイナンバーカードを使っ  
てのコンビニ交付等では、多くの不具合が他市町等でも確認されていると思いますが、それに伴って、今後追加していくことについて質問をさせていただきます。

これまでのコンビニ交付等で他人の証明書等が出るなどの不具合が弥富市の住民の中であ  
ったのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 服部市民課長。

○市民課長兼十四山支所長兼鍋田支所長（服部朋夫君） お答えさせていただきます。

本市のコンビニ等の多機能端末での証明書交付開始は令和6年1月4日となるため、該当  
がありません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 印鑑登録証明の話ですよね、それは。じゃなくて、住民票もまだ。

ごめんなさい。私が勘違いしておりましたが、今後そういった形でまだ始まるという段階  
でございました。失礼しました。私の認識不足でございます。

そういう中で、今、現状として多くのニュースが出される中で、マイナンバーカードを返  
納される方っているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 服部市民課長。

○市民課長兼十四山支所長兼鍋田支所長（服部朋夫君） 令和5年8月末現在、自主的にマイ  
ナンバーカードを返納された方は7名です。理由としては、マイナンバーカードを健康保険  
証として利用することや個人情報の漏えいの不安などの意見もありました。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

〔「関係ないよ、議案質疑と」の声あり〕

○2番（那須英二君） いや、関係なくはないんですが。

こうした形で不具合が全国的には言われている。そして住民の方も不安になっていると。  
そういう中で、新しくこうした交付をされていくわけですが、そういう中で、やっぱ  
り不具合に関して対応していかないといけないと思うんですが、この不具合が出た場合に、  
どのように対処していくのでしょうか。

○議長（平野広行君） 服部市民課長。

○市民課長兼十四山支所長兼鍋田支所長（服部朋夫君） 不具合の状況、原因を確認し、速や  
かに対処してまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） もちろんそのとおりなんですけれども、やはり他人のものが出てくる

ということは、本人の個人情報に関わってくる部分ですので、本当にそういう中でどんどんこうした拡充していったのかというところがやっぱり問われているというふうに思いますので、慎重な対応をお願いしたいというふうに思います。

続いて議案第27号でございます。

議案第27号については、保険証廃止に伴っての情報ネットワークの整備だということですが、思いますけれども、こうした中で今、保険証に関してもかなり大きな不具合が確認されているというふうに思います。そういう中で、このマイナ保険証が導入されることに伴って、もう導入されているんですけど、それを今、健康保険証を廃止することによって促進していくような意図が見られるわけですが、この健康保険証が廃止されることによって、市として困るという点はないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） 現在、受給資格要件の確認手段として行っている保険証の提示が不可能となり、医療費支給において、受給資格者の加入する医療保険に関する情報等を情報提供ネットワークシステムの情報連携によって取得をすることになります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 困ることを聞いたんですが、何かちょっと違う形で答えられたかと思っています。

今、市としてというか、国のほうからそういうふうな形で進められているというところだと思いますが、このマイナ保険証で実際にエラーによって受診ができないという市民の方がいらっしゃいました。そういう形で私も御相談を受けておりますけれども、この保険証を廃止したことによって、そのようなケースが対応しにくくなるんじゃないのでしょうか。それはどうでしょうか。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

医療機関、薬局や保険者である社会保険、保険組合、国保等の問題ではありますが、マイナンバーカードによるオンライン資格確認で不具合が発生する可能性は否定できないと考察します。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そうした中で、やはり今の紙ベースでの保険証を残していく必要があるんじゃないかというふうに思うわけですが、その代わりに今後、資格証明書、さっき受給資格証明書ということ言われているんですけども、新たに資格証明書を国のほうは発行すると言っているんですが、これ普通に今の保険証を残せばいいんじゃないのでしょうか。この廃止

する正当な理由というのはあるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

国が健康保険証とマイナンバーカードの統一化を図り、令和6年秋に現在の健康保険証を原則廃止する方針を示したことによるものでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質疑のほうはこの27号に関してはここで終わるんですけども、やはりこの保険証があるものを廃止してわざわざ新しくつくと。そういう手続の中で今こうした議案が出てくるということになっていきますので、やはり国のほうも考えていただきたいというふうに思っています。

続きまして、議案第28号でございます。

この議案第28号は、弥富市の工場立地に関して緑、森林の面積等の緩和をしていくということでございますけれども、この該当地域というのはあるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 条例で適用する区域につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない区域である市街化調整区域が該当しております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） それは議案に載っていますので、そうじゃなくてその中身が知りたい、こういった地域がおおむね該当しているのか。例えば栄南地域であったりそういったところをやっぱり説明していただきたいかったですけれども、ここで質問を使うの。

○議長（平野広行君） 質疑は3回までですので、今の答えで答弁です。

○2番（那須英二君） でも、答えてないですけど。

○議長（平野広行君） あとは委員会等で御質問ください。

○2番（那須英二君） 委員会が違うのであれなんです、詳細な、どういう地域がおおむね該当するというのはやっぱり示していただきたいというふうに思います。

あと、このような緩和ばかりしていると、緑地を保全していくという視点がやはり困難になっていくんじゃないでしょうか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 工場緑地は、周辺環境との調和を図る上で有用なものでございます。この条例により緑地整備の緩和を行います、国の定める区域の区分ごとの基準内で本市の準則を定めることで、企業には緑地の整備及び維持管理を適切に行っていただくこととなりますので、緑地保全が困難になることはございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今まで20%、あるいは25%といったところが、今度5%や10%に変わっていくということでございます。基準内だとおっしゃいますけれども、現実的にはやはり緑が少なくなっているということになります。

現在、地球温暖化ということで大変環境にも大きな問題があるわけですが、そういう中で、やっぱり環境保全としての視点から緩和するというのは、そういった視点からもあまりよろしくないんじゃないでしょうか。その環境の視点からはどのように考えていらっしゃると思いますでしょうか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 工場立地法では、緑地あるいは環境施設とする噴水や運動場などに対して基準を設けるものであり、環境規制に係る基準を達成した上で、地域の生活環境との調和を目指すものでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 基準は守っていると、守るということでございますから、質問としてはこれ以上言いませんけれども、ただやはり環境の視点から少しでも緑を多く守っていくというところは忘れてはいけないというふうに思います。

続きまして、議案第29号でございます。

この下水道会計の未処分形で利益剰余金が発生していくということでございます。下水道会計、本当に今厳しい会計なんですけれども、なぜこのような利益剰余金が発生したんでしょうか。その要因は何でしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 本市下水道事業は、令和2年度から公営企業会計事業として経営を行っておりますが、下水道事業が整備中ということもあり、整備費用が多額ということで、一般会計から毎年多くの補助金をいただいていることで事業を行っております。

令和4年度弥富市下水道事業損益計算書では、3の営業外収益で他会計補助金3億6,814万2,000円を計上し、営業収益である下水道使用料等より、多くの費用がかかる管渠費や処理場費などの営業費用を差し引いた営業損失を補填していることにより、損益計算書の収支では約2,800万円の当年度純利益が計上される収益的収支となっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 2,800万円がそういった形でということなんです、本当に下水道事業も一般質問等でもさせていただいているように経営大変厳しい状況ですので、今後の見通しをしっかりと考えていただきたいと思います。

以上で質問は終わります。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案14件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 佐 藤 高 清

令和5年9月26日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（14名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

| | |
|-----|-------|
| 16番 | 大 原 功 |
|-----|-------|

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|-----------------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長 | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 巳 |
| 建 設 部 長 | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長 | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長兼
図書館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長 | 大 木 弘 己 |
| 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長 | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 企画政策課長 | 佐 藤 文 彦 |
| 防 災 課 長 | 太 田 高 士 | 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋田支所長 | 服 部 朋 夫 |
| 環 境 課 長 | 梅 田 英 明 | 市民協働課長 | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長 | 後 藤 浩 幸 | 介護高齢課長 | 安 井 幹 雄 |

| | | | |
|-------------|---------|---|---------|
| 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長 | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長 | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長 | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 学 校 教 育 課 長 | 田 畑 由美子 | 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 飯 塚 義 子 |

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 議 事 課 長 | 田 口 邦 郎 |
| 書 記 | 川 村 紀 子 | | |

7 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第3 議案第26号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第27号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第28号 弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第29号 令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第7 議案第30号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第31号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第32号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第33号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 認定第1号 令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について
（追加提案）
- 日程第17 発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及

び拡充を求める意見書の提出について

日程第18 発議第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第19 発議第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第20 議員派遣の件

日程第21 閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（平野広行君） 皆さん、こんにちは。

会議に入ります前に、大原功議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、板倉克典議員と那須英二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長（平野広行君） 日程第 2、報告第 3 号を議題とします。

地方自治法第180条第 2 項の規定に基づく専決処分の報告については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告に代えさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 3 議案第26号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第27号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第28号 弥富市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第 6 議案第29号 令和 4 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 7 議案第30号 令和 5 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第31号 令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第32号 令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第33号 令和 5 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第11 認定第 1 号 令和 4 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 2 号 令和 4 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 3 号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 4 号 令和 4 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第15 認定第5号 令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第6号 令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（平野広行君） この際、日程第3、議案第26号から日程第16、認定第6号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託された案件は、議案第28号弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてはじめ2件です。

本委員会は、去る9月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第28号弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について及び議案第29号令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上2件を一括審査しました。

委員から、議案第28号について、飛島村や名古屋市等近隣市町村の状況等はどうなっているかとの質問に、市側より、飛島村については、まだ工業立地法の準則も定めていないです。港の楠や木場などについては、県が別の法律、地域未来投資促進法に基づく基本計画を既に定めておりますとの答弁がありました。

また、委員から、工場立地法の準則を定めていないということは、飛島村はもともと上乘せしていなかったのかとの質問に、市側より、本市においても工業地域や準工業地域、調整区域については国が定める基本の面積率としている。準則を定める条例については、海部管内では本市以外にあま市や津島市しか定めておりませんとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第28号及び議案第29号は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第26号弥富市印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部改正についてははじめ2件です。

本委員会は、去る9月19日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員から通告にて、議案第27号について、弥富市において、現状の保険証での不具合はどういったことがあったのかとの質問に、市側より、窓口申請時の保険証確認で、社会保険等加入時に保険証が即時発行されない場合があり、保険証未交付による資格確認ができず、受給者証を交付できないことがありましたとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、保険証を廃止し、マイナ保険証を持っていなければ資格証明書を発行するとのことだが、コストはどれほどかかるのかとの質問に、市側より、各保険者の対応となりますので、費用については掌握しておりませんが、国民健康保険と後期高齢者医療の場合は保険システムからの打ち出しになるので、費用面では少額だと推察しますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第26号については、全国的にはかなり多くの不具合が発生している。こうした中で、マイナンバーカードの利用を促進するようなことは賛同できるものではない。議案第27号については、前提がマイナ保険証を推進する、健康保険証を廃止するといった議案に賛同することはできないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第26号及び議案第27号は賛成多数で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） 予算決算委員会委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託された案件は、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）をはじめ10件です。

本委員会は、去る9月20日に委員15名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、臨時財政対策債が5,660万円減額され、予算現額は6,240万となった。普通交付税算定の際の財源不足額に対する臨時財政対策債の

比率は直近5年間でどのように推移しているかとの質問により、市側より、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた振替前財源不足額に対する臨時財政対策債発行可能額の割合は、令和元年度22.76%、令和2年度32.84%、令和3年度71.86%、令和4年度24.13%、令和5年度10.16%との回答がありました。

続いて、総務部所管の決算認定について、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件を一括審査しました。

委員から通告にて、自主防災組織支援事業について、昨年度から補助合計金額があまり増えていない。自主防災活動がまだコロナ前に戻っていないと感じる。防災訓練の件数は増えていないのかとの質問に、市側より、防災訓練の実施件数については、令和3年度9件、令和4年度17件実施しており、8件の増加との答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算について、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から商工会補助金は140万円あるが、その事業計画はとの質問に、市側より、詳細な計画は決定していないが、商工会からの説明では、近鉄弥富駅の駅前ロータリーの時計台と噴水の周りにイルミネーションを設置すると聞いているとの答弁がありました。

続いて、建設部所管の決算認定について、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について、以上3件を一括審査しました。

委員から通告にて、弥富駅周辺地区整備計画策定業務委託について、事業効果や採算性に疑問が多く、市の負担が大き過ぎるので見直すべきと考えるが、委託の成果と今後の予定はとの質問に、市側より、業務内容はJR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅に挟まれた区域を対象に、令和3年度に検討した整備計画案から一部事業区域を拡大して検討を行った。また、地権者の個人面談や民間事業者のヒアリング、地権者説明会等を実施し、いただいた意見を基に計画案の修正検討を行った。今後の予定としては、令和5年度はこれまでに検討してきた整備構想案を基に、駅前広場や都市計画道路の都市計画変更に係る関係機関協議を進めていくとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の決算認定について、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、自治会支援金について、どのような使用用途がなされたのか。コロナ交付金が受け取れるような適切な活用がなされたのかとの質問

に、市側より、自治会活動の運営に当たる自治会費等を全額または一部免除する地区、換気対策等を行えるよう、集会所等の改修を行った地区や、安心・安全のための活動に要する防犯カメラの設置に要する経費に充てた地区など、自治会等の活動の再開・継続のための経費などに活用したとの報告、御相談をいただいております。今回交付した自治会支援金は、コロナ禍等で原油価格、物価高騰によって負担が増した自治会活動の経費等に使われており、コロナ交付金が受け取れるような適切に活用がなされたと会計報告等で確認していますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の補正予算について、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）から議案第33号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上4件を一括審査しました。

市側からの説明の後、委員から質疑等はありませんでした。

続いて、健康福祉部所管の決算認定について、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括審査しました。

委員から通告にて、おむつの回収業務について、利用者や保育士の反応はどうかとの質問に、市側より、保護者においては、衛生的ではないごみを持ち帰らなくて楽になったという声がほとんどですが、持ち帰っていたときに確認ができた使用枚数が分かりにくくなったという声もあります。また、保育士からは、使用済みおむつを個別に分けて保護者に返す必要がなくなり作業が減ったという一方で、使用した枚数を保護者に伝える手間が増えたとの意見も聞いています。ほかに、児童の体調を伝える手段が減ったことや、保護者と連携したトイレトレーニングが進まなかったというマイナス面がありますが、保護者及び保育士の負担が軽減され、総体的に好評を得ています。次年度以降も継続して実施していきたいとの答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

市側からの説明の後、委員からの質疑等はありませんでした。

続いて、教育部所管の決算認定について、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査しました。

委員から通告にて、スクールカウンセラーの配備で本当に問題が解決しているのか、現場の教師を含めた検証はされているのかとの質問に、市側より、スクールカウンセラーを配備することにより、スクールカウンセラーのアセスメント、つまり子供たちの様子の観察、作品分析、発達検査がこれまで以上に丁寧に行うことができるようになったため、教職員と相

談する時間、コンサルテーションがこれまで以上に持てるようになったり、子供の抱える課題についても対応を考えるケース会議を行ったり、生徒指導会議等に参加したりと、スクールカウンセラーもチームの一員として子供たちを支える体制の充実が図られていますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、認定第1号については、多くの利益が出ている中で、対応しなければならない事業について予算を確保してほしいや、弥富駅自由通路、弥富駅前整備、区画整理事業等において、全く情報が開示されていない。また、弥富駅自由通路橋上駅舎化事業については、数千万の委託を支出しているが、成果品の納入がされていないということは適切ではない。認定第3号については、一般会計からの繰入れはあるが、市民の負担が大きくなっている。制度の見直しを行うべきである。認定第4号については、保険料等が高くなり、窓口負担が増加傾向にあるため、制度自体を抜本的に見直す必要がある。認定第5号については、年金等所得が減っている状況の中で、保険料や窓口負担が増加傾向にある。生活を圧迫するような制度自体を抜本的に見直す必要がある。認定第6号については、収入では到底賄えない状況で、今後も負担が大きくなっていき、一般会計の補填が必要であるため、事業自体を縮小していくことや、これからまだ2年ほど新規で増築される状況であるため、事業を止めることが今できることではないか。また、見直し等も含め検討すべきや、収入で支出をカバーできていないという中で、一定の範囲内における一般会計からの繰入れはゼロだとは思わないが、金額があまりにも大き過ぎるため、一般会計を大きく圧迫しているとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第30号から議案第33号までの4件については、全員賛成で議案を了承、認定第1号は賛成多数で原案を了承、認定第2号は全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第6号までの4件については、賛成多数で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

すみません、先ほどの発言の中で、臨時財政対策債発行可能額の割合を令和5年度は10.16というふうに申し上げましたが、10.61%でございますので、訂正のほうよろしく願いいたします。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

認定第1号と第6号の2本について、反対の立場で討論します。

まず、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、実質単年度収支は黒字だということですが、新市庁舎や火葬所の建設事業が一服して、次の駅の事業が本格化するまでの大型事業の端境期で、一時的なものに過ぎません。

従来は20億円前後で調整していた財政調整基金が、まだ20億円に達していません。その他、今後の事業のためには目的別の基金を合わせて35億円程度の基金を積む必要があると思いますが、いまだ十分な貯金ができていません。なおかつ、下水道への繰り出しが止まっています。

今年度の予算執行によって、特に弥富駅周辺地区整備、車新田地区土地区画整理、それから西末広地区の整備構想に合計3,600万円の委託料を使って委託した成果、これが議会や市民に適切な説明がされていません。

特にこれ以外のことですが、自由通路橋上駅の詳細設計については、約3,000万円をJRに支払っていますが、JRが約3,000万円で作業した証拠とも言える図面が弥富市に納入されていないのに、3,000万円をJRに支払っているのは、僕は問題だと思います。

いずれにしても、将来に大きな負担を残すJR・名鉄弥富駅自由通路橋上駅化に関する予算が執行されています。以上の理由で、一般会計の決算認定に反対します。

次に、認定第6号令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定についてですが、本来、受益者負担が原則である下水道会計ですけれども、営業費用として約8億、これに対していわゆる利用者が払う利用料を中心とした営業収益は3億です。この差が5億、経費にしてみると3分の1程度しか収入で賄えていない。結局、一般会計からの約4億円以上の補助という名前の補填がなければ通常の維持管理もできないと。今後、人口減少などの要因により、下水道使用料はむしろ期待できないと思います。さらに将来は、現在造っている施設、この施設整備の更新に相当な経費が見込まれ、経営環境はますます厳しくなっているというのに、さらに新規の建設のために国から補助金は入るというものの、約4億7,000万円の企業債という借金をまた今年も積み上げています。改善が見られない下水道会計決算認定に反対します。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 私からは、議案第26号、27号、そして認定第1号、3号、4号、5号、6号について、反対の立場で討論を行います。

まず、議案第26号、27号、まとめさせていただきますが、この議案はマイナンバーカードを前提とした議案となっています。

議案第26号は、弥富市でもうすぐ始まるマイナンバーカードを使っの住民票などのコン

コンビニ交付に加えて、印鑑登録証明の発行を可能とする議案となっています。しかし、既に導入されている自治体では、このコンビニでの各種証明書の発行の際に他人のものが出るなど、重大なエラーが発生しております。プライバシー面からも、セキュリティの面からも重大なエラーとなり、弥富市でも今後このようなことがないと言い切れない状況となっています。ましてや、印鑑証明など重要な書類をコンビニ交付となれば、そのようなエラーが出た際には目も当てることができません。

また、議案第27号は、保険証の廃止を前提としてマイナンバーカードによる独自利用を進めるための条例整理であり、認めるわけにはいきません。

多くの医療機関から、保険証を廃止すると混乱が起こり、不具合に対しても対応しにくくなるという警鐘を鳴らしています。保険証廃止を前提とし、マイナンバーカードに一本化する前提の下での改正は認めるわけにはいきません。

続いて、認定第1号、3号、4号、5号、6号について、反対の立場で討論いたします。

まず認定第1号、一般会計の決算認定でございますが、今回は予算の見積りが甘く、結果として9億円を超える黒字となっています。丁寧な試算を行うことにより、より一層住民の困っている点に対して対応していくべきだと思います。このようなお金があれば、例えば私が一般質問で取り上げたような学校や保育所での防災セットをロッカーなどに常備しておくことが約800万円で実現可能となっておりますので、そういったこともできますし、災害に強いまちづくりを進めていくためにも強化が急がれる分野となっています。

また、市内道路でも歩道未設置や狭いなどで困っている箇所もたくさんありますし、学校の体育館に熱中症の観点からもスポットクーラーを増やすなど、あるいは保育所の保育士が集まらず、保育士さんらが負担が重いことを解消するための用務員の配置などにも手当てしていただきたいと思います。

そして、コロナ禍で疲弊し、物価高騰で暮らしが大変になっている今だからこそ、水道料金の引下げであったり給食費の負担軽減、高齢者の配食サービスの負担軽減など、より多くの市民の生活に関わる支援が求められています。そうした中で、このような予算があるわけですから、ただの数値としてではなく、一つ一つが市民の暮らしに直結するものとして検討していただきたいというふうに思います。

そして、認定第3号は、国民健康保険税の認定ですが、子供の均等割など、お金を稼げない人たちからも負担させるなど、到底受け入れ難い制度となっております。根本は国の負担割合が少ないところにありますが、このような制度は大きく改善する必要があります。

認定第4号は後期高齢者医療、第5号は介護保険の特別会計となっています。

年金が少なくなる中で、物価の急上昇が起こり、高齢者の暮らしも大変となっています。その中で、後期高齢者や介護保険料など、保険料も利用料もさらに負担増というふうになっ

ています。これも被保険者の負担が大きく、根本は負担割合を変える、あるいは一般会計などからの繰入れを行うことが可能となるような制度の改善が大本から必要だと感じています。

国において社会保障費をしっかりと担保し、手当てすることを弥富市としても要求していただきたいというふうに思います。消費税を増やして社会保障費が拡充されないこと自体が根底から間違っています。

最後に、認定第6号の下水道事業会計の決算認定でございますが、下水道事業は既に大きな将来の不安があります。この事業においては、採算性が全く取れずに破綻しかかっています。現在の料金収入では到底運営できず、一般会計からの多額の繰入れを行って何とか運営しているところでございますが、それは現在、ただ運営できているだけで、将来の維持管理、補修、改修などの大きな負担があるときには、さらなる投資が必要になってきます。そのような先の見通しの中で、まだいまだに新規事業に着手し、将来負担を増やしています。さらに今後は、国からの交付金も減っていくことが目に見えています。長期的な視点で真剣に検討し直す必要があり、少なくともこれ以上新規の工事を増やして負担を増やすことのないよう、改善を求めたいと思います。

以上の理由により、反対の討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第26号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号から議案第33号まで、以上5件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第33号まで、以上5件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

三浦義光議員から発議第2号から発議第4号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から第4号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第18 発議第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第19 発議第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

○議長（平野広行君） この際、日程第17、発議第2号から日程第19、発議第4号まで、以上3件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三浦義光議員に提案理由の説明を求めます。

三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

それでは、発議第2号から発議第4号までの3件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第2号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和6年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう国に対し強く要望するものであります。

発議第3号国の私学助成の拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するために、就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に対し強く要望するものであります。

発議第4号愛知県の私学助成の拡充に関する意見書は、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

以上、この意見書3件につきましては、それぞれの関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第2号から発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から発議第4号は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第2号から発議第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から発議第4号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議員派遣の件

○議長（平野広行君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにし
たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありまし  
た。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和５年第３回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時４１分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 板 倉 克 典

同 議員 那 須 英 二